

優良緑地確保計画認定制度

申請者用手引き（案）

国土交通省

目 次

1 優良緑地確保計画認定制度の概要	4
1-1 優良緑地確保計画認定制度の背景と目的	4
2 優良緑地確保計画認定制度の基本枠組	5
2-1 定義 【優良緑地確保計画認定制度要綱（以下、要綱）第3条】	5
2-2 対象主体 【要綱第4条】	5
2-3 対象事業・エリア 【要綱第5条第1項】	6
2-4 認定の対象区域 【要綱第5条第2項】	6
2-5 緑地面積・緑地割合 【要綱第5条第1項】	8
2-6 従前の状況との比較 【要綱第5条第1項】	8
2-7 評価の対象 【要綱第5条第2項】	10
2-8 緑地面積の算出方法 【要綱第11条】	11
計画期間・更新等 【要綱第5条第1項第6号・第8条】	12
2-9 緑地面積の算出方法	
2-10 定期報告 【要綱第10条】	13
3 評価方法	14
3-1 評価項目の種類及び配点等	14
3-1-1 ベース評価項目	14
3-1-2 コア評価項目	14
3-2 評価の視点と配点	14
3-3 評価項目の構成	16
3-3-1 気候変動対策	16
3-3-2 生物多様性の確保	16
3-3-3 Well-Being の向上	16
3-3-4 地域の価値向上	16
3-3-5 マネジメント・ガバナンス	16
3-3-6 土地・地域特性の把握・反映	16
3-4 評価指標一覧	17
3-5 認定ランク	21
4 申請方法	22
4-1 スケジュール	22
4-2 申請手順	22
5 採点基準	23
5-1 気候変動対策	23
5-1-1 緑地による温室効果ガスの吸収	24
5-1-2 木材利用による炭素貯蔵	28
5-1-3 ライフサイクルを通じた温室効果ガスの把握・削減	31
5-1-4 建築物の緑化による温室効果ガスの排出削減	34
5-1-5 地表面温度の抑制	36

5-1-6	風の道の形成	38
5-1-7	緑陰による熱中症対策	40
5-1-8	雨水の貯留浸透	42
5-1-9	再生材の使用	44
5-1-10	資源の有効活用	45
5-2	生物多様性の確保（自然資本の保全・回復）	48
5-2-1	水使用量の削減	49
5-2-2	まとまりのある緑地の確保	51
5-2-3	階層構造の形成	54
5-2-4	エコトーンの形成	57
5-2-5	良好な生息・生育環境形成に資する取組	61
5-2-6	地域に根差した植生の保全・創出	63
5-2-7	生態系ネットワークの形成	67
5-2-8	外来種の侵入防止・防除	70
5-2-9	化学農薬・化学肥料の使用量削減	72
5-2-10	プラスチック等化学物質の適正管理	75
5-2-11	生物多様性に配慮した資材の調達	79
5-2-12	環境教育の実施	82
5-3	Well-being の向上	84
5-3-1	公開性の確保	85
5-3-2	ユニバーサルデザイン	87
5-3-3	防犯性・安全性の向上	94
5-3-4	避難場所の確保	97
5-3-5	緩衝緑地の確保	100
5-3-6	身体的健康の増進	105
5-3-7	精神的健康の増進	108
5-3-8	地域コミュニティの形成	110
5-3-9	人々の交流・滞在の促進	112
5-3-10	地域と連続した歩行可能な空間の形成	116
5-3-11	沿道緑化	117
5-3-12	デザインコンセプトの設定	121
5-3-13	農の活用	127
5-4	共通	129
5-4-1	先進的取組	130
5-5	マネジメント・ガバナンス	131
5-5-1	事業の目的・目標の明確化	132
5-5-2	整備・維持管理計画の作成	134
5-5-3	実施体制の明確化	135
5-5-4	専門家の関与	136
5-5-5	資金の確保	138
5-5-6	モニタリングの実施	139
5-5-7	情報の開示	140

5-5-8	地域住民等とのコミュニケーション.....	141
5-5-9	ネガティブ・インパクトの管理.....	143
5-6	土地・地域特性の把握・反映	146
5-6-1	自然環境・歴史文化の把握・反映	147
5-6-2	社会的状況の把握・反映.....	150
5-6-3	法令遵守	151
5-6-4	行政計画の把握・反映	153
5-6-5	適切な課題の設定.....	154

1 優良緑地確保計画認定制度の概要

1-1 優良緑地確保計画認定制度の背景と目的

世界各国と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、減少傾向にある。他方で、気候変動対応、生物多様性確保、Well-being の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待が高まっているほか、ESG 投資など環境分野への民間投資の機運が拡大している。

都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、民間事業者における緑地整備等の取組の推進を図ることが不可欠である一方、民間においては、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的という課題がある。

市場において緑地確保の取組が進むよう民間投資を誘導し、また融資を受けやすい環境にするには、良質な緑地確保の取組の価値が投資家や金融機関、市民等の様々な主体に「見える化」されることが重要である。また、民間事業者等が行う緑地確保の取組について、気候変動対応、生物多様性確保、Well-being の向上等の課題解決に向けてより効果的な取組を推進するため、国が一定の指針を示す必要がある。

以上を背景として、都市緑地法に基づき、緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する指針を国が策定するとともに、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する本制度を創設し、国による財政支援と併せて、グリーンインフラとして多様な機能を有する都市緑地の質・量の確保を一層推進することが本制度の目的である。

また、本制度を通じて、良質な都市緑地を確保する取組の意義や環境面・社会面でのインパクトを見える化することにより、事業者が様々な主体にその取組の意義や企業価値を訴求することが可能になり、さらには良質な都市緑地が投資家や消費者等に選択されやすくなることによる資金の流れを創出することを狙いとする。

2 優良緑地確保計画認定制度の基本枠組

2-1 定義【優良緑地確保計画認定制度要綱（以下、要綱）第3条】

- 本制度における用語は以下のとおりである。
- ・「緑地」：法第3条第1項に規定する緑地（樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの）をいい、植栽、花壇その他の緑化のための施設を含むものをいう。屋上緑化・壁面緑化、人工地盤上の緑地、緑化ブロック等の植栽部分、農地は含まれる。
 - ・「緑地確保事業者」：その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者。（法第87条第1項）
 - ・「緑地確保事業」：緑地確保事業者が実施する都市における緑地の確保のための取組。（法第88条第1項）
 - ・「優良緑地確保計画」：緑地確保事業に関する計画。（法第88条第1項）
 - ・「敷地」：一つの建築物又は用途上不可分の関係にある二つ以上の建築物のある一団の土地。
 - ・「街区」：道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は水路等によって区画した場合におけるその区画された最小単位の地域。
 - ・「緑地利用施設」：園路、広場その他の緑地の利用者の利便のため必要な施設をいい、園路、広場、歩道状空地、敷地内通路、駐車場、ベンチ、あずまや等を含むものをいう
 - ・「緑地保全施設」：緑地の保全に関連して必要とされる施設をいい、土留、防火施設等を含むものをいう。

2-2 対象主体【要綱第4条】

- 本制度において、緑地確保事業を主に民間事業者が実施することを想定しているが、地方公共団体等の公的主体が実施するものも含まれるものとする。
- 優良緑地確保計画の認定を申請することができる緑地確保事業者は、対象となる土地の地権者及び地権者から同意を得て事業を行う者である。
- ただし、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者は除く。
- また、複数者による共同申請も可能とする。その場合は、共同して申請を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本申請の代表者を選定し、事業実施のためのグループとしての意思決定方法、責任者、グループ内の役割分担等を明確にした規約等を定めるとともに、グループを構成する全ての者が、ただし書きの規定に適合することを条件とする。
- なお、申請者の変更が行われる場合も、予め計画の変更を行うことで、認定の期限まではなおその効力は継続される。



図1 対象主体のイメージ

2-3 対象事業・エリア【要綱第5条第1項】

- 以下のいずれかに該当する事業が認定の対象となる。

(1) 新たに緑地を創出し、管理する事業

(例：再開発等と合わせて新たに緑地を整備し、当該緑地を管理する事業など)

(2) 既存の緑地の質の確保・向上に資する事業

(例：①既存の緑地の有する機能を増進させる事業（例えば、密生した樹林地を間伐し、陽光の入る緑地を形成する事業等）や②質の高い既存の緑地を持続的に管理する事業など）

- 認定の対象となる事業は、都市計画区域（都市計画法第5条の規定により指定された区域）又は準都市計画区域（都市計画法第5条の2の規定により指定された区域）において行われるものである必要がある。

2-4 認定の対象区域【要綱第5条第2項】

- 認定の対象区域は、原則、緑地を含む敷地全体とする。
- 一つの敷地を超えて行われる事業の場合、一体として行われる事業全体の区域を認定対象とする。「一体として行われる事業全体の区域」とは、プロジェクトの計画・整備に適用されている各種法令・制度・手法など（例：市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市再生特別地区、一団地の総合的設計制度、工場立地法等）で定められた計画区域・事業区域を指す。

- ◆ 認定対象区域は、「緑地を含む敷地全体」とする。



- ◆ 一の敷地を超える事業の場合、「一体として行われる事業※全体の区域」を認定対象とする。



※ 市街地再開発事業、
都市再生特別地区
一団地の総合的設計制度 等

図2 認定対象区域のイメージ

- 異なる事業であっても次のいずれかに該当する場合、当該敷地を有する敷地全てを認定の対象区域とすることができる。ただし、各事業の敷地における緑地面積は300m²以上とする。
- ✧ 複数の緑地が一つの街区にある場合は、一団の緑地として対象とする。
 - ✧ 複数の緑地が一つの街区を超える場合においても、それぞれの緑地間の距離が250m以内にあるものは、一団の緑地として対象とする。
 - ✧ 複数の緑地が一つの街区を超え、それぞれの緑地間の距離が250mを超える場合であっても、緑地間が連続した植栽や緑道等により結ばれ、かつ、特定のエリアを対象に、地権者・事業活動を行う企業・住民等の地域における多様な主体が協議会等の連携体制を構築し、エリアマネジメント等の計画において当該エリアの緑地に関する方針が示されている場合は、その範囲において一団の緑地として対象とする。

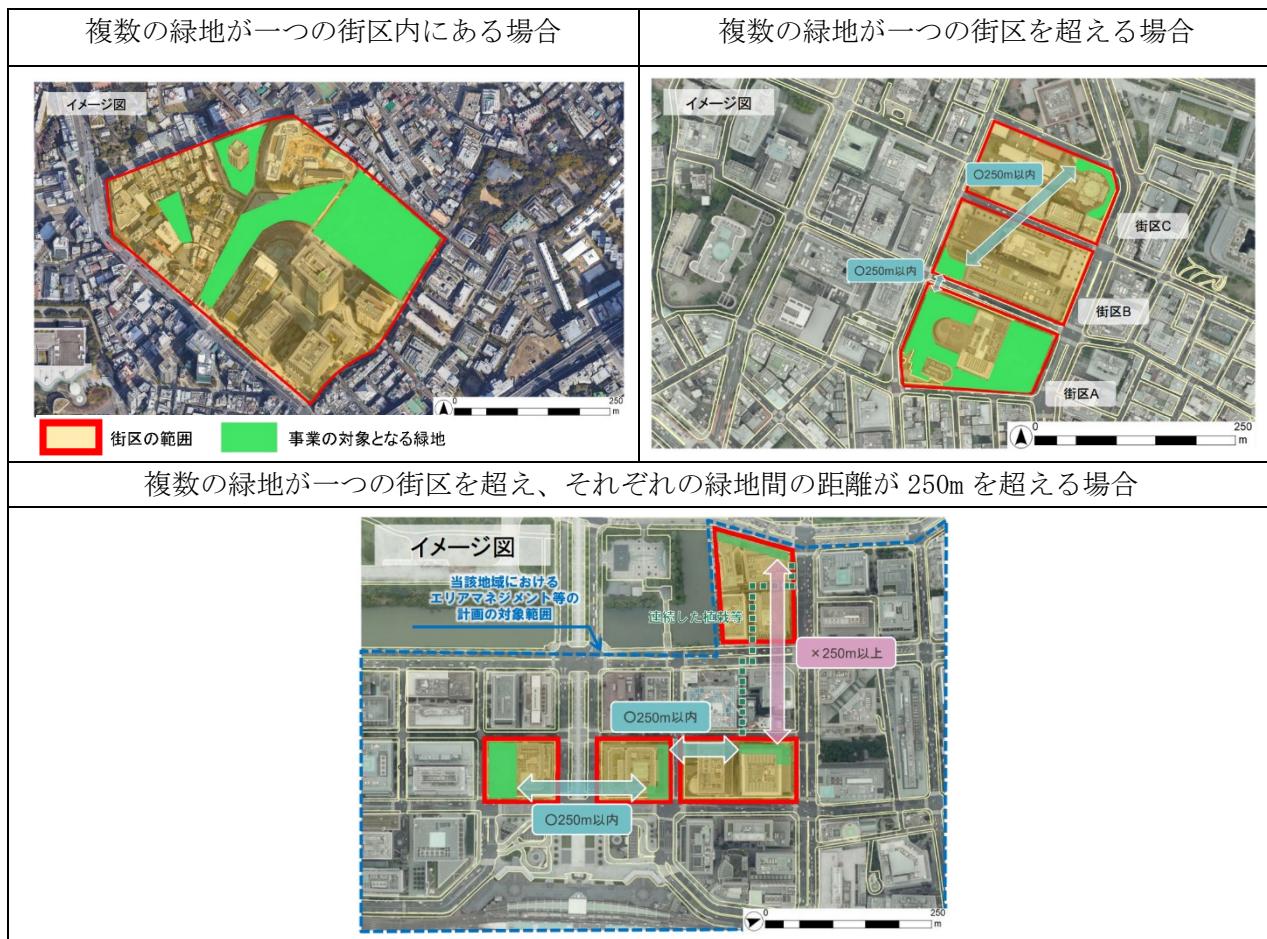
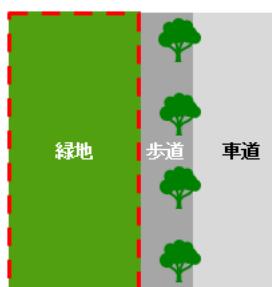


図3 複数の緑地を評価対象として申請する場合のイメージ

- 認定の対象区域が隣接する街区間を跨る場合、街区間の交通施設については原則、認定の対象区域から除くが、管理者の同意があれば含めることも可能とする。

原則、街区間の交通施設は認定の対象区域外



管理者の同意があれば、街区間の交通施設を認定の対象区域に含むことは可能。

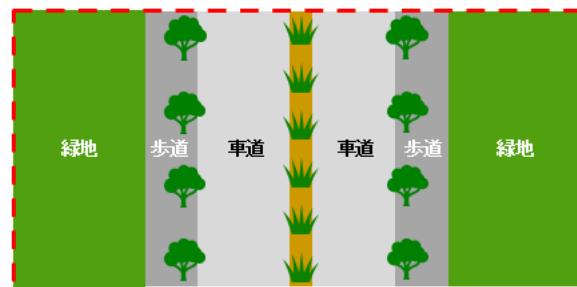


図4 街区間の交通施設のイメージ

- 一体として行われる事業において、各工区の工期が異なる場合、原則、一体として行われる事業全体の区域を対象とするが、各工区の工期が大幅に異なり、認定の申請時点で評価のできない構想段階の工区がある場合は、当該工区を除く区域を認定の対象区域とし、構想段階の工区の事業計画が明確になった時点で、事業全体の区域を認定の対象区域とする計画に変更を行うものとする。
- 建築物の敷地でない土地で行う事業の場合、緑地を確保する土地の区域又は一体として行われる事業全体の区域を認定の対象区域とする。

2-5 緑地面積・緑地割合【要綱第5条第1項】

- 緑地面積は、認定の対象区域における 1,000 m²以上の事業が認定対象となる。
- 緑地割合は、緑地面積の認定の対象区域に対する割合をいい、10%以上の事業が認定対象となる。



図5 緑地の規模に関する要件等

2-6 従前の状況との比較【要綱第5条第1項】

- ネイチャーポジティブを推進する観点では開発の前後を比較してネガティブになっていないことが重要なことから、原則、従前の土地利用における緑地の量が減少する事業については認定の対象としない。ただし、緑地の確保に関して必要な施設等を整備する場合に限り、従前の土地利用の緑地面積の5%までの減少は許容する。例えば従前の土地利用が、すべて農地・樹林地だった場合の開発で、当該農地・樹林地を一度すべて消失させる事業は、当該土地に緑地を新たに整備する事業であったとしても、本制度の認定対象とならない。
- 「従前の土地利用」のベースライン（基準となる時点）の設定について、ネイチャーポジティブの国際的な定義とされる「2020年時点（2020年1月1日）」又は「申請時点」で緑地の量が多い方をベースラインとして設定する。

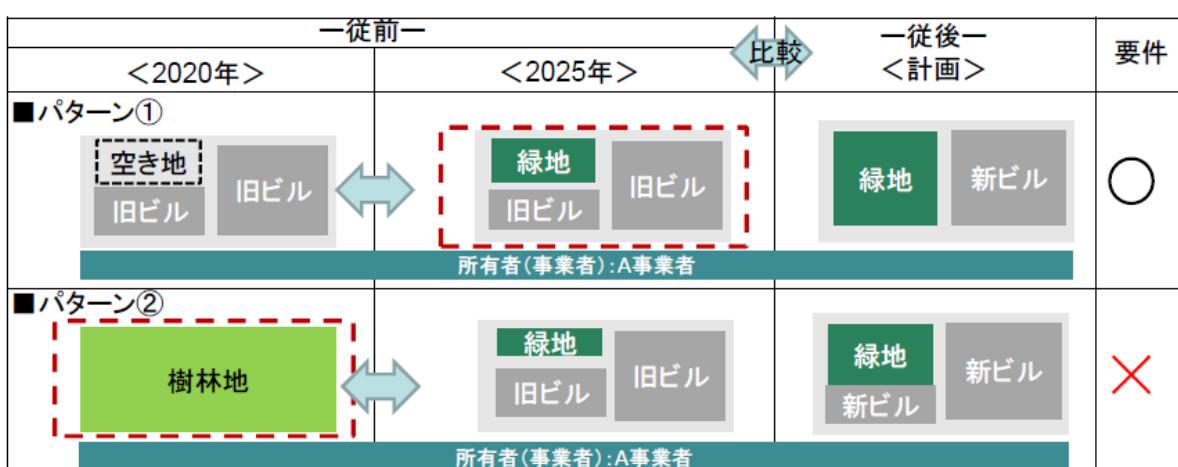


図6 認定対象の考え方(開発の前後で事業者の変更がない場合)

- 2020年以降に申請者が事業の対象となる区域の土地を取得または借地権を取得した場合は「取得・借地時点」又は「申請時点」で緑地の量が多いほうをベースラインとして設定する。

一従前一			要件
<2020年>	取得・借地時点	<申請時点>	
■パターン③ 樹林地	緑地 旧ビル	緑地 旧ビル	○
A事業者		B事業者	
■パターン④ 樹林地	樹林地	緑地 旧ビル	×
A事業者		B事業者	

※A・B事業者は関係会社(親子・関連等)である場合は事業者の変更なしとする。

46

図7 認定対象の考え方(開発の前後で事業者の変更がある場合)

2-7 評価の対象【要綱第5条第2項】

- 優良緑地確保計画の緑地確保指針への適合性についての技術的な調査を行うにあたって評価する対象（以下、「評価の対象」という。）は、認定の対象区域のうち、緑地、緑地利用施設、緑地保全施設とする。なお、道路を認定の対象区域に含める場合、認定の対象区域は車道を含めるが、評価の対象は歩道、道路植栽、植栽基盤等とし車道は対象外とする。



図8 認定対象となる区域

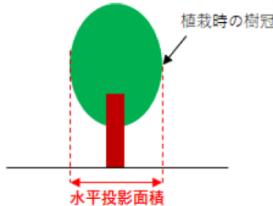
2-8 緑地面積の算出方法【要綱第11条】

- 各緑地について、原則、以下に定める方法により算出した面積の合計を緑地面積とする。
- ただし、東京都の「緑化計画の手引き」で規定される緑化面積等の算出方法に基づく場合も可とするが、それ以外の算出方法を採用する場合は、算出方法の詳細を提示すること。
- 緑地面積及び緑地割合に関して、要件を満たしていること等を確認するため、①敷地の面積、②緑地の面積が確認可能な関連資料の提出が必要である。

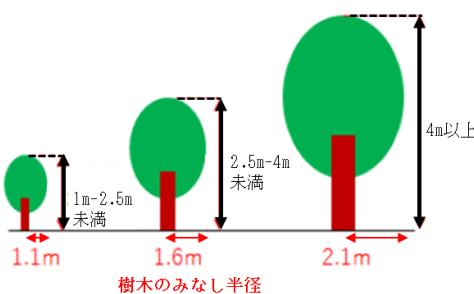
① 樹木

以下に示す算出方法のうち、いずれかの方法にしたがって算出する。

1. 樹木の水平投影面積の合計



2. 樹木の高さに応じた半径に基づく水平投影面積の合計



樹木の高さ	樹木の半径
1m以上、2.5m未満	1.1m
2.5m以上、4m未満	1.6m
4m以上、5m未満	2.1m
5m以上	(樹高 × 0.7 + 0.7) / 2m

樹木の高さに応じた上記の半径を当該樹木の半径とみなし、当該円の水平投影面積を算出し、合計する。

② 芝、その他地被植物

実際に地被植物で覆われている部分の水平投影面積



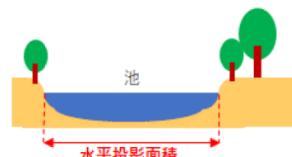
③ 花壇その他これらに類するもの

植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が覆われている部分の水平投影面積



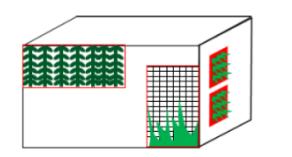
④ 水流、池、その他これらに類するもの

水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽と一緒になって自然的環境を形成しているものの水平投影面積



⑤ 建築物の外壁に整備された緑化施設

緑化施設（壁面緑化）が整備された部分の鉛直/水平投影面積の合計



緑化面積 = 壁の正面から見た際の
□で囲まれた部分の面積 (鉛直投影面積)

2-9 計画期間・更新等【要綱第5条第1項第6号・第8条】

- 本制度の認定の対象となる優良緑地確保計画の計画期間は5年となる。
- 認定の更新を希望する場合、法第89条第1項に基づき計画期間に係る変更の認定を申請するものとする。その際、当該変更の認定申請時点の評価・認定基準をもとに評価・認定を行う。
- 本制度の評価基準は適時見直しを実施するが、計画期間の途中で評価基準が更新された場合は次回の更新で新たな基準を適用することとし、その時点で評価の見直しは実施しない。

◆ 計画期間は5年とし、希望すれば審査を経て更新が可能。

◆ 1年ごとに事業者の定期報告が必要。

※定期報告において評価基準に適合しない場合は助言や改善命令の対象となり、改善命令に従わない場合は認定取り消しとなる。



図9 計画期間・更新等

2-10 定期報告 【要綱第10条】

- 認定を受けた事業者は、認定取得後、毎年度、認定優良緑地確保計画の実施状況について、国土交通大臣に報告しなければならない。当該報告に当たっては、以下の事項を記載しなければならず、その様式は別に定めるものを用いる。
- 報告するタイミングとしては、認定取得後、計画期間の各事業年度における緑地確保事業の実施状況について、当該事業年度の終了後一定の期間内に行う。
- 定期報告において評価基準に適合しない計画内容が確認された場合、助言等を行い、そのうえで、取り消し基準に該当する事項が確認された場合は認定取消とする。

<報告事項>

(1) 当該緑地確保事業全体の進捗状況

新たに緑地を創出・管理する事業や、既存の緑地の質の確保・向上に資する事業のうち再整備等を行う事業の場合は、事業の施工完了を1とした場合の定期報告時点での施工工事の進捗状況の割合を報告する。

既存の緑地の質の確保・向上に資する事業のうち持続的な管理を行う事業の場合は、維持管理に係る取組の実績を報告する。

(2) 評価項目に係る各取組の実施状況

認定時に申請した評価項目に係る各取組の各事業年度における実績・実施状況を報告する。

(3) 設定したアウトカム目標のモニタリング結果

気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Beingの向上毎に設定する目標のうち、定量的なアウトカム¹目標として設定されたもののモニタリングを実施する。なお、当該目標は後述する評価項目（項目37「事業の目的・目標の明確化」）において、設定するものとなる。

モニタリング内容は定量的なアウトカム目標の達成状況とする。なお、本認定制度申請時点をベースラインとし、定期報告実施時点での実態を確認したうえで、アウトカム目標までの達成度を計算しモニタリング結果を報告する。

なお、定量的なアウトカム目標の達成度を測ることが困難な年度においては、アウトプットまたは定性的な状況の報告も可とする。

¹ プロセス、タスクまたは活動が長期的にもたらすインパクトであり、アウトプットにより達成しようとする最終目標や成果。

3 評価方法

3-1 評価項目の種類及び配点等

3-1-1 ベース評価項目

- 「マネジメント・ガバナンス」「土地・地域特性の把握・反映」に関する必須項目 14 項目で構成され、適合判定される（点数化はされない）。また、必須項目に一つでも該当しない場合は認定対象外となる。

3-1-2 コア評価項目

- 緑地の有する機能がいかに発揮されるかという観点から「気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Being の向上」の 3 領域に関する社会・技術水準を満たしているか審査する。
- 必須項目と選択項目に分類され、どの緑地も共通し、優先度の高い課題に関する項目は「必須」、個別の緑地での取組課題は「選択」として分類される。
- 各項目の特性に応じ、レベル 0、1、3、5 の 4 段階評価またはレベル 0、1、2、3、4、5 の 6 段階評価を原則とする。
- 4 段階評価及び 6 段階評価の配点基準は原則以下のとおりである。
 - ❖ レベル 0：レベル 1 で定義されている最低限の必須水準を満たさない場合
 - ❖ レベル 1：最低限の必須水準を満たしている場合
 - ❖ レベル 2：最低限の必須水準をある程度上回るが、達成が推奨される水準は満たさない場合
 - ❖ レベル 3：達成が推奨される水準を満たしている場合
 - ❖ レベル 4：達成が推奨される水準を満たし、さらに効果的な取組を実施している場合
 - ❖ レベル 5：模範となる水準を満たし、さらに効果的な取組を実施している場合

3-2 評価の視点と配点

- 審査にあたっては、「気候変動対策」、「生物多様性の確保」、「Well-being の向上」及びこれらを通じて期待される「地域の価値向上」の観点から「質」を点数化し、「緑地の量」を加味して評価する。その際、「マネジメント・ガバナンス」、「土地・地域特性の把握・反映」も適合判定を行うこととする。
- コア評価項目（必須項目 14 項目、選択項目 22 項目）およびベース項目（14 項目）の全 50 項目で構成されている。各項目は 5 点満点である。
- 申請者はコア評価項目の選択項目の中から 10 項目を自由に選択し、計 38 項目に回答する。
- 選択項目は個別の緑地での取組課題に関する項目であり、各 5 点満点とする。ただし、選択項目のなかで特に地域の価値向上に資する項目については「地域の価値向上」項目とし、該当項目で獲得した点数と同じ点数が地域の価値向上に関する点数として計上される。
- 点数については、合計 150 点満点（必須項目：70 点 + 選択項目：50 点 + 地域の価値向上：30 点）で評価される。

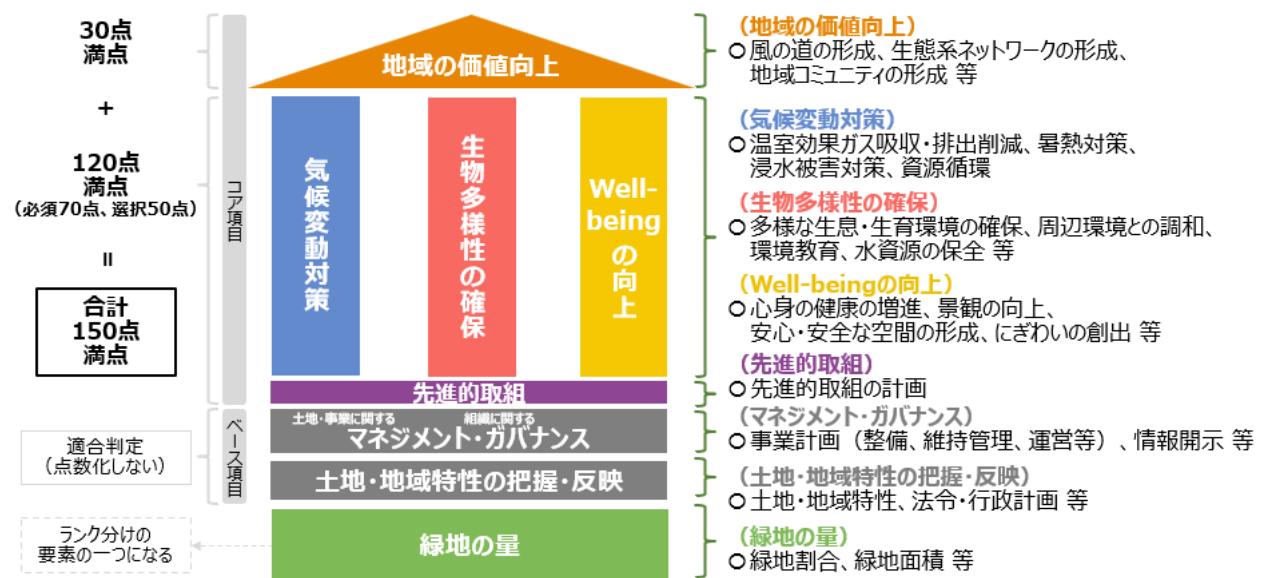


図10 評価の視点と配点

3-3 評価項目の構成

3-3-1 気候変動対策

- 気候変動への緩和策（緑地や木材利用による二酸化炭素の吸収・固定や温室効果ガスの排出削減等）と適応策（暑熱対策や浸水被害対策等）の両面から、緑地の機能が十分に発揮される計画となっているかを評価する。また、緑地の創出・管理にあたって、資源の有効活用等を図る計画となっているかを評価する。

3-3-2 生物多様性の確保

- 緑地に期待される機能として、地域の自然的特性に即した生物多様性が保全・維持される計画となっているかを評価する。生物多様性は地域の地形や植生などを基盤としつつ、人の関わりや土地利用などに応じて地域ごとに異なる特徴があるため、そのような特徴を踏まえた緑地づくりが行われているか、生物多様性を軽かす要因への対策計画があるか、さらには周辺緑地との調和や連続性を考慮しているか、という視点で評価する。

3-3-3 Well-Being の向上

- 都市緑地は、ストレス緩和やリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化等を通じて、人々の健康に寄与することがWHOヨーロッパ地域事務局等において示されている。利用者（ひと）のWell-beingは、身体的健康・精神的健康・社会的健康から構成され、これらの健康を高める計画となっているかを評価する。
- また、緑地が都市の中で活かされることで、防災力の強化やにぎわいの創出、景観の向上など地域（まち）のWell-beingが向上して、地域が抱える課題解決や価値創出につながることが期待される。
- このように、利用者（ひと）のWell-beingの向上や地域（まち）のWell-beingの向上を図っていくためには、あらゆる人に開かれている緑地であることが重要である。公開性の確保やユニバーサルデザイン、防犯等の観点から、だれでも安心して緑地を利用できる環境が整っている計画となっているかを評価する。

3-3-4 地域の価値向上

- 「3-3-1 気候変動対策」～「3-3-3 Well-Being の向上」の選択項目のなかで、特に地域の価値向上に資する項目を、「地域の価値向上」項目として評価する。なお、該当項目で獲得した点数と同じ点数が計上される。

3-3-5 マネジメント・ガバナンス

- 緑地の有する機能を継続的・安定的かつ最大限に発揮するために、土地に係る適切な維持管理等のマネジメント及びそれを支える組織にかかる計画・体制・資金等のガバナンスを評価する。具体的には、事業計画（整備、維持管理、モニタリング、運営）の内容、情報の開示、地域住民等とのコミュニケーション、ネガティブ・インパクトの管理が適切に実施されているかを評価する。

3-3-6 土地・地域特性の把握・反映

- 地形や歴史等の土地の成り立ち及び周辺地域の自然的・社会的環境、法的位置づけや行政計画を把握したうえで、緑地の整備・管理等が実施されているかを評価する。

3-4 評価指標一覧

表1 評価指標一覧

コア/ ベース	領域	カテゴリー	NO	評価項目	評価指標	必須/ 選択
コア	気候 変動 対策	温室効果ガス 吸収・固定	1	緑地による温室効果 ガスの吸収	CO ₂ の吸収源としての緑地の創出・管理を行 う計画か。	必須
			2	木材利用による炭素 貯蔵	炭素貯蔵に資する木材利用を行う計画か。	選択
		温室効果ガス 排出削減	3	ライフサイクルを通 じた温室効果ガスの 把握・削減	事業全体のライフサイクルを通じた温室効果 ガスの排出量の削減に向けた計画か。	選択
			4	建築物の緑化による 温室効果ガスの排出 削減	温室効果ガスの排出削減に貢献する建築物の 緑化（屋上・壁面緑化）を行う計画か。	選択
		暑熱対策	5	地表面温度の抑制	熱環境対策として地表面温度に配慮した取組 を行う計画か。	選択
			6	風の道の形成	熱環境対策として風の道に配慮した取組を行 う計画か。	選択 (地域の 価値向上)
			7	緑陰による熱中症対 策	熱中症対策として効果的な緑地等の配置とす る計画か。	選択
		浸水被害 対策	8	雨水の貯留浸透	雨水の貯留浸透（流出抑制）に貢献する取組 を行う計画か。	選択 (地域の 価値向上)
		資源循環	9	再生材の使用	再生材を使用する計画か。	選択
			10	資源の有効活用	資源を有効利用する計画か。	必須

コア／ベース	領域	カテゴリー	NO	評価項目	評価指標	必須／選択
コア 生物多様性の確保 (自然資本の保全・回復)	多様な生息・生育環境の確保	水資源の保全	11	水使用量の削減	雨水の利用や節水等、水使用量を削減する計画か。	必須
			12	まとまりのある緑地の確保	一定規模以上でまとまりのある緑地が確保される計画か。	選択 (地域の価値向上)
			13	階層構造の形成	緑地等が階層構造を形成する計画か。	必須
			14	エコトーンの形成	樹林地、草地、水辺地において、エコトーンを形成する計画か。	選択
			15	良好な生息・生育環境形成に資する取組	動植物の生息・生育環境を形成する取組を行う計画か。	選択
	周辺環境との調和		16	地域に根差した植生の保全・創出	地域に根差した植生の保全・創出を行う計画か。	必須
			17	生態系ネットワークの形成	生態系ネットワーク形成に資する緑地とする計画か。	選択 (地域の価値向上)
	生態系への影響の低減		18	外来種の侵入防止・防除	外来種の侵入防止・防除を実施する計画か。	必須
			19	化学農薬・化学肥料の使用量削減	化学農薬・化学肥料の制限・適正管理を行う計画か。	必須
			20	プラスチック等の化学物質の適正管理	プラスチックなど化学物質が含まれる資材の適正管理を行う計画か。	必須
			21	生物多様性に配慮した資材の調達	生物多様性に配慮した資材調達を行う計画か。	必須
	環境教育	環境教育の実施	22		生物多様性の理解と行動変容につながる環境教育を行う計画か。	選択

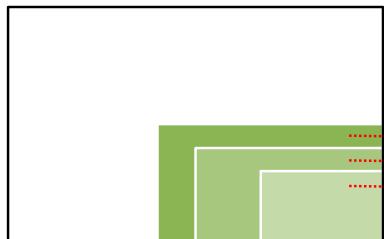
コア／ベース	領域	カテゴリー	NO	評価項目	評価指標	必須／選択
コア Well-being の向上	開かれた空間の形成	23	公開性の確保	公開性を有する計画か。	必須	
			24	ユニバーサルデザイン	緑地があらゆる人の利用に対応する計画か。	必須
	安心・安全な空間の形成	25	防犯性・安全性の向上	防犯面、利用面における安心・安全な空間とする計画か。	必須	
			26	避難場所の確保	災害時の避難場所となる空間が確保される計画か。	選択
		27	緩衝緑地の確保	緩衝緑地が確保される計画か。	選択	
	心身の健康の増進	28	身体的健康の増進	身体的な健康の増進に資する施設やプログラムがある計画か。	必須	
			29	精神的健康の増進	安らげる空間としての休憩施設等の環境整備を行う計画か。	必須
	地域コミュニティの形成	30	地域コミュニティの形成	地域コミュニティの形成に資するプログラムがある計画か。	選択 (地域の価値向上)	
	にぎわいの創出	31	人々の交流・滞在の促進	人流を増やすためのアクティビティを想定した計画か。	選択	
			32	地域と連続した歩行可能な空間の形成	周辺地域と連続した歩行可能な空間の形成に資する緑地となる計画か。	選択 (地域の価値向上)
	良好な景観の形成	33	沿道緑化	周辺環境の向上に資する沿道緑化を行う計画か。	選択	
			34	デザインコンセプトの設定	デザインコンセプトが設定され、そのコンセプトに沿った設計となる計画か。	選択
	農の活用	35	農の活用	農園の整備や活用プログラムがある計画か。	選択	
共通	共通	36	先進的取組	その他先進的取組を行う計画か。	選択	

コア／ベース	領域	カテゴリー	NO	評価項目	評価指標	必須／選択
ベース	マネジメント・ガバナンス	適切な事業の実施	37	事業の目的・目標の明確化	事業の目的・目標が明確となっている計画か。	必須
			38	整備・維持管理計画の作成	目的・目標を踏まえた適切な整備・維持管理等の実施計画がある計画か。	必須
			39	実施体制の明確化	実施体制及び責任者が明確である計画か。	必須
			40	専門家の関与	緑地の専門家や造園技術者が関与している計画か。	必須
			41	資金の確保	整備・維持管理等に必要な資金を確保する仕組みがある計画か。	必須
			42	モニタリングの実施	モニタリングを適切に実施し、その結果を維持管理に反映する計画か。	必須
		情報開示	43	情報の開示	緑地に関する情報公開を行う計画か。	必須
		地域住民等とのコミュニケーション	44	地域住民等とのコミュニケーション	地域住民等とのコミュニケーションを反映している計画か。	必須
			45	ネガティブ・インパクトの管理	事業によって生じる可能性のあるその他ネガティブ・インパクトを特定し、適切な対応措置を行う計画か。	必須
	土地・地域特性の把握・反映	土地・地域特性	46	自然環境・歴史文化の把握・反映	土地の成り立ちを把握し、それを反映している計画か。	必須
			47	社会的状況の把握・反映	土地及び周辺地域の社会的状況を把握し、それを反映している計画か。	必須
		法令・行政計画	48	法令遵守	法的位置づけを遵守している計画か。	必須
			49	行政計画の把握・反映	関連する行政計画等を踏まえた計画か。	必須
		課題設定	50	適切な課題の設定	土地・地域における課題と整合する項目が選択されている計画か。	必須

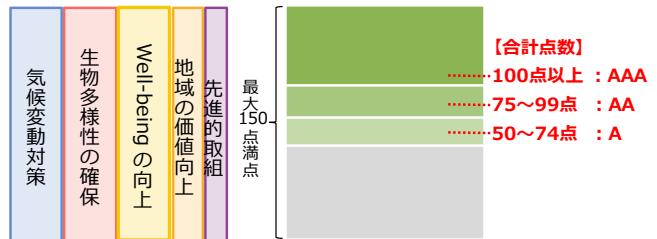
3-5 認定ランク

- 本認定制度では、緑地面積や緑地割合等の要件を満たした上で、緑地の質として合計点数50点以上を得た事業を認定する。
 - 認定された事業は、緑地の質・量の両方の評価レベルに応じて3段階でランクが付与される。
 - ランクの付与については、各ランクに該当する緑地の質・量の評価レベルを両方満たす必要がある。
- (例えば、「量：A、質：AA」の場合、「★ランク」)

● 緑地の量（緑地割合）



● 緑地の質（合計点数）



●認定ランク

緑地の量 (緑地割合)	緑地の質 (合計点数)	ランク
AAA (30%以上)	AAA (100点以上)	★★★ (トリプル・スター)
AA (20%以上30%未満)	AA (75~99点)	★★ (ダブル・スター)
A (10%以上20%未満)	A (50~74点)	★ (シングル・スター)

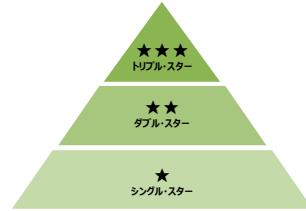


図11 認定ランク

4 申請方法

4-1 スケジュール

認定に係る申請は、原則、年●回受け付ける。詳細な申請日程については、国土交通省のウェブページにおいて公表する。

4-2 申請手順

申請・審査の流れにおける各手順の概要は以下の通りである。

申請募集開始

- ・ 審査申請を希望する事業者は、申請募集開始後から締切日までの間に、申請予定の旨を以下記載の所定窓口に電子メール（又は電話）で申し出た上で、事務局から案内された提出方法に従つて、必要書類を期日までに提出する。
- ・

事業者による必要書類の提出、事務局等による必要書類の確認、事業者による追加書類等の提出

- ・ 認定申請の正式受付前に、事務局及び審査委員会の委員において事前提出された書類を確認し、必要に応じて、事業者に対して、提出された内容に関する照会や追加書類等の提出を求める。
- ・ 追加書類等の提出は、原則、正式な審査申請書の提出前までに完了させるものとする。
- ・ 所定期日までに必要書類や追加書類等を提出できない場合は、正式な審査申請に進まない。

事業者による申請の正式申込み及び審査手数料の支払い

- ・ 申請募集の締切後、正式に審査申請を行う事業者は、所定期間内に、審査申請書の提出及び審査手数料の納付を行う。

書類審査

- ・ 正式な審査申請を受けて、事務局において書類審査を行う。
- ・ 審査の過程で、必要に応じて、事業者に対して、提出された内容に関する照会や追加書類等の提出を求める場合がある。

審査委員会による審査

- ・ 書類審査の結果を踏まえて、審査委員会で審査を行う。

事業者への審査結果の通知

- ・ 審査結果は、審査委員会終了後速やかに、申請者に通知する。

<申請受付窓口連絡先（事務局）>

- ・ ●●
- ・ 電話: ●●
- ・ Email: ●●

※申請に係る各種様式データは、以下ウェブページからダウンロード可能である。

ウェブページ: ●●

5 採点基準

5-1 気候変動対策

【概要】

気候変動への緩和策（緑地や木材利用によるCO₂の吸収・固定等）と適応策（暑熱対策や浸水被害対策等）の両面から、緑地の機能が十分に発揮される計画となっているかを評価する。また、緑地の創出・管理にあたって、温室効果ガスの排出削減や資源の有効活用等を図る計画となっているかを評価する。

コア/ ベース	領域	カテゴリー	NO	評価項目	評価指標	必須/ 選択
コア	気候変動対策	温室効果ガス 吸収・固定	1	緑地による温室効果ガスの吸収	CO ₂ の吸収源としての緑地の創出・管理を行う計画か。	必須
			2	木材利用による炭素貯蔵	炭素貯蔵に資する木材利用を行う計画か。	選択
		温室効果ガス 排出削減	3	ライフサイクルを通じた温室効果ガスの把握・削減	事業全体のライフサイクルを通じた温室効果ガスの排出量の削減に向けた計画か。	選択
			4	建築物の緑化による温室効果ガスの排出削減	温室効果ガスの排出削減に貢献する建築物の緑化（屋上・壁面緑化）を行う計画か。	選択
		暑熱対策	5	地表面温度の抑制	熱環境対策として地表面温度に配慮した取組を行う計画か。	選択
			6	風の道の形成	熱環境対策として風の道に配慮した取組を行う計画か。	選択 (地域の 価値向上)
			7	緑陰による熱中症対策	熱中症対策として効果的な緑地等の配置とする計画か。	選択
		浸水被害 対策	8	雨水の貯留浸透	雨水の貯留浸透（流出抑制）に貢献する取組を行う計画か。	選択 (地域の 価値向上)
		資源循環	9	再生材の使用	再生材を使用する計画か。	選択
			10	資源の有効活用	資源を有効利用する計画か。	必須

【カテゴリ：温室効果ガス吸収・固定】

5-1-1 緑地による温室効果ガスの吸収

敷地内の緑地（高木）による CO₂ 吸収量を評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
1	CO ₂ の吸収源としての緑地の創出・管理を行う計画か。	必須	レベル 0	CO ₂ 吸収量/ 敷地面積 = 0.2 kg-CO ₂ /m ² 未満	0 点
			レベル 1	CO ₂ 吸収量/ 敷地面積 = 0.2 kg-CO ₂ /m ² 以上 0.4 kg-CO ₂ /m ² 未満	1 点
			レベル 3	CO ₂ 吸収量/ 敷地面積 = 0.4 kg-CO ₂ /m ² 以上 0.6 kg-CO ₂ /m ² 未満	3 点
			レベル 5	CO ₂ 吸収量/ 敷地面積 = 0.6 kg-CO ₂ /m ² 以上	5 点

【解説】

- 敷地内にある緑地（高木）が CO₂ の吸収源となるため、以下に示す考え方に基づき CO₂ の吸収量を算定し、その数値を評価する。

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業で、既存の緑地を対象とした評価を実施する場合には、本認定制度申請時点の高木の本数や樹種に基づき CO₂ の吸収量を算定することとする。

【提出が必要な資料】

- 緑地計画、樹木台帳（樹種・数量・配置が確認できる資料）
- 高木による CO₂ 吸収量の算定結果

【補足説明】高木による CO₂ 吸収量の算定方法

高木による CO₂ 吸収量は、以下の算定式を用いて算定することができる。

なお、異なる計算式等を用いて算定する場合は、根拠となる資料や算定に用いた数値等を踏まえ、事務局が妥当と判断したものに限り、その算定結果による評価を行うことも可能とする。

CO₂ 吸収量 (kg-CO₂/年) / 敷地面積 (m²)

$$= \{ \text{樹木 1 本当たりの年間生体バイオマス成長量 (t-C/本/年)} \times \text{高木の本数 (本)} \times (44/12) \} \times 1000 \div \text{敷地面積 (m²)} \quad \text{(1)}$$

<備考>

- ① CO₂ 吸収量の算定は、「日本温室効果ガスインベントリ報告書」(2024 年 4 月)²⁾ の「6.8.1. 転用のない開発地」(転用のない開発地における生体バイオマスの炭素ストック変化量) の項目に記載のある施設緑地の算定手法^{注1)} を基にした上式で算定する。
- ② 高木の定義は、「公共用緑化樹木品質寸法規格基準（案）」に基づく高木とし、3~5m 以上の樹高になる樹木を対象とする^{注2)}。高木の対象となる主な樹種は、次の表 2 のとおりである。
- ③ 樹木の年間生体バイオマス成長量は、2006 年 IPCC ガイドライン、Vol.4、Table 8.2 に示されるデフォルト値 (0.0033~0.0142t-C/本/年) と、日本の樹種別の年間生体バイオマス成長量 (ケヤキ 0.0204、イチョウ 0.0103、シラカシ 0.0095、クスノキ 0.0122t-C/本/年)³⁾ のデータを用いて、樹種別に区分して設定した。ケヤキ、イチョウ、シラカシ、クスノキにおける樹木 1 本当たりの年間生体バイオマス成長量は表 3、それ以外の樹種における樹木 1 本当たりの年間生体バイオマス成長量は次の表 4 のとおりである。
- ④ 表 3 及び表 4 に該当しない樹種の場合には、「温室効果ガスインベントリ報告書」に提示されている、施設緑地（道路緑地以外）の生体バイオマス成長量の値（北海道以外 : 0.0105t-C/本/年、北海道 : 0.0098t-C/本/年）を適用する。
- ⑤ なお、既存の緑地が対象となる場合など、高木の本数や樹種が確認できない場合、同項目にある地域制緑地の算定手法を用いることで算定することができる。ただし、樹冠被覆率が 100% に相当する緑地のみを評価対象とすることことができ、単位樹冠被覆面積当たりの年間生体バイオマス成長量 (2.9t-C/ha/年) を用いて算定することとする。

注 1) 緑地においては、樹木の生体バイオマスだけでなく、リター及び土壤による炭素蓄積に関する調査結果が得られていることから、「日本温室効果ガスインベントリ報告書」ではリター及び土壤についても国独自の吸収係数が提示されているが、本項目においては評価対象としないものとする。

注 2) 都市域の高木における生体バイオマスの吸収は、ある一定の樹齢まで到達すると、成長によるバイオマス増加と枯死や剪定等によるバイオマス減少が相殺され、成長量がゼロとなると国際的な推計ガイドラインで規定されている。その考え方方に伴い、「日本温室効果ガスインベントリ報告書」においても都市域の高木の活動的な生育期間が 30 年と設定されている。そのため、本項目では、高木植栽本数において、植栽後 30 年以内の高木のみを把握し、本数に吸収係数を乗ずる形式で算定を実施する。

注 3) 整備後 30 年経過した緑地における事業については、本評価項目の対象外とする。

²⁾ 温室効果ガスインベントリオフィス (GIO) 「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2024 年」
(<https://www.nies.go.jp/gio/aboutghg/>)

³⁾ 松江 正彦、長濱 康介、飯塚 康雄、村田 みゆき、藤原 宣夫「日本における都市樹木の CO₂ 固定量算定式」(日本緑化工学会誌、35 卷 2 号 p.318-324) の算定式を基に、現地調査に基づく平均胸高直径を適用して算定 (国土交通省公園緑地・景観課、2005 年)

表2 主な高木の樹種⁴

分類	樹種			
針葉樹	アカエゾマツ	アカマツ	イチイ (オンコ)	イヌマキ
	ウラジロモミ	カイズカイブキ	カラマツ	クロマツ
	コウヤマキ	サワラ	スギ	チャボヒバ
	ドイツトウヒ	トドマツ	ニオイヒバ	ニッコウヒバ
	ヒノキ	ヒマラヤスギ	ラクウショウ	ラカンマキ
	メタセコイヤ (アケボノスギ)			
常緑樹	アラカシ	イスノキ	ウバメガシ	ウラジロガシ
	オトメツバキ	カクレミノ	キンモクセイ	クスノキ
	クロガネモチ	ゲッケイジュ	コウオトメツバキ	サザンカ
	サンゴジュ	シマトネリコ	シラカシ	スダジイ
	ソヨゴ	タブノキ	ツブラジイ	トキワマンサク
	ネズミモチ	ヒイラギ	ヒイラギモクセイ	ヒメユズリハ
	フサアカシア	ホソバタイサンボク	ホルトノキ	マテバシイ
	モチノキ	モッコク	ヤブツバキ (ヤマツバキ)	ヤブニッケイ
	ヤマモモ	ユズリハ		
落葉樹	アオギリ	アカシデ	アキニレ	アベマキ
	イタヤカエデ	イチョウ	イヌシデ	イロハモミジ
	ウメ	ウメモドキ	エゴノキ	エノキ
	エンジュ	オオシマザクラ	オオヤマザクラ (エゾヤマザクラ)	
	カシワ	カツラ	カロリナポプラ	カンヒザクラ
	クヌギ	ケヤキ	コナラ	コブシ
	サトザクラ (含ヤエザクラ)		サルスベリ	サンシュユ
	シダレザクラ	シダレモミジ	シダレヤナギ	シデコブシ
	シモクレン	シラカンバ	スズカケノキ (プラタナス)	
	ソメイヨシノ	タイワンフウ	トウカエデ	トチノキ
	ナツツバキ	ナナカマド	ナンキンハゼ	ネムノキ
	ハクウンボク	ハクモクレン	ハナカイドウ	ハマボウ
	ハナミズキ (アメリカヤマボウシ)		ハルニレ	ハンノキ
	ヒトツバタゴ	ヒメシャラ	ブナ	ホオノキ
	ポプラ (イタリアヤマナラシ)		マユミ	マンサク
	ミズナラ	ムクゲ	ムクノキ	ヤシャブシ
	モミジバフウ (アメリカフウ)		ヤマザクラ	ヤマハンノキ
	ヤマボウシ	ヤマモミジ	ユリノキ	ロウバイ

⁴ 国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課緑地環境室「公用緑化樹木等の品質寸法規格基準（案）第5次改訂」（平成20年12月18日、国都緑環第47号）を基に作成

表3 樹種別の年間生体バイオマス成長量（ケヤキ、イチョウ、シラカシ、クスノキ）⁵

対象樹種	年間生体バイオマス成長量 (t-C/本/年)
ケヤキ	0.0204
イチョウ	0.0103
シラカシ	0.0095
クスノキ	0.0122

表4 樹種別の年間生体バイオマス成長量（その他の樹種）⁶

対象樹種			年間生体バイオマス成長量 (t-C/本/年)	IPCC ガイドライン 樹種クラス
科名	属名	備考		
ヤナギ科	—	—	0.0096	Aspen
カバノキ科	ハンノキ属	—		
	カバノキ属	—		
ムクロジ科	カエデ属	Hardwood maple のカエデ属以外	0.0118	Soft maple
クルミ科	クルミ属	—	0.0100	Mixed hardwood
カバノキ科	アサダ属	—		
	クマシデ属	—		
ブナ科	クリ属	—		
	シイ属	—		
	マテバシイ属	—		
その他	ニレ科、モクレン科、クスノキ科、ツバキ科、スズカケノキ科、バラ科、マメ科、トチノキ科、モチノキ科、ツツジ科、モクセイ科 他			
クルミ科	ペカン属	—	0.0142	Hardwood maple
ブナ科	コナラ属	—		
	ブナ属	—		
ムクロジ科	カエデ属	イタヤカエデ類、イロハモミジ、エンコウカエデ、オオモミジ、サトウカエデ、トウカエデ、ベニシダレ、ヤマモミジメグスリノキ、ノムラカエデ		
ヒノキ科	ビャクシン属	—	0.0033	Juniper
マツ科	カラマツ属	—	0.0072	Cedar/larch
スギ科	—	—		
ヒノキ科	ビャクシン属以外	—		
マツ科	トガサワラ属	—	0.0122	Douglas fir
マツ科	ツガ属	—	0.0104	True fir/Hemlock
	モミ属	—		
イチイ科	—	—		
マツ科	マツ属	—	0.0087	Pine

⁵ 松江 正彦、長濱 庸介、飯塚 康雄、村田 みゆき、藤原 宣夫「日本における都市樹木のCO₂固定量算定式」（日本緑化学会誌、35巻2号 p.318-324）⁶ 外崎 公知「日本における都市緑化樹木の炭素固定量」（都市緑化技術、No.106、p.18-21）を基に作成

5-1-2 木材利用による炭素貯蔵

敷地内の木材利用による炭素貯蔵量を評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
2	炭素貯蔵に資する木材利用を行う計画か。	選択	レベル 0	木材を利用する計画はない。	0 点
			レベル 1	炭素貯蔵量（CO ₂ 換算）／敷地面積=0.05 kg-CO ₂ /m ² 未満	1 点
			レベル 3	炭素貯蔵量（CO ₂ 換算）／敷地面積=0.05 kg-CO ₂ /m ² 以上 0.10 kg-CO ₂ /m ² 未満	3 点
			レベル 5	炭素貯蔵量（CO ₂ 換算）／敷地面積=0.10 kg-CO ₂ /m ² 以上	5 点

【解説】

- 緑地のベンチや柵等に木材を用いることで炭素貯蔵を図ることができるため、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」の考え方に基づき木材利用による炭素貯蔵量を算定し、その数値を評価する。
- 緑地や緑地利用施設、緑地保全施設における木材利用を評価対象とし、敷地内のビル等の建築物に利用する木材は算定対象から除く。また、間伐材や森林認証材などの持続可能な森林からの木材の利用のみを評価対象とする。

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業においては、既に緑地や緑地利用施設、緑地保全施設において木材を利用しておらず、今後も継続的な設置・利用が見込まれる場合には評価対象とすることができます。

【提出が必要な資料】

- 木材の利用計画等（用途、数量、樹種、調達先等が確認できる資料）
- 木材利用による炭素貯蔵量（CO₂換算）の算定結果
- 持続可能な森林からの木材であることを証明する資料

【補足説明】木材利用による炭素貯蔵量の算定方法

木材利用による炭素貯蔵量は、以下の算定式を用いて算定することができる。なお、敷地内のビル等の建築物に利用する木材は算定対象から除く。また、以下に該当する持続可能な森林からの木材を評価対象とし、継続的な設置・利用が見込まれることを前提とする。

- ・ 間伐材
- ・ 持続可能な林業が行われている森林を原産地とする証明のある木材（クリーンウッド法に基づく材料、森林認証材等）
- ・ 健全な施業計画に基づく日本国内からの産出木材

なお、異なる算定式等を用いて算定している場合は、その算定結果による評価を行うことも可能である。ただし、根拠となる資料や算定に用いた数値等を踏まえ、事務局が妥当性を判断する。

炭素貯蔵量 (CO_2 換算) (kg-CO_2) / 敷地面積 (m^2)

$$= \{\text{利用した木材の量 } (\text{m}^3) \times \text{木材の密度 } (\text{t/m}^3) \times \text{木材の炭素含有率} \times (44/12)\} \times 1000 \\ \div \text{敷地面積 } (\text{m}^2)$$

<備考>

① 炭素貯蔵量 (CO_2 換算) (kg-CO_2) は、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）で示された算定方法に準じて算定する。なお、上記算定式の {} 部分の算定に当たっては、林野庁ウェブサイトに掲載された計算シートを活用することができる。

② 利用した木材の量 (m^3) は、気乾状態の材積の値とする。

③ 木材の密度 (t/m^3) は、気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比とする。

④ 木材の炭素含有率は、木材の全乾状態の質量における炭素含有率とする。

⑤ 表5に掲げる樹種の製材を利用する場合は、該当する樹種別の 1m^3 当たりの炭素貯蔵量の値を用いて以下の算定式により算定することができる。

炭素貯蔵量 (CO_2 換算) (kg-CO_2) / 敷地面積 (m^2)

$$= \text{利用した木材の量 } (\text{m}^3) \times \text{樹種別の } 1\text{m}^3 \text{ 当たりの炭素貯蔵量 } (\text{kg-CO}_2/\text{m}^3) \div \text{敷地面積 } (\text{m}^2)$$

表5 製材の樹種別の 1m^3 当たりの炭素貯蔵量⁷

部材	樹種		1m^3 当たりの炭素貯蔵量 ($\text{kg-CO}_2/\text{m}^3$)
製材	針葉樹	スギ	606
		ヒノキ	702
		アカマツ	829
		カラマツ	798
	広葉樹	ブナ	1,037
		コナラ	1,260

⁷ 林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>) を基に作成



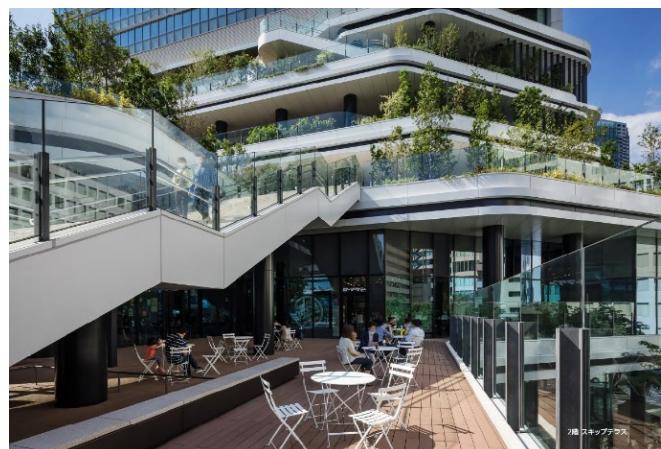
木製ベンチ⁸



木製テーブル⁹



樹木支柱¹⁰



ウッドデッキ¹¹

図12 緑地や緑地利用施設における木材利用の例

⁸ 出所：三菱地所株式会社（グラングリーン大阪開発事業者 JV 代表）提供資料

⁹ 出所：東京建物株式会社提供資料

¹⁰ 出所：いなべ市提供資料

¹¹ 出所：東急不動産株式会社提供資料

【カテゴリ：温室効果ガス排出削減】

5-1-3 ライフサイクルを通じた温室効果ガスの把握・削減

緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の創出・管理にあたって、ライフサイクルを通じた温室効果ガスの排出量を把握し、削減目標の設定を行っているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
3	事業全体のライフサイクルを通じた温室効果ガスの排出量の削減に向けた計画か。	選択	レベル 0	温室効果ガスの排出量を把握しておらず、削減目標が設定されていない。	0 点
			レベル 1	資材製造・流通・施工・維持・運用・解体のいずれかの段階における温室効果ガスの排出量が把握されている。	1 点
			レベル 3	資材製造・流通・施工・維持・運用・解体の複数の段階における温室効果ガスの排出量が把握されている。	3 点
			レベル 5	資材製造・流通・施工・維持・運用・解体の複数の段階における温室効果ガスの排出量が把握されており、削減目標が設定されている。	5 点

【解説】

- 緑地の創出・管理にあたって、使用する資材等の製造・流通、施工や改修工事、運用（外灯や水の循環用ポンプ等の利用）における温室効果ガス排出量を把握しているかを評価する。
- また、複数の段階における温室効果ガス排出量を把握し、削減目標や削減に向けた取組が示されている場合は高く評価する。
- なお、緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の創出や管理にあたっての温室効果ガスの排出量の把握・削減目標の設定を評価対象とし、敷地内のビル等の建築物にかかる温室効果ガスの排出量等は算定対象から除く。

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業においては、緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の管理・運用や今後の改修工事等にあたっての温室効果ガス排出量を把握し、削減目標を検討することが望ましい。
- 緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の整備に伴う温室効果ガス排出量を把握している場合には、評価対象とすることができる。

【提出が必要な資料】

- 温室効果ガス排出量の算定結果
- 削減目標に関する資料

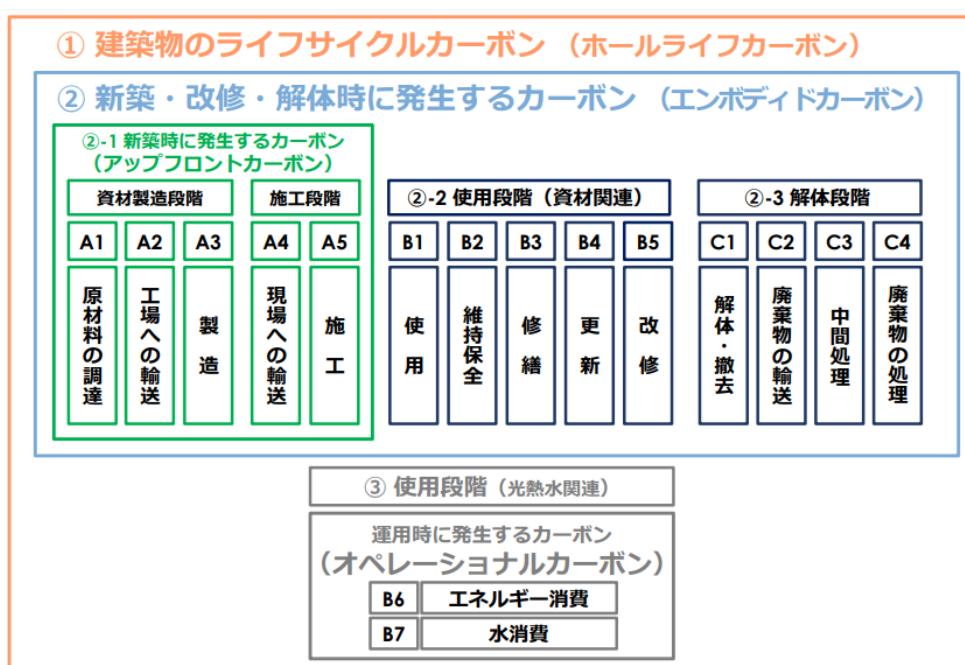
【補足説明】ライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量の把握方法

本項目は、緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の整備に使用する資材等の製造や流通、施工や改修工事（舗装の張り替え、花壇の修繕などの維持管理工事等）、緑地空間の使用（外灯や水の循環用ポンプ等の利用）などの緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の創出・管理のライフサイクルを通じた温室効果ガスの排出を評価対象とする。

温室効果ガス排出量の推計・把握に関する基本的な考え方は、WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）の建築物を対象としたライフサイクルカーボンに関するレポート「Net-zero buildings:Where do we stand?」を参照し、緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の創出・管理・解体のライフサイクル（A1～C4に該当）における温室効果ガス排出量の把握状況や削減目標の設定等を評価対象とする。

ただし、緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の創出・管理等による温室効果ガスの排出量算定・削減目標の設定に関しては、十分な知見が蓄積されておらず、本項目においても建築物や社会資本整備の分野における知見を活用した評価を行うことを想定している。なお、建築物や社会資本整備の分野では、ライフサイクルカーボンの排出量の把握に関して以下の文献が示されおり、本項目の検討にあたっても参考されたい。

- ・建物のLCA指針 2024年改訂版（令和6年3月、日本建築学会）
- ・建築物ホールライフカーボン算定ツール（J-CAT）試行版（令和6年5月、一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター）
- ・インフラ分野における建設時のGHG排出量算定マニュアル案（令和6年6月、国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター）



WBCSD, Net-zero buildings: Where do we stand?
Figure 7:Whole life cycle stages, EN15978 (2011)日本語訳（素案）

図13 建築物のライフサイクルカーボン¹²

¹² 一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター、一般社団法人 日本サステナブル建築協会「ゼロカーボンビル推進会議報告書」（令和6年3月）(https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/)

建築物のライフサイクルの各段階における温室効果ガス排出量に関する基本的な考え方やその把握方法、参考となる資料等は以下に示すとおりである。各段階での温室効果ガス排出量の算定にあたっては、これらの資料を参照されたい。

表6 各段階における温室効果ガス排出量に関する基本的な考え方

段階	基本的な考え方
資材製造段階 (A1～A3)	緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の整備に使用する資材等の原材料調達、工場への輸送、製造等に伴う温室効果ガスの排出量を対象とする。
流通段階 (A4)	緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の整備に使用する資材等について、整備を行う現場までの輸送に伴う温室効果ガスの排出量を対象とする。
施工段階 (A5)	緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の整備に伴う建設重機の稼働（燃料の利用）等に伴う温室効果ガスの排出量を対象とする。
維持段階 (B1～B5)	緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の改修工事等（舗装の張り替え、花壇の修繕などの維持管理工事等）に係る資材使用や施工等に伴う温室効果ガスの排出量を対象とする。
運用段階 (B6, B7)	緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の管理・運用（外灯や水の循環用ポンプ等の利用）に伴う温室効果ガスの排出量を対象とする。
解体段階 (C1～C4)	緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の解体工事、資材の廃棄等に伴う温室効果ガスの排出量を対象とする。

表7 温室効果ガス排出量の算定にあたって参考となる資料

資料	概要
「建物の LCA 指針 2024 年改訂版」（令和 6 年 3 月、日本建築学会）	「産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）」を基に構築された排出原単位データベースを作成し、資材ごとに生産段階（A1～A3）や流通段階（A4）の CO ₂ 排出原単位（kg-CO ₂ /m ³ ）を示している。
「建築物ホールライフカーボン算定ツール（J-CAT）正式版」（令和 6 年 10 月（予定）、一般財団法人 住宅・建築 SDGs 推進センター）	「建物の LCA 指針 2024 年改訂版」（令和 6 年 3 月、日本建築学会）の内容を踏まえ、温室効果ガス排出量を算定する際の手順や活用できるツールを示している。
温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度（環境省 ウェブサイト） https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/	地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度に関わる情報が提供されており、温室効果ガス排出量の算定方法や排出係数等が掲載されている。
グリーン・バリューチェーンプラットフォーム（環境省 ウェブサイト） https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html	企業の脱炭素化への取組に役立つ情報が提供されており、サプライチェーン排出量（原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量）の算定の考え方や算定方法が示されている。

5-1-4 建築物の緑化による温室効果ガスの排出削減

温室効果ガスの排出削減（建築物のエネルギー使用量の削減）に貢献する屋上・壁面緑化を行う計画となっているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
4	温室効果ガスの排出削減に貢献する建築物の緑化（屋上・壁面緑化）を行う計画か。	選択	レベル 0	建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/建築面積 = 10%未満	0 点
			レベル 1	建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/建築面積 = 10%以上 20%未満	1 点
			レベル 3	建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/建築面積 = 20%以上 30%未満	3 点
			レベル 5	建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化面積/建築面積 = 30%以上	5 点

【解説】

- 屋上・壁面緑化によって、植栽面の温度上昇が抑制され、建築物等の室内へ侵入する熱量が抑制されるため、空調（冷暖房）のためのエネルギー使用量の削減が期待できる。そのため、屋上・壁面緑化の実施計画を評価する。
- なお、地上部の建築物における屋上・壁面緑化のみを評価対象とし、地下構造物（地階の商業施設や駐車場など）の上にある緑地は、緑地による温室効果ガスの排出削減（エネルギー使用量の削減）への貢献が明らかではないことから、本項目の屋上緑化としては評価対象としない。

＜既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項＞

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業において、既存の屋上・壁面緑化に加えて、新たに実施する計画がある場合には、評価対象とすることができる。

【提出が必要な資料】

- 緑地計画（屋上・壁面緑化の計画が確認できる資料）
- 屋上・壁面緑化面積の割合の算定結果
- 屋上・壁面緑化に関する取組の実施計画が分かる資料

【補足説明】

屋上・壁面緑化によって建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する取組として、以下に該当する取組を評価対象とする。なお、单一植生による平面的な屋上緑化等は評価対象としない。

表8 建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化

No.	内容
A	草本と低木、中高木の樹木等が混在する立体的な階層構造となっている。
B	ビオトープ等の水辺環境が創出されている。
C	建築物内部への日射を遮蔽する等の効果が得られる。
D	その他、建築物のエネルギー使用量の削減に貢献する屋上・壁面緑化

また、屋上・壁面緑化による空調（冷暖房）のためのエネルギー使用量の削減に関しては、以下の文献に事例やCO₂削減効果の算定方法等が示されているため参考されたい。

- ・低炭素まちづくり実践ハンドブック（平成25年12月、国土交通省 都市局都市計画課）
- ・環境省ウェブサイト 温室効果ガス排出削減等指針 設備別の削減対策「屋上緑化・壁面緑化の導入」

【カテゴリ：暑熱対策】

5-1-5 地表面温度の抑制

熱環境対策として敷地内の地表面温度の抑制を図る計画となっているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
5	熱環境対策として地表面温度に配慮した取組を行う計画か。	選択	レベル 0	緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/日射により高温化が想定される地表面の面積 = 20%未満	0 点
			レベル 1	緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/日射により高温化が想定される地表面の面積 = 20%以上 40%未満	1 点
			レベル 3	緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/日射により高温化が想定される地表面の面積 = 40%以上 60%未満	3 点
			レベル 5	緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積/日射により高温化が想定される地表面の面積 = 60%以上	5 点

【解説】

- 暑熱対策として地表面等の高温化を抑制するために、日射により高温化が想定される地表面において、緑化や遮熱性舗装・保水性舗装等によって高温化の抑制が図られる面積の割合を評価する。
- 敷地内または敷地周辺に日陰が生じる可能性のある建築物¹³が立地する場合には、熱環境対策を実施する必要がある場所において効果的な対策が図られているかを評価することを目的に、日射により高温化が想定される地表面の面積を日影図に基づき把握した上で、評価を行う。

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業において、既存の取組に加えて、新たに緑化や遮熱性舗装・保水性舗装の整備等を実施する計画がある場合には、評価対象とすることができる。

【提出が必要な資料】

□敷地内または敷地周辺に日陰が生じる可能性のある建築物が立地する場合

　：日影図（8月の特定の日の等時間日影図（8時～16時）、日照時間が2時間以上となる区域を図示）

□緑化や遮熱性舗装・保水性舗装等の場所が確認できる図面

□緑地等により地表面温度の抑制が図られる面積割合の算定結果

¹³ 建築基準法における日影規制の対象となる建築物の基準を参考に、本項目では「高さが10mを超える建築物」が立地する場合に日影図に基づく評価を求めることがある。

【補足説明】

地表面温度の抑制が図られる面積の割合については、以下の考え方で算定する。

<日射により高温化が想定される地表面等の面積>

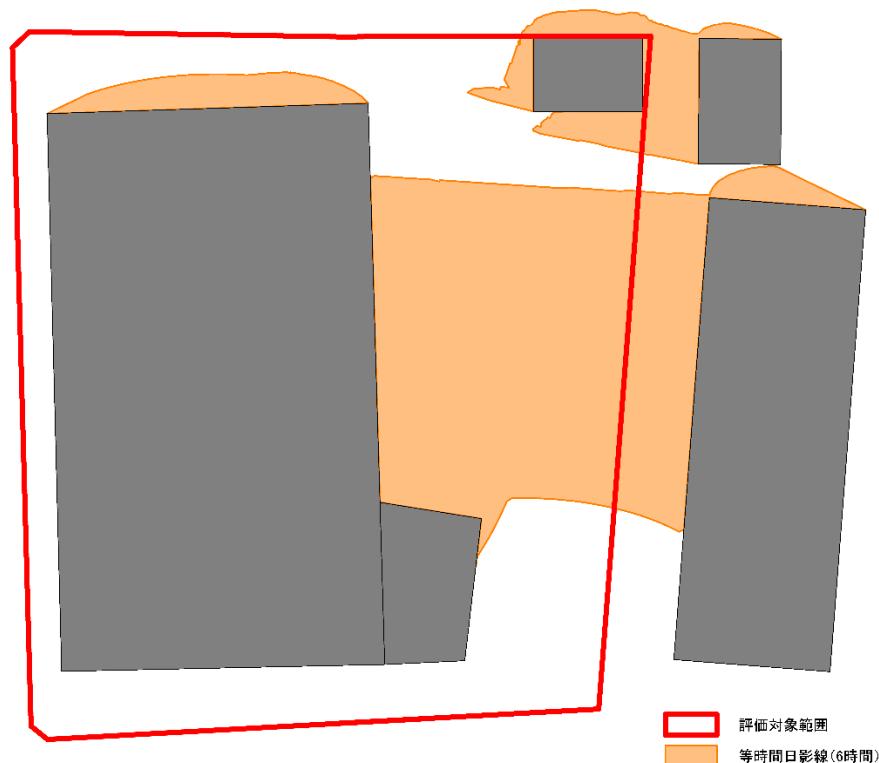
- ・敷地内または敷地周辺に日陰が生じる可能性のある建築物が立地する場合
：8月の特定の日の8時～16時の等時間日影図から、日照時間が2時間以上となる地表面の面積
- ・敷地内または敷地周辺に日陰が生じる可能性のある建築物が立地しない場合
：敷地面積（ただし、高さが10m以下の建築物が立地する場合は、その建築面積を除く）

<緑地等により地表面温度の抑制が図られている面積>

- ・緑化や遮熱性舗装・保水性舗装等によって地表面温度の抑制が図られている面積
- ・地表面温度の抑制が図られる面積については、以下の取組を行っている面積を評価対象とする。

- ・芝生等による緑化
- ・保水性舗装等による地表面の保水性を高める取組
- ・遮熱性舗装等による地表面の遮熱性を高める取組
- ・その他、地表面温度の抑制を図るための取組

2024年8月1日(等時間日影線)



※8月1日8時～16時の等時間日影図を基に、日照時間が2時間以下となる区域をオレンジ色で表示。

※評価対象は「日照時間が2時間以上となる地表面」であるため、評価対象範囲の中でオレンジ色で表示した以外の区域が評価対象となる。

図14 等時間日影図のイメージ

5-1-6 風の道の形成

熱環境対策として敷地内の風の道に配慮した取組を行う計画となっているかを評価する。

【評価基準と配点】 No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
6	熱環境対策として風の道に配慮した取組を行う計画か。	選択 (地域の価値向上)	レベル 0	風の道に配慮した取組がない。	0 点
			レベル 1	風環境のシミュレーション等による予測・評価結果を踏まえ、風の道に配慮した取組が 1 つある。	1 点
			レベル 3	風環境のシミュレーション等による予測・評価結果を踏まえ、風の道に配慮した取組が 2 つ以上ある。	3 点
			レベル 5	風環境のシミュレーション等による予測・評価結果を踏まえ、風の道に配慮した取組が 3 つ以上ある。	5 点

【解説】

- 敷地周辺のクールスポットや風環境の特性を把握し、敷地内の風の道に配慮した取組の実施計画を評価する。また、風下となる地域や微気象への配慮を評価する。
- なお、本項目は緑地の質の向上の観点から、緑地の創出・管理に伴い敷地内の風環境・熱環境の向上を図ろうとする取組を評価対象とするものであり、高層建築物の建設に伴う風害対策等のネガティブ・インパクトに対する措置と捉えられる取組は評価対象としない。

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業においては、緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の整備に伴い風環境のシミュレーション等による予測・評価を実施し、風の道に配慮した取組を実施している事業であって、今後も取組による効果が見込まれる場合には評価対象とすることができる。

【提出が必要な資料】

- 敷地周辺の状況が確認できる資料
- 風環境のシミュレーションや風洞実験等による予測・評価結果
- 風の道に配慮した取組の実施計画が確認できる資料

【補足説明】

以下に該当する取組を評価対象とする。なお、取組の検討にあたって、風環境シミュレーションや風洞実験等による予測・評価結果や、敷地内や周辺地域における風向・風速の観測結果等の定量的なデータを考慮していることを条件とする。

表9 風の道に配慮した取組

No.	内容
A	敷地周辺のクールスポットとなる緑地や河川を把握し、敷地内の歩行者空間等へ風を導く工夫をしている。
B	季節ごとの風向や風量を把握し、敷地内の歩行者空間等へ風を導く工夫をしている。
C	建築物や緑地の配置・形状を配慮することによって、敷地内の風上・風下の連続性が確保されている。
D	敷地内の風の通り道を把握し、風通しを確保するための配慮や地表面の緑化等による地域外への熱的な影響の低減等を図っている。
E	風下となる地域への風の通り道を遮らない配慮をしている。
F	その他、風の道に配慮した取組

5-1-7 緑陰による熱中症対策

熱中症対策として敷地内で効果的な緑化・緑陰の形成が図られる計画となっているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
7	熱中症対策として効果的な緑地等の配置とする計画か。	選択	レベル 0	緑陰の形成によって日陰となる面積/歩行者空間のうち日射が直達する地表面の面積= 20%未満	0 点
			レベル 1	緑陰の形成によって日陰となる面積/ 歩行者空間のうち日射が直達する地表面の面積= 20%以上 40%未満	1 点
			レベル 3	緑陰の形成によって日陰となる面積/ 歩行者空間のうち日射が直達する地表面の面積= 40%以上 60%未満	3 点
			レベル 5	緑陰の形成によって日陰となる面積/ 歩行者空間のうち日射が直達する地表面の面積= 60%以上	5 点

【解説】

- 人に対する熱中症対策として、歩行者空間（緑地に隣接する広場や園路、敷地内の通路や歩道上空地など、緑地の利用者の動線となる場所）において、緑陰の形成による日射遮蔽が図られる面積の割合を評価する。
- 敷地内または敷地周辺に日陰が生じる可能性のある建築物¹⁴が立地する場合には、緑陰の形成を図る必要がある場所において効果的な対策が図られているかを評価することを目的に、歩行者空間のうち日射が直達する地表面の面積を日影図に基づき把握した上で、評価を行う。

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業においては、本認定制度申請時点の樹木の位置や高さに基づく評価を行うこととし、新たに緑化等を実施する計画がある場合には、評価対象とすることができる。

【提出が必要な資料】

- 敷地内または敷地周辺に日陰が生じる可能性のある建築物が立地する場合
：日影図（8月の特定の日の等時間日影図（8時～16時）、日照時間が2時間以上となる区域及び歩行者空間を図示）
- 敷地内の歩行者空間が確認できる資料
- 樹冠の水平投影面積の算定方法が確認できる資料
- 緑陰の形成によって日陰となる面積割合の算定結果

¹⁴ 建築基準法における日影規制の対象となる建築物の基準を参考に、本項目では「高さが10mを超える建築物」が立地する場合に日影図に基づく評価を求めることとする。

【補足説明】

緑陰の形成によって日陰となる面積割合については、以下の考え方で算定する。

<歩行者空間のうち日射が直達する地表面等の面積>

- ・敷地内または敷地周辺に日陰が生じる可能性のある建築物が立地する場合
 - ：8月の特定の日の8時～16時の等時間日影図から、日照時間が2時間以上となる地表面のうち人の動線となる場所（歩行者空間）の面積
- ・敷地内または敷地周辺に日陰が生じる可能性のある建築物が立地しない場合
 - ：敷地内で人の動線となる場所（歩行者空間）の面積

<緑陰の形成によって日陰となる面積>

- ・「優良緑地確保計画認定制度要綱」の第12条（緑地面積の算出方法）に基づく樹冠の水平投影面積
- ・ただし、既存緑地の質の確保・向上に資する事業において、本認定制度申請時点の樹木の樹冠投影面積の観測結果等がある場合には、その面積を用いた評価を行うことができる。

【カテゴリ：浸水被害対策】

5-1-8 雨水の貯留浸透

雨水の貯留浸透（流出抑制）に貢献する取組を行う計画となっているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
8	雨水の貯留浸透（流出抑制）に貢献する取組を行う計画か。	選択 (地域の価値向上)	レベル 0	敷地の平均浸透能=10mm/hr 未満	0 点
			レベル 1	敷地の平均浸透能=10mm/hr 以上 20mm/hr 未満	1 点
			レベル 3	敷地の平均浸透能=20mm/hr 以上 30mm/hr 未満	3 点
			レベル 5	敷地の平均浸透能=30mm/hr 以上	5 点

【解説】

- 敷地全体での雨水貯留浸透の促進のために、土地利用ごとの面積と雨水浸透能から敷地内の平均浸透能を算出し、その数値を評価する。

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の創出にあたって、雨水の貯留浸透に貢献する取組が実施されており、今後も継続的に敷地内の雨水貯留浸透機能の維持に貢献することが見込まれる場合には評価対象とすることができます。
- また、既存の取組に加えて、新たに雨水の貯留浸透に貢献する取組を実施する計画がある場合には、評価対象とすることができます。

【提出が必要な資料】

- 敷地平面図（土地利用や舗装が確認できる図面）
- 土地利用別の浸透能が確認できる資料（現地測定結果等を用いて算定を行う場合）
- 敷地の平均浸透能の算定結果
- 透水性舗装等の維持管理計画

【補足説明】

<敷地の平均浸透能の算定方法>

敷地の平均浸透能（mm/hr）は、以下の算定式を用いて算定することができる。

なお、緑地等における雨水浸透能の現地測定結果など、異なる数値等を用いた算定結果による評価を行うことも可能である。ただし、根拠となる資料や算定に用いた数値等を踏まえ、事務局が妥当性を判断する。

また、駐車場の透水性舗装等、経年的に浸透能の低下が想定される場合は、算定結果と合わせて、維持管理計画や敷地全体からの雨水流出量を増加させない取組（例えば、駐車場からの表面排水を一時的に緑溝に引き込むなど）等についても記載すること。

敷地の平均浸透能 (mm/hr)

$$= \{ \text{土地利用別の面積 (m}^2\text{)} \times \text{土地利用別の浸透能 (mm/hr)} \} \text{ の合計値} \div \text{敷地面積 (m}^2\text{)}$$

<備考>

- ① 土地利用別の浸透能 (mm/hr) は、表 10 の値を用いる。なお、建築物の建築面積や非透水性舗装の面積の浸透能は 0mm/hr として算定する。
- ② 建築物の屋上緑化や人工地盤上の緑地など、直接地中に雨水が浸透しない緑地等であっても、一定程度の土壌厚が確保されており、雨水の貯留浸透効果が得られる緑地等については、該当する土地利用の浸透能を用いて計上することができる。
- ③ また、雨庭（レインガーデン）や緑溝（バイオスウェル）、緑地の雨水浸透機能の向上に資する取組（貯留浸透機能の向上に資する基盤材の使用や土壌改良等）など、雨水の貯留浸透に貢献する取組を実施しており、これらの施設・取組による浸透能の向上を示す根拠資料がある場合には、敷地内の平均浸透能の算定にあたって考慮することができる。

表 10 土地利用別浸透能評価¹⁵

土地利用	浸透能 (mm/hr)
畠地	130
林地	60
芝地	50
植栽	50
草地	20
裸地	2
グラウンド	2
造成地	2
透水性舗装（歩道）	20
透水性舗装（駐車場）	50



図15 雨水の貯留浸透に貢献する取組の例¹⁶

¹⁵ 東京都総合治水対策協議会「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」(<http://www.tokyo-sougou-chisui.jp/shishin/>) を参考に作成

¹⁶ 左写真出所：株式会社竹中工務店提供資料、右写真出所：株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ提供資料

【カテゴリ：資源循環】

5-1-9 再生材の使用

緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の創出・管理にあたって再生材を原料として用いた資材等を利用する計画となっているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
9	再生材を使用する計画か。	選択	レベル 0	再生材を利用する計画がない。	0 点
			レベル 1	再生材を 1 品目利用する計画がある。	1 点
			レベル 3	再生材を 2 品目利用する計画がある。	3 点
			レベル 5	再生材を 3 品目以上利用する計画がある。	5 点

【解説】

- 天然資源の採取を抑制し、資源循環の促進を図るため、緑地の創出・管理等において使用する資材等のうち、再生材を原料として用いた資材等の利用品目数を評価する。

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業においては、既に緑地や緑地利用施設、緑地保全施設において再生材を原料として用いた資材等を利用している場合には評価対象とすることができる。
- また、緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の改修等にあたって、新たに再生材を原料として用いた資材等を利用する計画がある場合には、評価対象とすることができる。

【提出が必要な資料】

- 利用する再生材を原料として用いた資材等が確認できる資料（品目、使用箇所等が確認できる資料）
- エコマーク商品、グリーン購入法適合商品等であることが確認できる資料（商品名、商品カタログ、認定番号等が確認できる資料）

【補足説明】

コンクリート廃材を使用した再生碎石（再生クラッシャーラン）や未利用木材を使用した建材など、再生材を原料として用いた資材等であり、エコマーク商品やグリーン購入法適合商品等に該当する資材を用いる場合を評価対象とする。なお、エコマーク商品やグリーン購入法適合商品は、ライフサイクル全体での環境負荷の低減を考慮した商品であり、地球温暖化や有害化学物質管理等の観点からも環境負荷が小さい商品が含まれているが、本項目では、再生材を使用した資材等、資源循環の観点から認定された商品や適合する商品のみを評価の対象とする。

表 11 評価対象となる資材

No.	内容
A	(財) 日本環境協会が認定する「エコマーク商品」に該当するリサイクル資材
B	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年 5 月制定）に基づき定められる「特定調達品目」で、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示す【判断の基準】に適合するリサイクル資材
C	その他、地方公共団体のリサイクル製品認定制度等で認定されている商品

5-1-10 資源の有効活用

緑地や緑地利用施設、緑地保全施設の創出・管理にあたって、資源の有効活用に関する取組を実施する計画となっているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
10	資源を有効利用する計画か。	必須	レベル 0	資源の有効利用に関する取組がない。	0 点
			レベル 1	資源の有効利用に関する取組が 1 つある。	1 点
			レベル 3	資源の有効利用に関する取組が 2 つある。	3 点
			レベル 5	資源の有効利用に関する取組が 3 つ以上ある。	5 点

【解説】

- 緑地の創出・管理に伴う発生材（剪定枝、刈草、落葉等）を敷地内で有効利用する取組や堆肥化等を行うリサイクル施設に搬入する取組などを評価する。
- また、地域内での資源循環の観点から、地域で発生する有機性廃棄物（生ゴミ等）を原料とする堆肥等を受け入れ、緑地の管理にあたって活用する取組等についても評価する。

＜既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項＞

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業においては、既に資源の有効活用に関する取組を実施しており、今後も継続的な実施が見込まれる場合には評価対象とすることができる。
- また、新たに取組を実施する計画がある場合には、評価対象とことができる。

【提出が必要な資料】

- 緑地の維持管理計画
- 資源の有効利用に関する取組が確認できる資料（取組の実施内容や実施場所等が具体的に確認できる資料）
- 搬入先の施設において適切に有効利用されることが確認できる資料（特定の施設への搬入を実施する計画であることが確認できる資料、搬入先のリサイクル施設の概要等）
- ※発生材をリサイクル施設へ搬入する場合

【補足説明】

以下に該当する取組を評価対象とする。

表 12 資源の有効利用に関する取組

No.	内容
A	コンポスト化装置やヤードなどを設置し、剪定や除草において発生した小枝・落葉等を堆肥化し再利用する。
B	緑地内の間伐材を垣根や緑地内の通路、ベンチなどに再利用する。
C	緑地内の樹木を建築物の内装材や家具等に利用する。
D	剪定枝をチップ化し、舗装材や土壤改良材、マルチング材などに再利用する。
E	緑地内の間伐材を利用した炭作りやシイタケ作りなどを行う。
F	緑地内の間伐材等を利用したイベントや環境教育プログラムなどを行う。
G	落葉や倒木がそのまま分解され、土壤となる自然林を残す。
H	開発時に発生する資材を整備に再利用する。
I	発生材を廃棄物とせず、リサイクル施設へ搬入する。
J	緑地の管理にあたって、地域の有機性廃棄物（生ゴミ等）を原料とした堆肥等を受け入れ、活用する。
K	その他、発生材の有効利用に関する取組。



エコスタックの設置¹⁷



落葉等の堆肥化¹⁸



間伐材を利用した管理用階段¹⁹



剪定枝を利用した木柵²⁰

図16 資源の有効活用に関する取組の例

¹⁷ 出所：株式会社三井UFJ フィナンシャル・グループ提供資料

¹⁸ 出所：積水ハウス株式会社提供資料

¹⁹ 出所：東京建物株式会社提供資料

²⁰ 出所：赤坂インターチェンジマネジメント株式会社提供資料

5-2 生物多様性の確保（自然資本の保全・回復）

緑地に期待される機能として、地域の自然的特性に即した生物多様性が保全・維持される計画となっているかを評価する。生物多様性は地域の地形や植生などを基盤としつつ、人の関わりや土地利用などに応じて地域ごとに異なる特徴があるため、そのような特徴を踏まえた緑地づくりが行われているか、生物多様性を脅かす要因への対策計画があるか、さらには周辺緑地との調和や連続性を考慮しているか、という視点で評価する。

コア／ベース	領域	カテゴリー	No	評価項目	評価指標	必須／選択
コア 生物多様性の確保 （自然資本の保全・回復）	多様な生息・生育環境の確保	水資源の保全	11	水使用量の削減	雨水の利用や節水等、水使用量を削減する計画か。	必須
			12	まとまりのある緑地の確保	一定規模以上でまとまりのある緑地が確保される計画か。	選択 (地域の価値向上)
			13	階層構造の形成	緑地等（樹林や樹木）が階層構造を形成する計画か。	必須
			14	エコトーンの形成	樹林地、草地、水辺地において、エコトーンを形成する計画か。	選択
			15	良好な生息・生育環境形成に資する取組	動植物の生息・生育環境を形成する取組を行う計画か。	選択
	周辺環境との調和		16	地域に根差した植生の保全・創出	地域に根差した植生の創出を行う計画か。	必須
			17	生態系ネットワークの形成	生態系ネットワーク形成に資する緑地とする計画か。	選択 (地域の価値向上)
	生態系への影響の低減		18	外来種の侵入防止・防除	外来種の侵入防止・防除を実施する計画か。	必須
			19	化学農薬・化学肥料の使用量削減	化学農薬・化学肥料の制限・適正管理を行う計画か。	必須
			20	プラスチック等の化学物質の適正管理	プラスチックなど化学物質が含まれる資材の適正管理を行う計画か。	必須
			21	生物多様性に配慮した資材調達	生物多様性に配慮した資材調達を行う計画か。	必須
	環境教育		22	環境教育の実施	生物多様性の理解と行動変容につながる環境教育を行う計画か。	選択

5-2-1 水使用量の削減

※【気候変動対策：No. 8 雨水の貯留浸透】は防災減災の観点からの水リスクを評価し、【生物多様性の確保：No. 11 水使用量の削減】では自然資源である雨水の活用を評価する

わが国における自然資源としての水は、世界的にみると豊富なものであるが、気候変動に関連する降雨時期の集中や暑熱対策による水利用量の増加など安定した水の供給をおびやかす要因によって、利用する水に関するリスクは高まっている。生物多様性の基盤となる緑地を維持するうえでも水は欠かせない資源であり、緑地の維持における雨水の積極的な利用や節水対策は、このような水リスクを低減する取組として重要である。本項目は、このような考えに基づき、緑地における雨水利用や節水対策などを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
11	雨水の利用や節水等、水使用量を削減する計画か。	必須	レベル 0	緑地への雨水の利用を計画していない。	0 点
			レベル 1	緑地への雨水の利用または節水に関する取組を 1 つ計画している。	1 点
			レベル 2	緑地への雨水の利用または節水に関する取組を 2 つ計画している。	2 点
			レベル 3	緑地への雨水の利用または節水に関する取組を 3 つ以上計画している。	3 点
			レベル 4	レベル 3 の取組を行い、かつ緑地雨水再利用率が 50%以上	4 点
			レベル 5	レベル 3 の取組を行い、かつ緑地雨水再利用率が 80%以上	5 点

【解説】

- ・ 節水の仕組みとは、節水型スプリンクラー、節水型灌水ホース、灌水タイマーなどの利用や、池やビオトープなどへのタイマー時間制御などを指す。

- ・ 緑地の総利用水量 ($(m^3 \cdot 年間)$) = 上水、雑排水、雨水など、緑地への灌水や池・ビオトープへの給水など、利用水量の合計 (m^3))

- ・ 緑地雨水再利用率 (%) =

$$\frac{\text{雨水等の利用水量} (\text{雨水利用} + \text{中水利用のうち雨水割合分} \times \text{中水利用})}{\text{緑地の総利用水量} (\text{上水の利用水量} + \text{雨水等の利用水量} + \text{中水利用量})} \quad (m^3 \cdot 年間)$$

※中水とは雨水やし尿、厨房排水以外の排水等を人体に影響が及ぼない形で浄化して、水栓トイレや緑地の灌水等に再利用するもの。雑用水ともいう。

※中水の緑地の灌水利用がある場合は、中水には上水が含まれるため、中水における雨水量の割合(計画量)を乗じたものを算定して、中水の利用のうちの雨水割合分とする。

- ・ 井水の利用は、緑地などへの雨水利用とするが、以下の場合は雨水利用としない

- (1) 災害対策井水
- (2) 井水を所有しているが利用していない
- (3) 地盤沈下の可能性がある地域

(4) 揚水量規制がある地域に該当する場合

表13 節水の取組例、節水の仕組例

雨水利用の取組例	
屋根面やバルコニーの雨水集水による取組	
緑地の灌水利用（スプリンクラー、ドリップ灌水設備）	
池やビオトープの給水	
その他	
節水の仕組例	
灌水：節水型スプリンクラー、節水型灌水ホース、灌水タイマーなどの利用	
給水：池やビオトープなどへのタイマー時間制御	
その他	
緑地の灌水はすべて降雨にまかせて、灌水設備等は設けていない	
緑地の灌水はすべて降雨でまかなえる計画としているが、夏期や小雨時など非常時の灌水を、雨水が利用できる給水設備等は設けている	

【提出が必要な資料】

緑地への雨水の利用または節水に関する取組を 1つ計画している。	<input type="checkbox"/> 灌水計画図（雨水の貯留槽等を給水源とした灌水設備図等）
緑地への雨水の利用または節水に関する取組を 2つ計画している。	<input type="checkbox"/> 灌水設備図
緑地への雨水の利用または節水に関する取組を 3つ以上計画している。	
レベル3の取組を行い、かつ緑地雨水再利用率が50%以上 (緑地などへの総利用水量、緑地雨水利用率については下記参照)	<input type="checkbox"/> レベル3の資料 <input type="checkbox"/> 緑地などへの総利用水量算定式 <input type="checkbox"/> 緑地雨水利用率算定式
レベル3の取組を行い、かつ緑地雨水再利用率が80%以上 (緑地などへの総利用量、緑地雨水利用率については下記参照)	

<参考資料>

- ・ 日本建築学会雨水活用技術基準
- ・ 日本建築学会雨水活用ガイドライン
- ・ 雨水市民の会 雨水活用ガイドライン

【カテゴリ：多様な生息・生育環境の確保】

5-2-2 まとまりのある緑地の確保

周辺の生物多様性を保全するためには、より広い面積で、まとまりのある形で緑地を確保し、多様な生物の生育生息・営巣・繁殖・移動等、安定的に群集を維持することができる必要である。本項目では、緑地を分散させず、よりまとまりのある面積の緑地を評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
12	一定規模以上でまとまりのある緑地が確保される計画か。	選択 (地域の価値向上)	レベル 0	まとまった緑地の面積が 800 m ² 未満又は、まとまった緑地の面積が 800 m ² 以上で短辺 10m未満	0 点
			レベル 1	まとまった緑地の面積が 800 m ² 以上で短辺 10m以上	1 点
			レベル 2	まとまった緑地の緑地面積が 2,000 m ² 以上で短辺 10m以上	2 点
			レベル 3	まとまった緑地の緑地面積が 3,000 m ² 以上で短辺 20m以上	3 点
			レベル 4	まとまった緑地の緑地面積が 5,000 m ² 以上で短辺 20m以上	4 点
			レベル 5	まとまった緑地の緑地面積が 10,000 m ² 以上で短辺 30m以上	5 点

【解説】

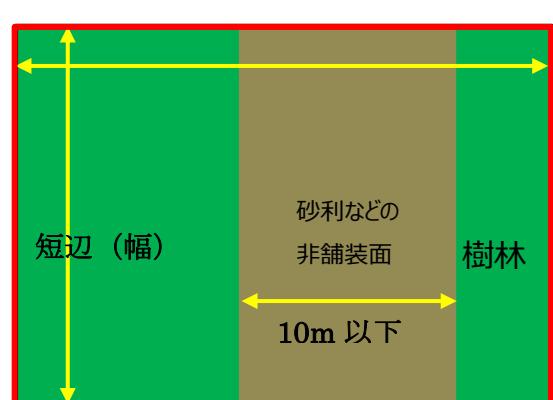
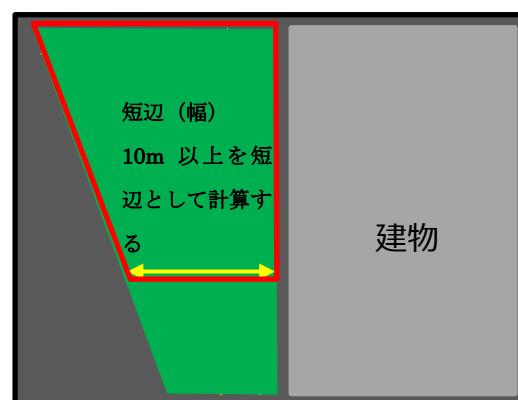
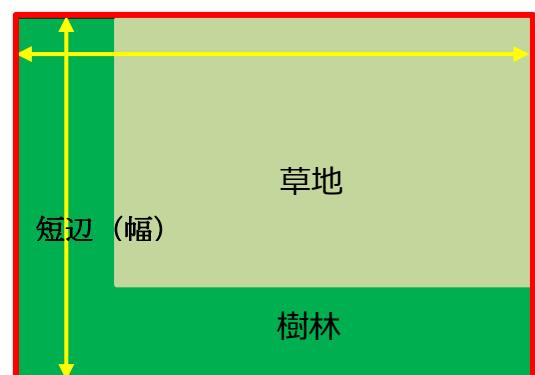
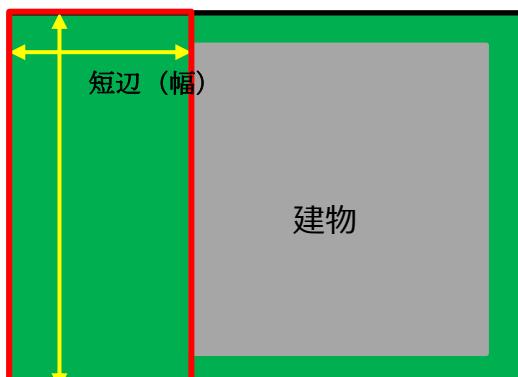
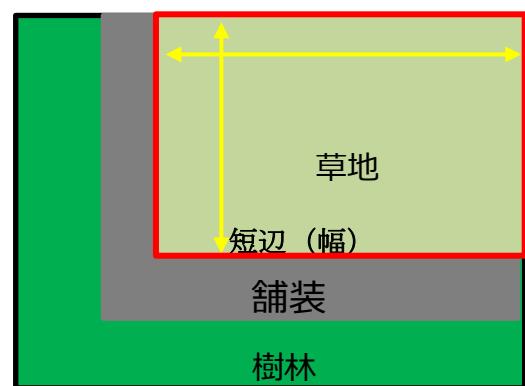
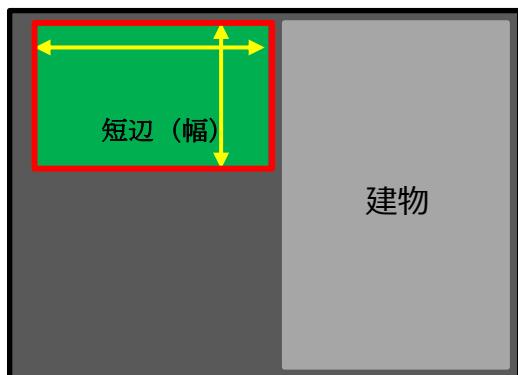
- 本項における「まとまった緑地」とは、原則、建物や舗装によって分断されていないこととし、分断面がある場合でも非舗装面（土、砂利、緑化ブロック等）かつ幅 10m 以下にするなど、生物の移動に配慮した構造になっていることとする。透水舗装などの舗装面は含まない。
- また、舗装されている場合であっても樹冠の重なりによって緑地がつながっている場合はまとった緑地とみなす。

【提出が必要な資料】

- 緑地面積・幅が分かる平面図・立面図を用いて「まとまった緑地」を明示した資料
※縮尺を入れること
- 植栽図
- 舗装図 等

【補足説明】

- 日本では道路や都市空間によって生息地は分断され、特に都市部においては連続した大きな面積の生息地は少なくなっている。
- 一般的に、外部の環境と接している緑地の周辺部は、外部からの影響を受け、中心部とは環境が大きく異なる。緑地が分断されると緑地の面積自体はあったとしても、中心部より周辺部の割合が大きくなる。すなわち、生息地が分断された緑地では、周辺環境に適した生物ばかりが増え、中心の安定した環境を好む生物の生息地は少なくなってしまう。
- 緑地を創出する際は、生物に配慮し、①できるだけ面積を大きくすること、②できるだけ周辺部が少なくなるように緑地を分断しないこと、③周辺部が少なくなるように円形に近い緑地とすること、④分断する場合は生物が移動できるように緑地間を非舗装面で繋ぐこと、などの配慮が重要となる。



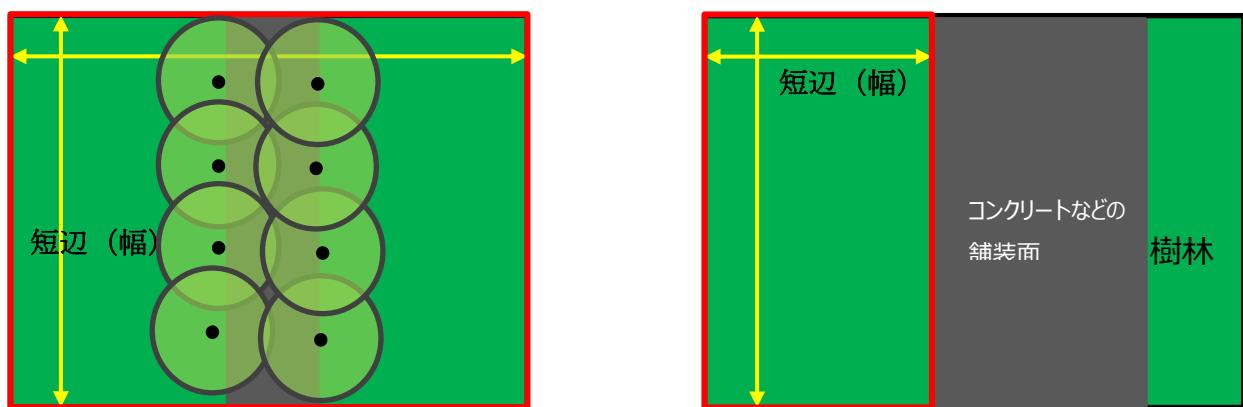


図17 まとまった緑地・短辺（幅）の考え方

5-2-3 階層構造の形成

わが国の暖温帯や冷温帯を中心とする自然林は、高木層、亜高木層、低木層、草本層といった階層構造が形成され、これら階層構造の発達によって、多くの生物のハビタットを提供する。したがって階層構造をもつ樹林は、多様な生物が生息できることになる。本項目では樹林の階層構造の豊かさを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
13	緑地等が階層構造を形成する計画か。	必須	レベル 0	レベル 1 に満たない。	0 点
			レベル 1	以下全てを満たす緑地がある。 • 高木層の樹冠が連続する面積が 10m×10m の正方形より小さいが、緑地の面積 10m×10m の正方形の中に、高木層がある。 • その下に低木層または草本層のどちらか 1 層がある。 • 各層に複数の樹種がある。	1 点
			レベル 2	以下全てを満たす緑地がある。 • 高木層の樹冠が連続する面積が 10m×10m の正方形より大きい。 • その下に低木層または草本層のどちらか 1 層がある。 • 各層に複数の樹種がある。	2 点
			レベル 3	以下全てを満たす緑地がある。 • 高木層の樹冠が連続する面積が 10m×10m の正方形より大きい。 • その下に低木層と草本層の 2 層がある。 • 各層に複数の樹種がある。	3 点
			レベル 4	以下全てを満たす緑地がある。 • 高木層の樹冠が連続する面積が 20m×20m の正方形より大きい。 • その下に低木層または草本層のどちらか 1 層がある。 • 各層に複数の樹種がある。	4 点
			レベル 5	以下全てを満たす緑地がある。 • 高木層の樹冠が連続する面積が 20m×20m の正方形より大きい。 • その下に低木層、草本層の 2 層がある。 • 各層に複数の樹種がある。	5 点

【解説】

- ・ 本評価項目では、緑地全体の中で、レベル1～5に該当する階層構造を持つ範囲及び階層構造の内容を評価する。ただし、評価する範囲の緑地は、原則、建物や舗装によって分断されていないこととし、分断面がある場合でも非舗装面（土、砂利、緑化ブロック等）かつ幅10m以下にするなど、生物の移動に配慮した構造になっていることとする。透水舗装などの舗装面は含まない。
- ・ 高木層、低木層・草本層とは、連続性のある面的な広がりをさす。
- ・ 高木層は、高木の樹冠の連続が10m×10mの正方形が内接する大きさを評価の基準とする。
- ・ 高木とは高さ3.0m以上のものをさす。
- ・ 高木層、低木層、草本層の標準的な樹木密度の目安となる参考値を下記に示す。
(参考値) 高木層・1本/10m²、低木層・4株/m²、草本層・16株/m²

【提出が必要な資料】

- 階層構造をなす範囲を示した図面 ※縮尺を入れること
- 植栽平面図
- 植栽断面構造図 ※植栽断面図のイメージは図18のとおり。
- 樹木リスト (本数、形状、密度等を明記) 等

【補足説明】

<評価にあたって参考とする情報・推奨される取組>

- ・ 環境省 公共施設における緑地等の整備およびその管理、並びに市民参加型自然調査手引書
- ・ いきもの共生事業所R推進ガイドライン



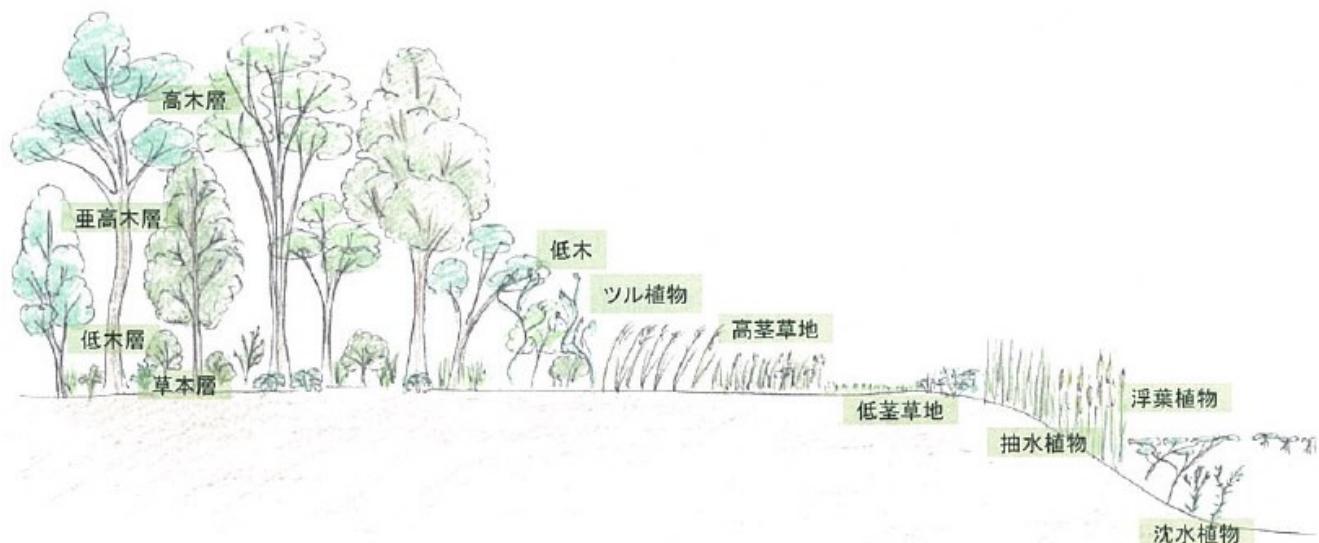


図18 緑地の階層構造のイメージ

5-2-4 エコトーンの形成

緑地には、樹林や草地、水辺といった複数のハビタットタイプが備わっていることで、それぞれのハビタットならではの生き物が生息・生育できるようになる。さらに、異なるハビタットタイプ間を生き物が自由に移動できるように連続した状態にすることで、生息環境として複数のハビタットタイプを必要とする生き物（水辺で産卵し成体は陸域で過ごすカエル類など）も定着できるようになる。このような視点から、本項目は、複数のハビタットタイプの存在とその連続的なつながりの状態を評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須/選択	レベル	評価基準	配点
14	樹林地、草地、水辺地において、エコトーンを形成する計画か。	選択	レベル 0	樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち単一のハビタットタイプが存在するのみである、もしくは、複数のハビタットタイプがあるが、生き物が行き来できる状態で隣接していない。	0 点
			レベル 1	樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち2つのハビタットタイプが、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。	1 点
			レベル 3	連続的に変化する環境の移行帯を伴って、樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち2つのハビタットタイプが、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。	3 点
			レベル 5	連続的に変化する環境の移行帯を伴って、樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地の各ハビタットタイプがそろっており、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。	5 点

【解説】

○生き物が行き来できる状態

生活史のなかで、樹林と草地、草地と水辺など複数のハビタットタイプを必要とする生き物、特に地表を移動し、もしくは植生内の空間や植物を伝ってハビタットタイプ間を行き来する生き物を想定し、それらの移動を妨げる構造物や大きな段差などが多く、それらの生き物が複数のハビタットタイプ間を自由に移動できる状態であること。

○エコトーン（環境の移行帶）（次ページの例参照）

地形や水深、植生構造などが緩やかに移行していく場所のこと。生き物が行き来できる状態であれば、段階的に移行していく構造であっても構わない。



林縁～高茎草地～低茎草地の陸域のエコトーン



ヤナギ低木～水生植物帯～水面の水辺のエコトーン



緑地内の生き物の移動の妨げとなる垂直構造の堀



生き物が往来し難いコンクリート護岸の水辺

図19 エコトーン（環境の移行帶）の例

<林縁のエコトーン>高木群落→低木・マント群落→草本群落

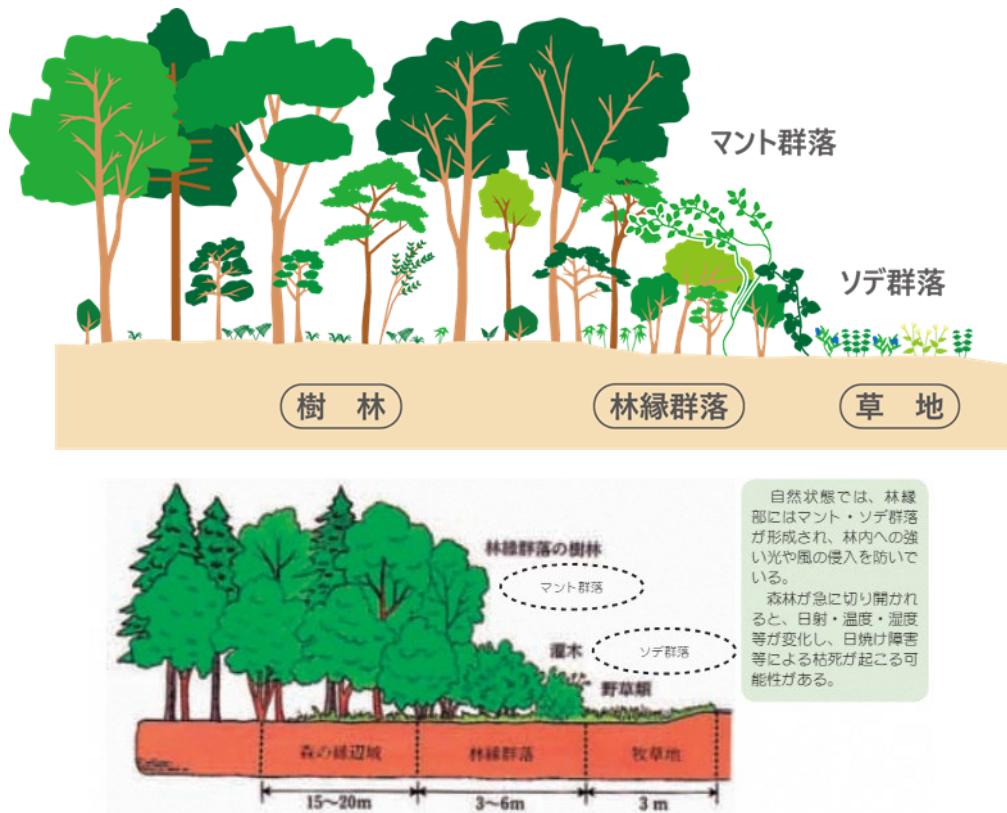


図 4-14 林縁部（樹林と草地のエコトーン）の模式図
(出典) 集文社、自然との共生をめざす道づくり - エコロード・ハンドブック - 建設省道路局
1995年 に一部加筆 大成出版社

図20 林縁のエコトーン

<草地のエコトーン>高茎草地→低茎草地



図21 草地のエコトーン²¹

<水辺のエコトーン>水生植物帯（浅い水際）→水辺（深さのある水域）

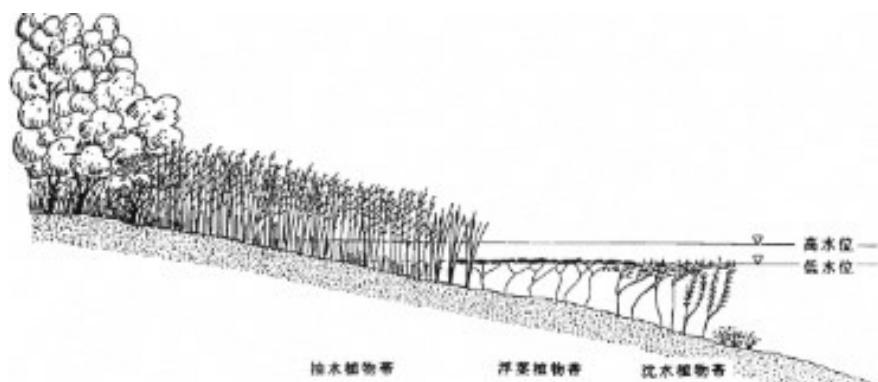
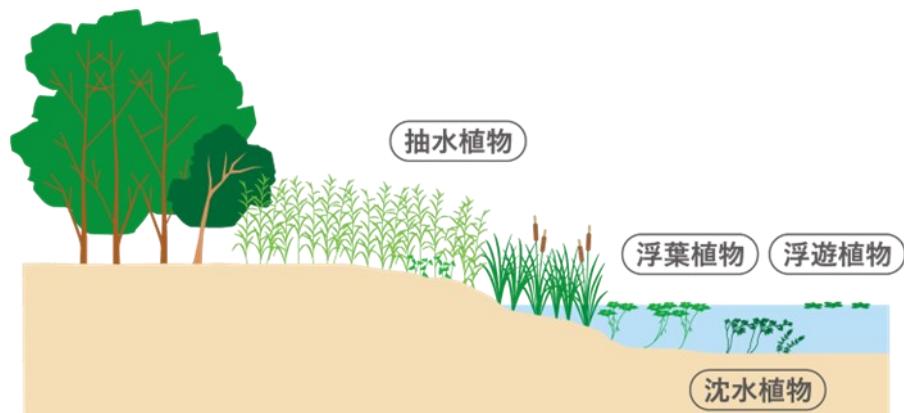


図22 水辺のエコトーン（緩やかに移行していく例）

²¹ 東京都環境局、「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引き」、令和4年

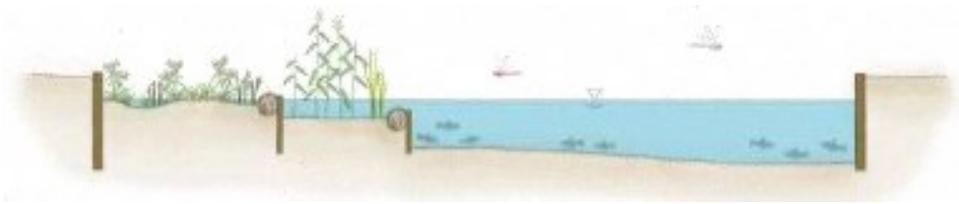


図23 水辺のエコトーン（段階的に移行していく例）²²

【提出が必要な資料】

- 該当する状態であることを示す平面図及び断面構造図
- 既存緑地の場合には、上記資料に加え該当する状態であることを示す写真類

²² 東京都環境局、「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引き」、令和4年

5-2-5 良好的な生息・生育環境形成に資する取組

生き物はその生活史の中で様々な空間を利用して、食べるものを探し、敵から身を守り、繁殖し、生命を育んでいる。本項目は、そのような動植物の生態的特性に配慮し、緑地の整備・維持管理・運用の場面で、動植物の生息・生育に適した空間整備や、生態・生活史を支える場づくりなどの効果的な取組が実施されることを期待し、評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須/選択	レベル	評価基準	配点
15	動植物の生息・生育環境を形成する取組を行う計画か。	選択	レベル 0	付表の取組がない、又は1つの取組に限られる。	0点
			レベル 1	付表の取組が2つ以上ある。	1点
			レベル 3	付表の取組が4つ以上ある。	3点
			レベル 5	付表の取組が6つ以上ある。	5点

表 14 取組例

対象となる生物と取組の例		取組実施の主な事業段階		
		整備	維持管理	運用
<u>○鳥類や昆虫などの飛来を促す取組</u>				
・生き物の食餌植物の選定と植樹（餌資源提供） ・巣箱などの設置（鳥やハチ類などの営巣・繁殖場所創出） ・バードバスや浅い水辺の設置（鳥類の水飲み・水浴び場創出） ・混ぜ垣などによる効果的な植栽配置（多時期にわたる花や実の餌供給、病虫害発生抑制等）	●			
	●			
	●			
	●			
<u>○鳥類、トカゲ類、昆虫、土壤動物などの隠れ場所を増やす取組</u>				
・木積み、粗朶柵、石積み・丸太杭護岸など隙間の多い構造の設置（陸域生物の隠れ場所創出） ・低頻度での草刈りや刈り残し、刈草の一時残置（生息空間・逃げ場創出） ・枯れ木や倒木の残置（営巣場所や枯れ木性生物の生息場所創出）	●	●		
		●		
	●	●		
<u>○哺乳類、爬虫類、カエル類などが地上を移動できるようにする取組</u>				
・アンダーパスや這い出し構造設置など動物の歩行移動の妨げとなる構造物の回避・改善（動物の移動経路の確保）	●			
<u>○魚類やトンボのヤゴなど水生生物の生息場所を増やす取組</u>				
・水深や流速に変化のある水辺構造（多様な生息場所創出） ・石積み・丸太杭護岸など隙間の多い護岸の設置（水生生物の隠れ場所創出）	●			
	●			
<u>○動植物全般への配慮の取組</u>				
<取組例> ＊事業計画以前からある造成地の植生を改変せずそのまま残す ＊事業計画以前にあった造成地の表土を仮置きし、新たな緑地の表土に敷き戻す ＊敷地外だが近傍の造成地にあって目指す緑地の状態に近い植生の表土を採取し、新たな緑地の表土として利用する ・人の立ち入る空間と生き物のための空間ゾーニング（人の非干渉地の確保） ・夜間照明※を実施する場合の光害の低減（光害対策） ※動植物の生態上、本来夜間照明はないことが望ましい	●	●		
	●			●
<u>○その他の自主的な取組（　　）</u>				
	●	●	●	

【解説】

<各取組に関する資料>

- ・在来種植栽の設計・管理のポイント（東京都）
- ・生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引（東京都）
- ・野鳥と木の実ハンドブック 増補改訂版
- ・エコパーク-生き物のいる公園づくり-（亀山章・倉本宣 ソフトサイエンス社）など

<取組の具体例>



図24 取組の具体例

【提出が必要な資料】

- 以下の項目を記載した資料
- ・該当する取組の目的・内容、数量
 - ・取組の位置の計画又は実施状況を示す図・写真類

【カテゴリ：周辺環境との調和】

5-2-6 地域に根差した植生の保全・創出

生物多様性に貢献する緑地づくりにあたっては、当該地の地形地質、土壤、気候に適し、本来自生分布している構成種からなる植生への理解と配慮が重要となる。地域の生態系に適った在来種による緑地の創出・保全、および導入する植物種については、遺伝子攪乱防止のため、地域性種苗の積極導入を目指し、評価を行う。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
16	地域に根差した植生の保全・創出を行う計画か。	必須	レベル 0	まとまった緑地もしくは緑地全体を構成する樹木および草本の30%未満が在来種（外国産在来種は除く）である。	0 点
			レベル 1	まとまった緑地もしくは緑地全体を構成する樹木および草本の30%以上50%未満が在来種（外国産在来種は除く）である。	1 点
			レベル 3	まとまった緑地もしくは緑地全体を構成する樹木および草本の50%以上が在来種（外国産在来種は除く）である。	3 点
			レベル 5	まとまった緑地もしくは緑地全体を構成する樹木および草本の50%以上が地域性種苗である。	5 点

※樹木は植樹本数、草本は植樹本数（低木の場合）もしくは植樹面積（低木が計画図に面積で示されている場合には面積、草本・地被類は面積）で計算し、それぞれが各指標を超えていることを条件とする。

【解説】

- 本項における「まとまった緑地」とはNo.14（5-2-4）と同義とする。原則、建物や舗装によって分断されていないこととし、分断面がある場合でも非舗装面（土、砂利、緑化ブロック等）かつ幅10m以下にするなど、生物の移動に配慮した構造になっていることとする。透水舗装などの舗装面は含まない。

<「在来種」の定義>

- 在来種とは自然分布している範囲内に分布する種、亜種、またはそれ以下の分類群を指す。
- 基本的には、その種が当該地に自然分布しているかどうかを図鑑等を参考に確認する。対象地とは明らかに分布域や生育環境が異なる種類は在来種とはいえないため、日本の野生植物を扱う図鑑※や地域の植物誌の「分布」（北海道・東北・関東・中部・北陸・関西・中国・四国・九州・沖縄、○○以西、○○の太平洋側、等）及び「生育地」（山地・低地・・・、岩場・林内・草地・湿地・・・、等）等の記載情報を確認して、対象地と合致するものを在来種とする。また、その際にには、在来種の判断の参考とした図鑑や地域の植物誌等の文献資料情報を提出資料に記載する。
- なお、園芸品種は亜種には含まない。したがって、本項での在来種には園芸品種は含まない。
- また、外国産在来種とは、種としては在来種であっても外国産のものを指す。種レベルでは問題ないようみえるが、遺伝子レベルでは問題となる場合が多いため、本項の在来種には外国産在来種は含まないこととする。

※参考となる図鑑の例

山溪ハンディ図鑑 樹に咲く花（山と渓谷社）

山渓ハンディ図鑑 野に咲く花（山と渓谷社）
山渓ハンディ図鑑 山に咲く花（山と渓谷社）
改訂新版 日本の野生植物 1～5（平凡社）など

＜「地域性種苗」の定義＞

- ・ 地域性種苗とは地域性系統をベースに生産された種苗のことである。同じ種であっても、地域の気候や生態系の違いなどに適応して少しづつ遺伝的特徴が異なっており、そのような遺伝的特徴を共有する個体群が地域ごとに分布している。地域性系統とは、そのような個体群の系統のことを指す。
- ・ 地域性種苗において、同一の地域性系統とみなせる地理的範囲の大小は種によって異なるうえ、その範囲が科学的に明らかにされている種は現時点では限られている。そのため、ここでは表15に挙げる情報等を参考として、対象となる敷地における地域性系統の地理的範囲を想定して、地域性種苗である根拠を記すこと。そのうえで、原産地が確認され、生産経過の記録が保存され開示できる種苗を地域性種苗として認める。

＜既存の緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項＞

- ・ 緑地を構成する植物種や植生構造などが竣工当時から大きく変わっている場合は、竣工時の植栽計画図や植栽種リストではなく、現在の樹木や地被の状況（種類、数量等）がわかる資料（例：群落組成調査結果）を提出すること。

＜敷地の整備以前から植生を維持している緑地（自然の樹林や雑木林、植林地等）を申請する場合の留意事項＞

- ・ 敷地の整備以前からの植生を維持している緑地の場合、群落組成調査結果により、在来種の割合を算出すること。当該緑地に自生している在来種は地域性種苗と同等の扱いとする。当該緑地が植林地の場合、外国産樹種植林²³を除く植林木は在来種と同等の扱いとする。
- ・ なお、該当緑地内に新たに植栽する計画又は植栽されているものがある場合は、それらの樹木・地被類も含めて在来種・地域性種苗の割合を算出するものとする。

【提出が必要な資料】

- 平面図、植栽計画図
- 使用する樹種の全体、および在来種や地域性種苗を示したリストもしくは使用割合
- 在来種や地域性種苗を証明する資料（在来種・地域性種苗が分かる樹木リスト等）
- 群落組成調査結果などの樹木調査結果

【補足説明】

- ・ 周辺地域に見られる様々な群落の特徴を理解し、それらを踏まえた緑地の創出が生物多様性に配慮した緑地づくりのポイントとなる。
- ・ 生物多様性の概念の中には、遺伝子の多様性も含まれる。同じ種でも地域によって遺伝子の違いがある場合があり、別の地域から動植物を新たに導入することは遺伝子レベルの攪乱を引き起こすことにつながる。地域性種苗を使用することにより、施工地周辺に生育する植物と遺伝子型が異なってしまう恐れが低くなり、遺伝子攪乱を防ぐことができる。

²³ 環境省生物多様性センター「自然環境基礎調査」植生調査概要
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-017.html?1st=54>)

- ・ 地域性種苗についての研究は行われているものの、生育・遺伝子分析・流通性の観点から、現状は緑化資材として潤沢に生産・流通がなされておらず、ほとんどのケースで注文生産品となる。時間をかけて取り組むことが可能であれば、目標とする景観や植生の決定、必要な植物材料の選定と数量計算、母樹と採草地といった地域植生の把握、といった生物多様性に寄与する緑地づくりに欠かせないプロセスを得ることができる。
- ・ 利点としては、事業計画に応じた植物材料の計画的な生産が必要となるため、社内意思決定の前倒しや理解の浸透を図る等といったことが可能。
- ・ 地域性種苗については、前述のとおり生産・流通が限られている現状であるため、開発計画段階からできる限り早期に着手する必要がある。まずは地域性種苗を取り扱っている造園業者を調査し協力体制を整える、自社の企業緑地の中で使用できるように生育・保全管理体制の構築など、長期的な視点に基づいた目標設定が重要となる。

【参考資料】

- ・ 緑の基本計画など、地方公共団体における植生に関する計画
- ・ 各種国土区分情報（参考：下表）

表 15 地域性系統の地理的範囲設定の参考となる国土区分情報

	区分名	発表年等	特徴	区分の主な指標			
				気候	地史	植生	遺伝子
1	日本植物区系	・前川文夫 ・1974 年 ・日本の植物区系 (玉川大学出版部)	・日本列島の地歴的背景を基盤として現在の植物相を 9 地域に区分している。	○	○	○	
2	林業種苗法種苗配布区域	・林業種苗法 ・(昭和四十五年五月二十二日法律第八十九号) ・平成一九年三月三〇日法律第八号	・気候その他の自然条件からみて、概ね当該樹木としての生育に適すると認められる区域を配布区域として指定している ・生産事業者及び配布事業者は、種苗の配布区域が指定されているときは、当該配布区域以外の区域を受取地とし種苗を配布してはならない。	○		○	
3	生物多様性保全のための国土区分 (試案)	・環境庁 ・平成 9 (1997) 年 12 月 ・平成 13 (2001) 年 10 月重要地域情報の再整理	・日本列島の地歴的成立経緯と生態系の基盤である植生に強く影響する気候的要素等に着目し、10 地域に区分している。 ・区域の生物学的特性を示す植生等、注目すべき生態系のタイプを定め「重要地域情報（試案）」として公表している。	○	○	○	
4	植生帯のエリア	・国土技術政策総合研究所緑化生態研究室報告 ・平成 14 (2002) 年 1 月	・気候要因等を基にエリア区分し、そのエリアを代表する植生やその構成種を類型化している。 ・地域の基本となる種を抽出し、種子等をストックすることで地域に即した緑化を計画的に進めることが可能となる。	○		○	
5	ESU の考え方に基づく日本の温帶性適用のための国土区分試案	・小林達明・倉本宣 ・平成 18 (2006) 年 3 月 ・生物多様性緑化ハンドブック	・植物の種内系統の分析結果による進化的重要単位 (ESU) に基づき、温帶性木本植物の緑化用苗木を対象に 18 地域に区分している。 ・河原や湿原など隔離されたハビタットを持つ植物には、他の集団から独立して管理できる管理単位 (MU) の考え方に基づき、水系など地形単位毎に地域性を設定する。			○	○

5-2-7 生態系ネットワークの形成

生き物は、生息・生育環境の規模が大きく、また、生息・生育環境の連結性（ネットワーク性）が高いほど存続の可能性が高いことが知られているが、市街地化が進む都市域や都市近郊地域では、生きものの生息・生育の場となる自然環境や景観の単純化、規模の縮小や分断が進んでいる。小規模な緑地であっても、生きものの生息・生育環境をつなぐ役割を担い、地域の生態系ネットワークに貢献しているため、こうした緑地を積極的に配置していくことは、生物多様性保全の観点から非常に重要である。本項目は、このような考え方から、地域の生態系ネットワークの形成に資する緑地であるかどうかを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須/選択	レベル	評価基準	配点
17	生態系ネットワーク形成に資する緑地とする計画か。	選択 (地域の価値向上)	レベル 0	対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値が増加しない、かつ、地方公共団体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っていない。	0 点
			レベル 1	対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値の増加が 0.5 ポイント未満である。または、指標値が増加しないが、地方公共団体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っている。	1 点
			レベル 3	対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値の増加が 0.5 ポイント以上である。または、指標値の増加が 0.5 ポイント未満だが、地方公共団体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っている。	3 点
			レベル 5	対象緑地の存在による生態系ネットワーク状況の指標値の増加が 0.5 ポイント以上、かつ、地方公共団体が策定する地域の生態系ネットワークの形成に関する計画に沿っている。	5 点

【提出が必要な資料】

- 下記の算出方法による指標値算出結果及び算出過程の資料
- 地方公共団体の生態系ネットワークの形成に関する計画との関係を示す資料

【解説】

■生態系ネットワーク状況の指標値算出方法

- ・本評価項目では、国土交通省「都市の生物多様性指標（簡易版）」をもとに生態系ネットワーク形成の状況を算出する。

○緑地の抽出に使用する緑地分布データについて

使用する緑地分布データによって、抽出できる緑地の種類と空間解像度が異なる。都市域では小規模かつ多様な種類の緑地が存在することを考慮し、10m×10m程度の高い空間解像度があり、様々な緑地を網羅的に抽出できる緑地分布データを用いる。

表 16 緑地の抽出に使用する主な緑地分布データの概要

データの種類	抽出する緑地の凡例	空間解像度
JAXA 高解像度土地利用土地被覆図	○以下の植生・土地利用 常緑広葉樹 / 常緑針葉樹 落葉広葉樹 / 落葉針葉樹 竹林 / 草地 / 湿地 / 水田 / 畑	10m
衛星画像 NDVI 値による緑被抽出データ (「Google Earth Engine を用いた町丁目別緑被率オーブンデータ（全国版）の作成と評価」 清野友規、藤原邦彦、鶴見隆太 日本建築学会技術報告集 第 28 卷 第 68 号, 521-526, 2022 年 2 月 データ)	○緑被地	10m

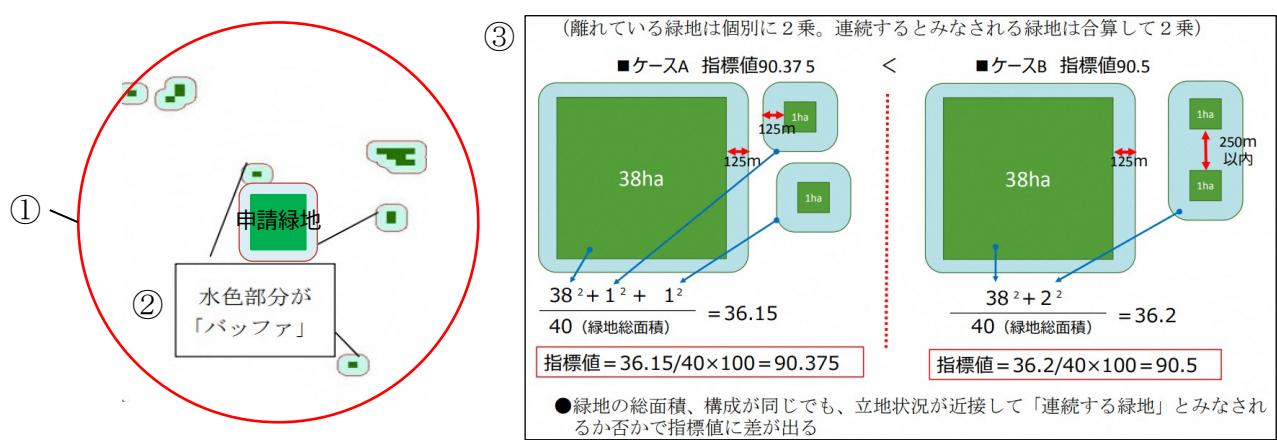
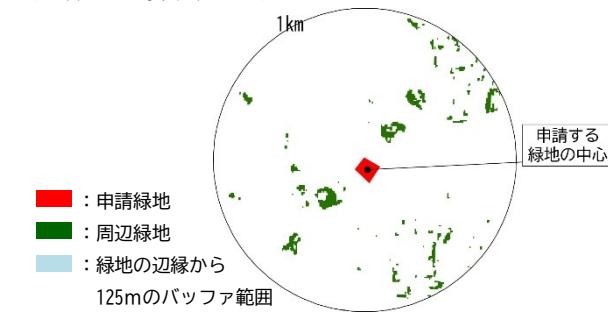


図25 生態系ネットワーク状況の指標値算出のイメージ

※コガラなどの小型鳥類、バッタ類、トンボ類、チョウ類などの移動可能な距離を参考として、緑地から125mをバッファとして設定したものである。

○具体的な算出の方法



一般に利用することができる、空間解像度 10m程度の緑地分布データ（JAXA 高解像度土地利用土地被覆図など参照）を用いて対象緑地の中心から 1km 範囲内にある緑地を面的に抽出します。

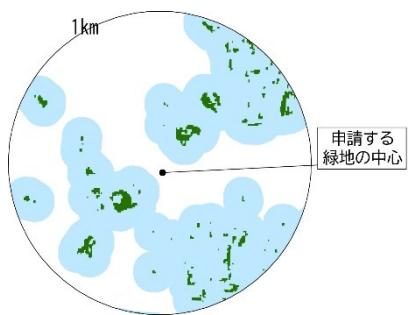
抽出及び算出には、GIS（地理情報システム）を扱うアプリケーションを使用します。

以下の A 及び B の方法でそれぞれ値を算出し、差を求めます。

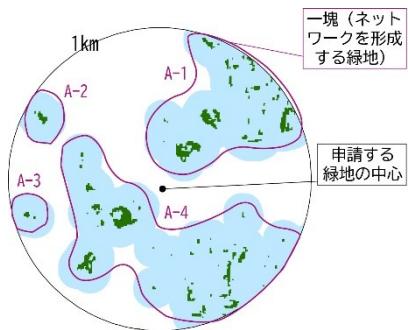
A : 孤立していると仮定した指標値

周辺の緑地と生態系ネットワークを形成しない

- 申請緑地を除く 1km 範囲内の緑地の辺縁から 125mのバッファ（■）を発生させます。



- 125mバッファの範囲（■）がつながる緑地を一塊（○）として一塊ずつ緑地（■）の面積 (ha) を合計します。



- 下の計算式に値を代入します。

申請緑地の面積は周辺の緑地とは合算せず個別に 2乗して分子に加えます。

$$A = \frac{(\text{申請緑地の面積})^2 + (A-1 \text{ 面積})^2 + (A-2 \text{ 面積})^2 + (A-3 \text{ 面積})^2 + (A-4 \text{ 面積})^2}{S} / S \times 100$$

S : 1km 範囲内にある緑地（申請緑地を含む）の合計面積

- 下の計算式に値を代入します。

申請緑地が周辺の一塊の緑地に含まれる場合は、申請緑地の面積は当該の一塊の緑地（上図の場合 B-1）に合算して 2乗します。

$$B = \frac{(B-1 \text{ 面積})^2 + (B-2 \text{ 面積})^2 + (B-3 \text{ 面積})^2}{S} / S \times 100$$

S : 1km 範囲内にある緑地（申請緑地を含む）の合計面積

- B の指標値から A の指標値を引き、差の値を求めます。

指標値の増加 = B (実際のネットワーク状況の指標値) — A (孤立していると仮定した指標値)

【カテゴリ：生態系への影響の低減】

5-2-8 外来種の侵入防止・防除

外来種はもともとその地域には生息・生育していなかった生き物であり、特に在来の生き物を捕食したり、生息・生育環境が競合する、あるいは遺伝的に交雑するなどによって、地域在来の生き物の生息・生育をおびやかすような外来種は、そのような影響を低減するための対策が重要である。本項目は、このような視点から、生物多様性保全上注意すべき外来種について、緑地における駆除や侵入防止のための取組の状況を評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須/選択	レベル	評価基準	配点
18	外来種の侵入防 止・防除を実施 する計画か。	必須	レベル 0	・注意すべき外来種を使用する計画となっている。 ・注意すべき外来種について外来種防除マニュアル、侵入防 止マニュアルがない。	0 点
			レベル 1	(設定なし)	-
			レベル 3	注意すべき外来種について外来種防除マニュアルがあり、 防除対策における実施体制がある。	3 点
			レベル 5	注意すべき外来種について侵入防止マニュアルがあり、侵 入防止における実施体制がある。	5 点

【解説】

[注意すべき外来種の基準]

- ①特定外来生物
- ②都道府県における外来種に関する条例掲載種
- ③生態系被害防止外来種リスト記載種

これらを踏まえた外来種防除対策のマニュアル及び侵入防止マニュアルの作成の他、周囲地域を含めたあらゆる主体と連携した体制を構築して実施することとする。

<防除対策例>

- ・外来種の発見しやすい時期の監視
- ・逸出防止
- ・種子がつく前の駆除
- ・種子が散布しないような取扱い
- ・適切な処理（生きたまま、種子をつけたままの移動をしない）
- ・市民参加型防除作業
- ・種ごとの対応マニュアル
- ・最新情報の蓄積

例：地域と連携した外来種防除対策ハンドブック（案） 国土交通省河川環境課

外来生物対策指針 農林水産省

その他参考資料（環境省） <https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html>

<侵入防止対策例>

- ・法規制などの遵守を含む外来種被害予防三原則の徹底。
- ・意図的な導入種に対しては法令及びリストに基づき、「入れない」の徹底。やむをえず入れる場合でも、導入量の抑制や代替法の検討や実施を検討する。
- ・非意図的に侵入する可能性のある種に関しては、関係者による日常的な侵入予防の徹底が必要。

具体例

- ・工事に用いる重機、器材、長靴等に付着している土を事前によく洗い流して使用する。
- ・資材に外来種が混入していないことを確認する。
- ・非意図的な導入が確認された際の廃棄、消毒等による対策
- ・土砂搬入元の外来種生育状況の把握
- ・周辺の外来種分布確認による、事業地に侵入する可能性のある種・量の把握
- ・侵入経路の把握・遮断
- ・事業地に生育・生息する希少種との競合関係・影響の把握

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- ・既存緑地の質の確保・向上に資する事業の場合、実際の防除・侵入防止活動の実績も併せて提出ください。

【提出が必要な資料】

- 注目すべき外来種リスト ※環境省や市町村が出しているリストそのままではなく、事業地に関連するリストとすること。
- 植栽種リスト
- 防除マニュアル

※植栽管理計画ではなく、注目すべき外来種に対する防除マニュアルの提出を求める。

- 侵入防止マニュアル
- 実施体制

5-2-9 化学農薬・化学肥料の使用量削減

除草剤・殺虫剤・殺菌剤等の化学農薬や化学肥料の過剰使用は、生態系のバランスが不安定になることが懸念される。周囲の生物に悪影響を及ぼさないため、また生態系を維持するために、このような化学物質を可能な限り使用しないこと・また使用する場合は使用量や方法などを考慮し影響の低減を実現しているかを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
19	化学農薬・化学肥料の制限・適正管理を行う計画か。	必須	レベル 0	化学農薬・化学肥料について、使用の抑制に関するルールがなく、農薬の使用に関する法令等を理解していない。	0 点
			レベル 1	化学農薬・化学肥料の使用にあたってルールを定めて使用する計画になっている。	1 点
			レベル 3	レベル 1 に加え、化学農薬・化学肥料について、使用の抑制に関するルールを定め、管理場所での病害虫の発生状況を確認した上で防除の要否、適切な防除のタイミングや防除方法を判断する計画になっている。	3 点
			レベル 5	レベル 3 に加え、有機肥料の活用や機械除草の活用など総合防除の考え方に基づいた防除を行い、化学農薬・化学肥料を抑制する緑地管理を実施する計画になっている。	5 点

【解説】

- 農薬とは、農薬取締法において、「農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）および農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」とされ、また農作物等の病害虫を防除するための「天敵」も農薬（生物農薬）とみなすとされている。
- 本項における化学農薬とは、農薬のうち化学的に合成された物質や天然物等を有効成分とする薬剤（例えば、除草剤・殺虫剤・殺菌剤等）を指す。
- 本項における生物農薬とは、農薬のうち、天敵昆虫や微生物などを用いた農薬を指す。寄生バチやテントウムシ、カブリダニ類などの「天敵」、そして「微生物剤」がこれに分類される。
- 肥料とは、肥料法で、①植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壤に化学変化をもたらすことを目的として土壤に施されるもの、②植物の栄養に供することを目的として植物に施されるものと定義される。すなわち、窒素をはじめとした植物にとっての必須成分を含むものほか、アルカリ分などの土壤の化学性を改善する成分を含むもので土壤に施用されるものほか、葉面散布などで作物に直接施用するものも対象となる。
- 本項における化学肥料とは、肥料のうち化学的に合成あるいは天然産の原料を化学的に加工して作った肥料を指す。
- 本項における有機肥料とは、肥料のうち動物質または植物質などの有機物に由来する肥料を指す。

- ・総合防除とは、農作物に対する有害生物制御に応用可能な全ての技術を精緻に考慮し、それらの発生増加を抑制する適切な方法を総合的に組み合わせ、農薬やその他の防除対策の実施は経済的に正当なレベルに保ちつつ、人や環境へのリスクを軽減または最小限に抑えることを意味する。総合防除では、農業生態系搅乱の可能性をより少なくし、有害生物の発生を抑える自然界の仕組みをうまく活かすことにより健全な農作物を育てることが重要視されている。

【提出が必要な資料】

- 使用想定される化学農薬・化学肥料のリスト
- 使用想定される化学農薬・化学肥料の抑制に関するルール、マニュアル等
- 農薬・施肥記録のフォーマット、記録簿等
- 有機肥料の活用方法
- 総合防除の考え方に基づいた防除方法等の計画

【補足説明】

- ・除草剤・殺虫剤・殺菌剤等の化学農薬の使用は植物の病害虫防除を効率的に行うことができるが、対象となる病害虫だけではなく周囲の無害な生物にも大きなダメージを与える可能性がある。例えば害虫を食べる益虫も同時に駆逐されてしまうと、天敵がいなくなつた害虫が後で大発生する可能性などもあるため、使用する場所だけではなく周辺緑地も含め生態系のバランスが不安定になることが懸念される。周囲の生物に悪影響を及ぼさないため、また生態系を維持するために、このような化学農薬を可能な限り使用しないこと、また使用する場合は使用量や方法、時期などを考慮し影響の低減を目指すことが重要。
- ・自然土壤などのように多様な土壤生物が生育している土地では落ち葉などの有機物の分解が促進され、養分となる。結果多様な土壤生物が生息することによって病害虫の発生が抑えられる。緑地にも同様に、緑地内で発生する廃材や落ち葉を用いた堆肥等、有機肥料の使用が求められる。
- ・化学肥料は、徐々に分解され吸収される堆肥等の有機肥料と異なり、すぐに養分として植物に吸収されるため盛んに使用されているが、化学肥料を多用することで有機物を分解して栄養にする土壤生物が激減するなど、土の中の生態系が崩れることとなる。また、水に溶けやすいため、地下水や水質汚染につながるといった悪影響も指摘されている。
- ・野菜などの農作物については使用するメリット・デメリットを鑑み、バランスを取りながら使用することが重要であり、人体への影響度も鑑み、比較的規制が多い。対照的に、緑化植物については比較的規制がなされていない現状がある。
- ・緑化植物についても、生物多様性や、緑地に関わる動植物（人を含む）への影響を鑑み、化学農薬・化学肥料の使用を制限する管理方法が求められてきている。
- ・使用する場合でも、どのような場合に使用するのかの制限やルール決め、使用した場合の履歴や、保管方法の明記など、管理が求められる。
 - ・例) 化学農薬：ラベルに記載された使用方法等を順守し、使用履歴を記載する。
 - ・ 化学肥料：適正に保管し、使用状況等を記録・保存する。
- ・害生物制御に応用可能な全ての技術を精緻に考慮し、それらの発生増加を抑制する適切な方法を総合的に組み合わせ、農薬やその他の防除対策の実施は経済的に正当なレベルに保ちつつ、人や環境へのリスクを軽減または最小限に抑える、「総合防除」の考え方方が求められている。定期的な巡回監視、被害発生部位の部分的な除去、伝統的な害虫防除方法の採用（冬季におけるコモ巻き等）、

フェロモントラップを使った害虫の捕獲を行うなど、従来の「農薬の予防散布」に代わる代替手段として検討・利用されている。

【参考となる URL】

- ・農林水産省 農薬情報

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_info/

- ・化学農薬・緑地管理用農薬を使用する上での注意点（緑の安全推進協会）

https://japr.or.jp/wp-content/uploads/2023/02/230222_ryokuchi_Abstract.pdf

- ・公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～（環境省）

<https://www.env.go.jp/content/900542686.pdf>

- ・農林水産省 肥料関係情報

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/

- ・農林水産省 肥料法の概要

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/attach/pdf/0729hiryo_setsumeい-7.pdf

5-2-10 プラスチック等化学物質の適正管理

プラスチックなどの化学物質による汚染は、当該地の土壤やマイクロプラスチックの海洋流出など生態系へ悪影響を及ぼすだけでなく、結果的に人権侵害及び人の健康上の問題となる。使用予定のプラスチック等化学物質の適切な管理を行うと共に、使用制限に向けて取り組む方針を評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
20	プラスチックなど化学物質が含まれる資材の適正管理を行う計画か。	必須	レベル 0	プラスチックなど化学物質の使用状況を把握していない、行動指針等がない。	0 点
			レベル 1	プラスチックなど化学物質の使用状況を把握している。	1 点
			レベル 3	プラスチックなど化学物質の使用状況を把握し、行動指針等がある。	3 点
			レベル 5	プラスチックなど化学物質の使用状況を把握し、行動指針等において使用制限に向けた定量目標がある。	5 点

【解説】

プラスチック汚染に関し、国内外であらゆる環境破壊を防止するための規制が採択および検討されている。また国内では、大阪府の実施した調査において、大阪湾の海水中から人工芝片と見られるマイクロプラスチックが確認されており、建設業界等においても積極的な対応が求められている。

プラスチックなどの化学物質が含まれる資材とは以下の例がある。

例①：プラスチックが含まれる資材

- ・ 人工芝・充填材、人工植物
- ・ プラスチック被覆肥料、プラスチック被覆農薬
- ・ 木樹脂製ウッドデッキ、フェンスなど（木粉+強化プラスチック）
- ・ 配管関係、塩ビパイプ、マス
- ・ 灌水設備、ホース
- ・ プランター、鉢、支柱
- ・ ガーデンファニチャー、イス、テーブル
- ・ 人工竹垣、人工灯籠、人工蹲など
- ・ 池、流れ工事用の防水、ゴムシート
- ・ 防草シート
- ・ 芝見切り材、エッジング材
- ・ 小型照明器具
- ・ 現場養生 カラーコーン、ブルーシート
- ・ 篠、熊手、ノミ 日々の清掃、管理道具
- ・ ゴミ箱、ゴミ袋
- ・ 水道メーター、電気ボックス

その他、化学物質が含まれる資材としては以下がある

例②：その他化学物質が含まれる資材

- 木材等保存剤
防腐剤、防蟻剤、防カビ剤、防虫剤、存剤処理木質材料・非木質材料、非保存剤処理木質材料・非木質材料

本項における行動指針とは、以下の項目を最低限含むものとする。なお、恒常的な使用資材だけでなく、土嚢や養生材など暫定使用資材も含めた行動指針、目標設定を必須とする。

表 17 行動指針において最低限含まれるべき項目

プラスチック	劣化予防	・ 土嚢やブルーシート、プラスチック掃除道具等の劣化がないか定期点検し、回収・交換等の必要な対応をする
		・ 防草シートは紫外線に直接当たらないようする
	適正管理 流出予防	・ プラスチック資材の破片が蓄積するマス等を定期的に清掃・管理する
		・ プラスチック資材の破片が雨や風により敷地外に飛散・流出しない対策をとる
	循環	・ 廃プラスチックを細分別し積極的なリユース・リサイクルを行うために、中間処理業者等と定期的な協議・改善を行う
	使用制限	・ プラスチック資材やシート類は簡単にほぐれない、劣化しない製品を採用する
		・ プラスチック資材の代替品を利用する
	その他 化学物質	・ 生態系に影響しない資材、工法等の最新情報を入手する
		・ 防腐剤や農薬、化学肥料使用の用途、散布状況を把握し管理する
	使用制限	・ 生態系に配慮した資材（自然素材や認証保存剤等）を利用する
推進及び監査体制		・ 行動指針等に基づいて着実に実行・推進するための体制を整備する
目標		・ 適正管理及び使用制限について定量、及び定性の目標を定める
教育・啓発		・ プラスチックなど化学物質による汚染対策に関する環境教育を実施する

【提出が必要な資料】

- 資材リスト一覧（計画時に判明しているもの、作成者または照会先社名等の記載があるもの）
- 行動指針（目標設定があるもの）
- 以下、レベルごとに必要な提出資料

レベル及び評価指標	解説	提出が必要な書類
レベル1 プラスチックなど化学物質の使用状況を把握している	・ 資材例①②の状況を確認し、該当する資材の有無を把握する	□ 資材リスト一覧 ・ 作成者または照会先社名 ・ 材料名、使用場所・用途の記載があること（数量は任意）

		<ul style="list-style-type: none"> ・計画時に判明している恒常的な使用資材は必須
レベル3 プラスチックなど化学物質の使用状況を把握し行動指針等を整備している	<ul style="list-style-type: none"> ・上表行動指針等において定めるべき事項が全て含まれているかを確認する ・行動指針等を公表する媒体、時期を確認する 	<input type="checkbox"/> 資材リスト一覧 <input type="checkbox"/> 行動指針 <ul style="list-style-type: none"> ・暫定利用資材の管理を含むこと
レベル5 プラスチックなど化学物質の使用状況を把握し、行動指針等において定量目標を定めている	<ul style="list-style-type: none"> ・上表行動指針等において定めるべき事項が全て含まれているか ・行動指針等に、各々定量目標（達成及び時期、数値）が設定されているか ・行動指針等を公表する媒体、時期を確認する 	<input type="checkbox"/> 資材リスト一覧 <input type="checkbox"/> 行動指針 <ul style="list-style-type: none"> ・定量目標設定があるもの ・暫定利用資材の管理を含むこと
定量目標の例		
<p>適正管理：管理対象数、及び時期・回数</p> <p>利用制限：代替品利用への移行目標（対象、時期、割合）、利用削減の移行目標（対象、時期、割合）</p> <p>教育・啓発：教育の対象者および対象者数、回数</p> <p>《参考：プラスチック資源循環戦略におけるマイルストーン_抜粋》</p> <p>リデュース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 <p>リユース・リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2035年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 		

【レベル1の申請様式（例）】※は任意項目の例

作成日	●年●月●日		
作成社名又は照会先社名	株式会社●●●、●●●部		
種類	No.	材料名称・使用箇所・用途等	利用想定
プラスチックが含まれる資材	1	人工芝及び充填剤	恒常利用
	2	木樹脂製ウッドデッキ	恒常利用
	3	ろ過ポンプ、バルブ等 池	恒常利用
	4	滅菌器	恒常利用
	5	ろ過器	恒常利用
	6	(名称記載) 護岸止め材	恒常利用
	7	(名称記載) 排水設備材	恒常利用
	9	土嚢袋	暫定利用
	10	ごみ箱、ごみ袋	暫定利用
	●	●●	●

木材等保存剤	1	防腐剤	恒常利用	●
	2	防蟻剤	恒常利用	●
	3	防カビ剤	恒常利用	●
	●	●●	●	●

【参考となる情報】

大阪府内の人工芝施設における マイクロプラスチック流出抑制に関する ガイドライン Ver. 1.0 (大阪府)

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/806/jinkoshiba_g1_10_1.pdf

マイクロプラスチック実態把握調査について (大阪府)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozan/osaka-wan/kanenndoumigomi.html>

プラスチック被覆肥料の被膜殻の流出防止について (農林水産省)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/hihuku_hiryo_taisaku.html

自然公園等技術指針 (環境省)

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/attach/02-guide/full.pdf

認定登録薬剤等 (公益社団法人 日本木材保存協会)

<http://www.mokuzaihozon.org/info/yakuza/>

プラスチック資材循環戦略 (消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

<https://www.env.go.jp/content/900513722.pdf>

5-2-11 生物多様性に配慮した資材の調達

緑地で使用する資材について、その生産地の破壊や劣化につながるような持続可能でない形で調達された場合、生物多様性に負の影響を及ぼす可能性があることから、本項目では、生物多様性へ配慮し、持続可能性を確保しながら資材を調達しているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
21	生物多様性に配慮した資材調達を行う計画か。	必須	レベル 0	レベル 1 の基準に満たない。	0 点
			レベル 1	木材、セメント、砂、鉄鋼を使用している箇所をリストおよび図面にて把握している。	1 点
			レベル 2	レベル 1 に加え、事業者もしくは各資材の調達に関わるサプライヤーが生物多様性に配慮した調達方針を定めている。	2 点
			レベル 3	レベル 1 に加え、緑地で使用する一部の資材について、レベル 2 の調達方針に基づいた調達を行う計画がある。	3 点
			レベル 5	レベル 1 に加え、緑地で使用するすべての資材について、レベル 2 の調達方針に基づいた調達を行う計画がある。	5 点

【解説】

- 本項目で評価対象とする資材は木材、セメント、砂、鉄鋼とする（資材として多く利用され生物多様性の配慮が重要な「木材」に加え、SBTNの「高リスクインパクト一次產品リスト」*の中で建築環境・インフラ分野の高リスク天然一次產品として挙げられている「セメント」「砂」「鉄鋼」の4項目とした）。
- *生物多様性・自然関連のリスク・機会に関する情報開示の枠組みを示したTNFD提言では「高リスク天然一次產品」について、SBTNの「高インパクト一次產品リスト」を参照することとしている。

※ 【気候変動対策：No. 9 再生材の使用】の再生材利用では、再生資源の活用の観点から評価し、本項目【生物多様性：No. 21 生物多様性に配慮した資材の調達】の資材調達では、資材を調達する際に生物多様性への配慮について評価する

【提出すべき資料】

	解説	提出の必要な書類
レベル 1	木材、セメント、砂、鉄鋼を使用している箇所をリストおよび図面にて把握している。	(必須) <input type="checkbox"/> 資材（木材、セメント、砂、鉄鋼）を使用している箇所及び資材のリスト それに紐づく図面 (任意)

		<input type="checkbox"/> 使用している資材（木材、セメント、砂、鉄鋼）の産出地、認証取得有無、数量の記録
レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者もしくは各資材の調達に関わるサプライヤー（施工者、メーカー等）が公開している生物多様性に配慮した文言の記載がある調達方針を確認する。グリーン調達ガイドラインやサステナブル調達ガイドライン等。 ・緑地や使用する資材に全く関わりのない調達方針の場合、本項目を満たさない。 	<p>(必須)</p> <p><input type="checkbox"/> 資材（木材、セメント、砂、鉄鋼）を使用している箇所及び資材のリスト それに紐づく図面</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者もしくは各資材の調達に関わるサプライヤーが定める生物多様性に配慮した調達方針必須)</p> <p>(任意)</p> <p><input type="checkbox"/> 使用している資材（木材、セメント、砂、鉄鋼）の産出地、認証取得有無、数量の記録</p>
レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル 1・2 に加え、使用する木材、セメント、砂、鉄鋼の資材の一部で、生物多様性に配慮した調達ができているかを確認する。 	<p>(必須)</p> <p><input type="checkbox"/> 資材（木材、セメント、砂、鉄鋼）を使用している箇所及び資材のリスト それに紐づく図面</p> <p><input type="checkbox"/> 使用している一部資材（木材、セメント、砂、鉄鋼）の産出地、認証取得有無、数量などの生物多様性に配慮した調達だとわかる資料</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者もしくは各資材の調達に関わるサプライヤーが定める生物多様性に配慮した調達方針必須)</p>
レベル 5	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル 1・2 に加え、使用する木材、セメント、砂、鉄鋼の資材のすべてで、生物多様性に配慮した調達ができているかを確認する。 	<p>(必須)</p> <p><input type="checkbox"/> 資材（木材、セメント、砂、鉄鋼）を使用している箇所及び資材のリスト それに紐づく図面</p> <p><input type="checkbox"/> 使用している全ての資材（木材、セメント、砂、鉄鋼）の産出地、認証取得有無、数量などの生物多様性に配慮した調達だとわかる資料</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者もしくは各資材の調達に関わるサプライヤーが定める生物多様性に配慮した調達方針必須)</p>

【レベル1の申請様式（例）】※は任意項目の例

作成日					
作成社名又は照会先社名					
種類	No. <small>(図面と紐づ ける事)</small>	材料名称・使用箇所・用途等	※産出場所	※認証取得 有無	※数量
木材を利用した設 備	1	木製フェンス	東京・奥多摩	FCS 認証取得	10 箇所
	2	ベンチ	東京・奥多摩	FCS 認証取得	6 箇所
	3	ウッドデッキ	東京・奥多摩	取得無し	2 箇所
	4	丸太支柱	-	取得無し	20 箇所
砂を利用した設備	5	路盤	-	取得無し	-
	6	目地材	-	取得無し	-
	7	砂場	-	取得無し	-
セメントを使用し た設備	8	フェンス基礎	-	取得無し	-
	9	土留め	-	取得無し	-
	10	U字溝	-	取得無し	-
	11	縁石	-	取得無し	-
鉄鋼を使用した設 備	12	鉄骨基礎	-	取得無し	-
	13	コンクリート土間	-	取得無し	-
	14	ブロック塀	-	取得無し	-

【カテゴリ：環境教育】

5-2-12 環境教育の実施

生物多様性の保全と回復を進めるためには、生物多様性の価値について理解を深め行動変容につなげることが不可欠である。また、日常的に自然とふれあう機会は自然の恩恵や自然と人との関わりなどの知識の習得や関心の醸成に寄与する。都市部において当該敷地およびその周辺地域に関する生物多様性の価値や課題について、従業員・地域住民をはじめとする幅広いステークホルダーと共有し、さらに専門性を有する地域の活動団体等と連携するなどの効果的な取組を評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
22	生物多様性の理解と行動変容につながる環境教育を行う計画か。	選択	レベル 0	生物多様性の理解と行動変容につながる環境教育を実施する計画がない。	0 点
			レベル 1	生物多様性の理解と行動変容につながる情報を公開し、定期的に更新を行う計画がある。	1 点
			レベル 3	従業員や取引先などの直接的ステークホルダーを対象に、敷地を活用した環境教育プログラムを定期的に実施する計画がある。	3 点
			レベル 5	地域住民や一般参加者など幅広い対象に、敷地を活用した環境教育プログラムを定期的に実施する計画がある。	5 点

【解説、提出資料】

解説		提出の必要な書類
環境教育の質（定義）	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の理解と行動変容につながる環境教育：生物多様性の恵みやその危機について、地域特性に関する情報（当該敷地及びその周辺地域の生物多様性の成り立ちや価値、現状と課題）を含むこと 従業員や取引先など直接的ステークホルダーを対象に実施する場合には、自社の関連する事業と生物多様性保全の関係を含むこと 定義を満たさない例） <ul style="list-style-type: none"> ・樹種名のみが記載された案内板や掲示 ・敷地に関する情報のみで、地域の自然の特徴を含まない ・主体的な実施でなく敷地を提供しているのみ など 	<input type="checkbox"/> 環境教育の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・当該敷地及び地域の生物多様性の成り立ち（生き物の種類・多様性、行動特性） ・地域の自然の現状と課題 を含むこと
1 点	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の質を満たしている ・一度きりの情報公開ではなく、定期更新の計画がある 	<input type="checkbox"/> 環境教育計画等 <ul style="list-style-type: none"> 例) <ul style="list-style-type: none"> ・社内インストラによる情報公開 ・取引先やお客様向けの情報発信

		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地に掲示する案内板で環境教育の定義に当てはまる情報を含むもの ・ホームページ ・各種 SNS ・ラジオ・テレビ・新聞等広告媒体 ・社外報 ・セルフガイド（QR コードで現地で解説が聞けるデジタル媒体も含む） ・オンライン体験プログラム ・パンフレット ・解説板 等
3点	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル 1 を満たす計画がある ・環境教育の質を満たしている ・敷地を活用した環境プログラムを実施する計画がある ・一度きりの開催でなく、定期開催の計画がある ・従業員やその家族、取引先、お客様など直接的なステークホルダーに向けて実施する計画がある 	<p>□環境教育計画等 対象者や回数が具体的に確認できる実施計画 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員及び取引先向け勉強会 ・株主向け体験会 ・集合住宅の入居者向け体験会 等
5点	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル 1 及びレベル 3 を満たす計画がある ・環境教育の質を満たしている ・敷地を活用した環境プログラムを実施する計画がある ・一度きりの開催でなく、定期開催の計画がある ・地域住民や一般参加者など多様な対象に向けて実施する計画がある 	<p>□環境教育計画等 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者や回数、連携先が具体的に確認できる実施計画

<参考となる情報>

環境教育・パートナーシップ（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/education/index.html>

5-3 Well-being の向上

都市緑地は、ストレス緩和やリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化等を通じて、人々の健康に寄与することが WHO ヨーロッパ地域事務局等において示されている。利用者（ひと）の Well-being は、身体的健康・精神的健康・社会的健康から構成され、これらの健康を高める計画となっているかを評価する。

また、緑地が都市の中で活かされることで、防災力の強化やにぎわいの創出、景観の向上など地域（まち）の Well-being が向上して、地域が抱える課題解決や価値創出につながることが期待される。

このように、利用者（ひと）の Well-being の向上や地域（まち）の Well-being の向上を図っていくためには、あらゆる人に開かれている緑地であることが重要である。公開性の確保やユニバーサルデザイン、防犯等の観点から、だれでも安心して緑地を利用できる環境が整っている計画となっているかを評価する。

コア／ベース	領域	カテゴリー	NO	評価項目	評価指標	必須／選択
コア Well-being の向上	Well-being の向上	開かれた空間の形成	23	公開性の確保	公開性を有する計画か。	必須
			24	ユニバーサルデザイン	緑地があらゆる人の利用に対応する計画か。	必須
		安心・安全な空間の形成	25	防犯性・安全性の向上	防犯面、利用面における安心・安全な空間とする計画か。	必須
			26	避難場所の確保	災害時の避難場所となる空間が確保される計画か。	選択
			27	緩衝緑地の確保	緩衝緑地が確保される計画か。	選択
		心身の健康の増進	28	身体的健康の増進	身体的な健康の増進に資する施設やプログラムがある計画か。	必須
			29	精神的健康の増進	安らげる空間としての休憩施設等の環境整備を行う計画か。	必須
		地域コミュニティの形成	30	地域コミュニティの形成	地域コミュニティの形成に資するプログラムがある計画か。	選択 (地域の価値向上)
		にぎわいの創出	31	人々の交流・滞在の促進	人流を増やすためのアクティビティを想定した計画か。	選択
			32	地域と連続した歩行可能な空間の形成	周辺地域と連続した歩行可能な空間の形成に資する緑地となる計画か。	選択 (地域の価値向上)
		良好な景観の形成	33	沿道緑化	周辺環境の向上に資する沿道緑化を行う計画か。	選択
			34	デザインコンセプトの設定	デザインコンセプトが設定され、そのコンセプトに沿った設計となる計画か。	選択
		農の活用	35	農の活用	農園の整備や活用プログラムがある計画か。	選択

【カテゴリ：開かれた空間の形成】

5-3-1 公開性の確保

緑地が利用可能な状態かどうかについて、誰がいつどのように利用できるのかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
23	公開性を有する計画か。	必須	レベル 0	従業員、住民等の敷地関係者が緑地を利用する機会がない。	0 点
			レベル 1	従業員、住民等の敷地関係者のみが緑地を利用する機会がある。	1 点
			レベル 2	敷地関係者以外の誰でも事前登録を行えば緑地を利用する機会がある。	2 点
			レベル 3	敷地関係者以外の誰でも事前登録なく緑地を利用する機会がある（1日当たり3時間以上利用できる日が年間150日未満の場合）。	3 点
			レベル 4	敷地関係者以外の誰でも事前登録なく緑地を利用する機会がある（1日当たり3時間以上かつ年間150日以上ある（レベル5を除く）。	4 点
			レベル 5	いつでも誰でも緑地を利用できる。	5 点

【解説】

- 本項目の緑地とは、樹木、芝、花壇、池、土等の自然物に被覆された施設（ただし壁面緑化は含まない）を指し、園路や広場、歩道状空地、通路などは含まない。
- 敷地内に異なる緑地が存在する場合、主たる緑地（敷地内に含まれる全ての緑地面積の合計の5割相当以上）が、評価指標を満たしている必要がある。
- 緑地を「利用することができる」とは、緑に触れることができる距離に立つことができる状態を指し、緑地内に設置された園路に入る、園路が無い場合は緑地に接する歩道状空地や通路を通ることで、緑地に触れる・見ることができる場合に該当する。
- なお、敷地内に立ち入ることができない場合は対象外となる。

レベル1：

敷地内の事業所に勤めている従業員や敷地内のマンション等に住んでいる住民等の敷地関係者が、緑地を利用できる機会がある場合、該当する。

レベル2

誰でも、緑地を利用するための事前登録等を行うことで自由に緑地を利用できる機会が年1回以上ある場合、該当する。

レベル3

誰でも、緑地を利用するための事前登録等を行わずに自由に緑地を利用できる機会が年1回以上ある場合、該当する。

レベル4を満たさない、1日当たり3時間以上利用できる日が年間150日未満の場合を想定する。

レベル4

定期的に緑地を利用することのできる機会がつくられている状況を想定する。
誰でも、緑地を利用するための事前登録等を行わずに自由に緑地を利用することができる日が、年間150日以上ある場合、該当する。1日あたりの公開時間は3時間以上確保されていることが必要である。
ただし、毎日24時間利用できる状態ではない場合に該当する。

レベル5

毎日24時間、誰でも事前登録なく緑地を利用することができる場合、該当する。

【提出が必要な資料】

- 図面（利用可能な緑地エリアを示したもの）
- 緑地の利用に関する計画書（緑地の利用者、公開形式、公開時間が確認できるもの）
例）緑地及び施設の利用案内、公開（有効）空地に関する管理規定、HP等に公開されている利用に関する情報
- （敷地内にレベルの異なる緑地が含まれる場合）各レベルに該当する緑地エリアおよび面積を示したもの

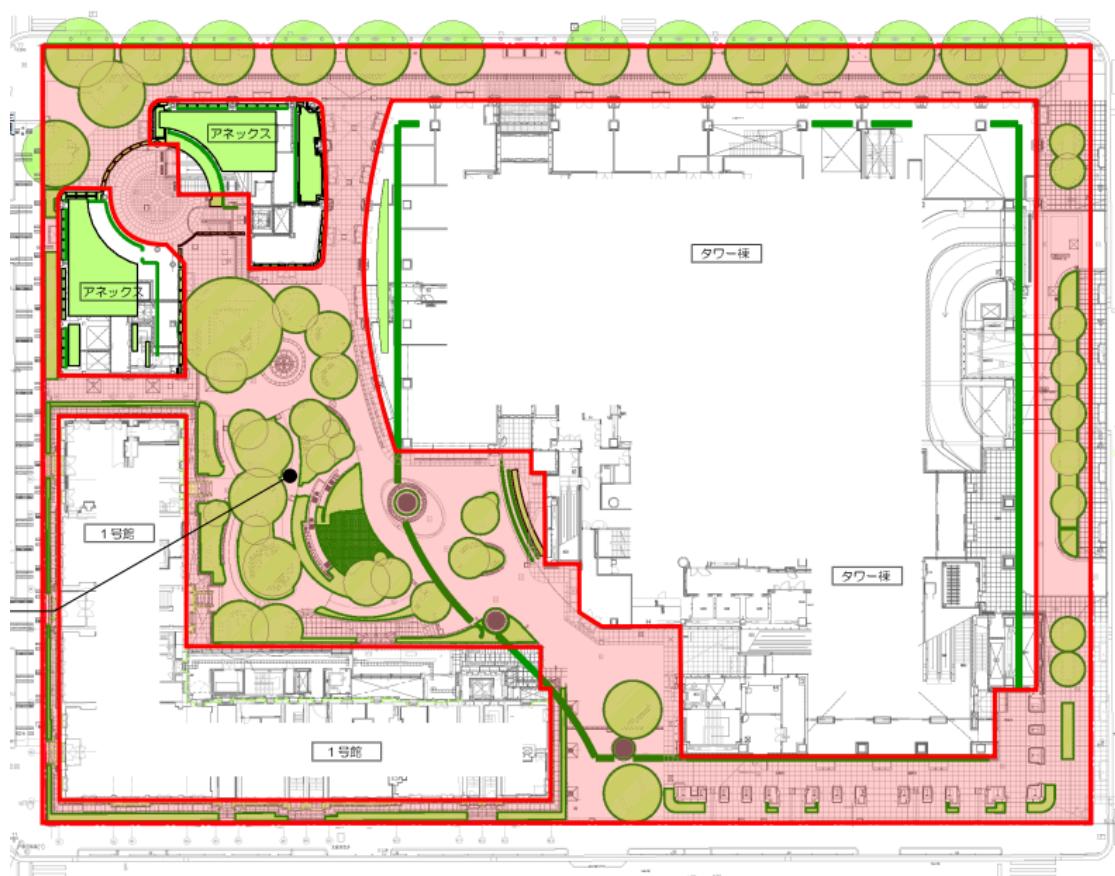


図26 利用可能な緑地エリアを示した図面のイメージ²⁴

²⁴ 出所：三菱地所株式会社提供資料

5-3-2 ユニバーサルデザイン

緑地利用施設や緑地で行われるプログラムやアクティビティに対して、ユニバーサルデザインに配慮されているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
24	緑地があらゆる人の利用に対応する計画か。	必須	レベル 0	対応していない。	0 点
			レベル 1	敷地内に含まれる緑地利用施設が、原則としてバリアフリーの基準に適合する。	1 点
			レベル 3	レベル 1 に加えて、緑地利用施設の整備や緑地で行われるプログラムやアクティビティにおいて、多様な人々が身障者や妊婦、子供連れ、外国人等も参加できるような、ユニバーサルデザインに配慮した取組を行う計画がある。	3 点
			レベル 5	レベル 3 に加えて、多様な人々のニーズを、緑地利用施設の整備や、緑地で行われるプログラムやアクティビティに反映させてユニバーサルデザインに配慮した取組を行う計画がある。	5 点

【解説】

- ・ 本項目の緑地利用施設とは、園路・通路、広場、歩道状空地、駐車場、便所、ベンチ、あずまやなど、緑地の利用に関連して必要とされる施設を指す。
- ・ 評価指標の対象ではないが、あらゆる人が緑地を利用するため、便所の設置や緑地までのアクセス手段が公表されていることも重要である。あらゆる人が緑地を利用することを促進するため、車でのアクセスが可能であり、駐車場が敷地内あるいは近隣に確保されていることが望ましい。

レベル 1 :

敷地内に含まれる緑地利用施設が原則として建築物移動等円滑化基準を満たしている場合、該当する。何らかの事情により建築物移動等円滑化基準を満たすことが難しい場合は、その理由を記載する必要がある。

レベル 3

レベル 1 の基準を満たし、かつ、緑地利用施設の整備や緑地で行われるプログラムやアクティビティにおいて、身障者や妊婦、子供連れ、外国人等多様な特性を有する方も参加できるように、以下のようなユニバーサルデザインに配慮した取組を行う予定である場合、該当する。

- ・ 多様な特性を有する方に配慮した緑地利用施設の整備（バリアフリーの基準以上の取組）
- ・ 多様な特性を有する方に配慮したプログラム
- ・ 多様な特性を有する方に配慮した敷地内の動線確保
- ・ 多様な特性を有する方に配慮した案内・情報発信
(多言語での案内を含むホームページ、チラシ、案内板等)
- ・ 多様な特性を有する方に配慮したサービス（託児サービス、通訳案内士による案内等）

レベル5

レベル1の基準を満たし、かつ身障者や妊婦、子供連れ、外国人等を対象にアンケートやヒアリング、関係団体等との意見交換等を行ってニーズを把握し、緑地利用施設の整備や緑地で行われるプログラムやアクティビティの企画検討に反映し、ユニバーサルデザインに配慮した対応・取組を行う予定である場合、該当する。

【提出が必要な資料】

レベル1

- 図面（便所、園路等の敷地内の緑地利用施設を示したもの）
- バリアフリーに配慮した緑地利用施設の状況が確認できる資料
 - ・建築物移動等円滑化基準チェックリスト（敷地内の緑地利用施設に該当する項目を参照）
 - ・写真や文章等により、バリアフリーに配慮した内容がわかるもの
- 敷地がバリアフリー法第17条に基づく計画の認定を受けている場合、認定通知書等の複写。
その場合、チェックリストの提出は不要。

レベル3

- 図面（便所、園路等の敷地内の緑地利用施設を示したもの）
- バリアフリーに配慮した緑地利用施設の状況が確認できる資料
 - ・建築物移動等円滑化基準チェックリスト（敷地内の緑地利用施設に該当する項目を参照）
 - ・写真や文章等により、バリアフリーに配慮した内容がわかるもの
- 敷地がバリアフリー法第17条に基づく計画の認定を受けている場合、認定通知書等の複写。
その場合、チェックリストの提出は不要。
- 以下の内容が確認できる活動計画書
 - 緑地利用施設の整備や緑地で行われるプログラムやアクティビティにおいて、どのようなユニバーサルデザインへの配慮に関する取組を行う予定なのか
 - 対象者
 - 実施体制 等

レベル5

- 図面（便所、園路等の敷地内の緑地利用施設を示したもの）
- バリアフリーに配慮した緑地利用施設の状況が確認できる資料
 - ・建築物移動等円滑化基準チェックリスト（敷地内の緑地利用施設に該当する項目を参照）
 - ・写真や文章等により、バリアフリーに配慮した内容がわかるもの
- 敷地がバリアフリー法第17条に基づく計画の認定を受けている場合、認定通知書等の複写。
その場合はチェックリストの提出は不要。
- 以下の内容が確認できる活動計画書
 - 緑地利用施設の整備や緑地で行われるプログラムやアクティビティにおいて、どのようなユニバーサルデザインへの配慮に関する取組を行う予定なのか
 - どのように多様な特性を有する方のニーズを把握し、企画検討に反映するのか（アンケートやヒアリング等の実施方法 等）
 - 対象者
 - 実施体制 等

(参考) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目
廊下等 (政令第 11 条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ²⁵
階段 (政令第 12 条)	①踊場を除き、手すりを設けているか ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか ④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか ⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ²⁶ ⑥主たる階段を、回り階段としていないか（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く）
傾斜路 (政令第 13 条)	①勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか ②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか ③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか ④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ²⁷
便所 (政令第 14 条、告示第 1496 号)	①車椅子使用者用便房を 1 以上、設けているか <ul style="list-style-type: none"> (1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか (2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか ②高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）を 1 以上、設けているか ③男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さ 35cm 以下）、その他これらに類する小便器を 1 以上、設けているか

²⁵ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第 1497 号第一）

- ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

²⁶ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第 1497 号第二）

- ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

²⁷ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第 1497 号第三）

- ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目
ホテル又は旅館の客室 (政令第15条) (告示第1495・1496号)	<p>①客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1/100（端数は切り上げ）以上設けているか</p> <p>②車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか <ul style="list-style-type: none"> (ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか (イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか (2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか (3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか <p>③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか (2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか (3)出入口の幅は80cm以上であるか (4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか
敷地内の通路 (政令第16条)	<p>①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか</p> <p>②段がある部分</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)手すりを設けているか (2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか (3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか <p>③傾斜路</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか (2)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか
駐車場 (政令第17条)	<p>①車椅子使用者用駐車施設を1以上設けているか</p> <p>②車椅子使用者用駐車施設</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)幅は350cm以上であるか (2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか
標識 (政令第19条、省令第113号)	<p>①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか (2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか
案内設備 (政令第20条、告示第1491号)	<p>①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか (配置を容易に視認できる場合は除く)</p> <p>②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか</p> <p>③案内所を設ける場合は①②は適用しない</p>

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目
案内設備 までの経路 (政令第21条)	①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ²⁸
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ²⁹ には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか

²⁸ 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第四)

- ・主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- ・建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合

²⁹ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

○移動等円滑化経路

施設等	チェック項目	
(政令第18条 第2項第一号)	①階段又は段を設けていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (政令第18条 第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 (政令第18条 第2項第三号)	①幅は120cm以上であるか ②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか ③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 (政令第18条 第2項第四号)	①幅は、階段に代わるもののは120cm以上、階段に併設するものは90cm以上であるか ②勾配は1/12以下であるか(ただし、高さが16cm以下のものは1/8以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及び その乗降ロビー (政令第18条 第2項第五号、 告示第1493号)	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか ⑤籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか ⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000m ² 以上)の移動等円滑化経路を構成するエレベーター (1) 篠の幅は140cm以上であるか (2) 篠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか ⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー ³⁰ (1) 篠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか (2) 篠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか (3) 篠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	—
特殊な構造又は使 用形態のエレベー ターその他の昇降 機 (政令第18条 第2項第六号、 告示第1492号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25m ² 以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの (1) 平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか (2) 篠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか (3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか ②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の階段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの (1) 平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	—

³⁰ エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第1494号)

○移動等円滑化経路（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (政令第18条 第2項第七号)	①幅は120cm以上であるか ②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか ③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか ④傾斜路 (1)幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上であるか (2)勾配は、1/12分以下であるか（高さが16cm以下のものは1/8以下） (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は除く）	—
(政令 第18条第3項)	⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか。	—

（参考）建築物移動等円滑化基準チェックリストの記入イメージ

例）緑地利用施設のうち園路・通路、駐車場が敷地に含まれる場合

※赤字が申請者の記入例

敷地内の 通路 (政令第16 条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	○
	②段がある部分 該当なし	—
	(1)手すりを設けているか	—
	(2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	—
	(3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	—
	③傾斜路	—
	(1)勾配が1/12を超えるか、又は高さが16cmを超えるか、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか	○
	(2)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	○
	④車椅子使用者用駐車施設を1以上設けているか	○
	⑤車椅子使用者用駐車施設	—
駐車場 (政令第17 条)	(1)幅は350cm以上であるか	○
	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	○

【カテゴリ：安心・安全な空間の形成】

5-3-3 防犯性・安全性の向上

防犯・利用面の安心・安全が確保された緑地であるかどうかを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
25	防犯面、利用面における安心・安全な空間とする計画か。	必須	レベル 0	事故や犯罪の危険がある緑地内の箇所を特定していない。	0 点
			レベル 1	事故や犯罪の危険がある緑地内の箇所を特定し、何らかの対策を講じている。	1 点
			レベル 3	夜間を含め、事故防止のための危険箇所への十分な対策及び防犯のための十分な監視性の確保がある。	3 点
			レベル 5	レベル 3 に加えて年 1 回以上、事故・防犯上の危険箇所の見直しを行い、新たな課題が生じた場合に対策を施す計画がある。	5 点

【解説】

- 事故や犯罪からの安心・安全な空間の確保のためには、どのような空間・時間において危険性が潜んでいるか把握した上で、危険性に応じた対策を取る必要がある。
- 事故・防犯上の危険な箇所は時間の経過とともに変わる可能性がある（樹木の生長、設備の劣化、犯罪手口の変化等）。利用者にとって安全・安心な空間を維持するためには、新たな危険箇所に対応できる体制となっていることが重要である。

レベル 1

レベル 1 は、緑地内の危険な箇所をあらかじめ特定し、何らかの対策が確認できる場合に該当する。（例：緑地内の設備・遊具等の利用時の事故、樹木の落下、池への転落、人通りの少ない空間での犯罪等。危険箇所への何らかの対策が見られるが、レベル 3 の状態が充足されていない場合、レベル 1 となる。）

レベル 3

以下の①②両方を充足した場合、レベル 3 に該当する。

①事故危険箇所への対策：すべての事故危険箇所に対して何らかの対策を講じている／講じる計画となっている場合に充足する。対策の例としては、以下が挙げられる。

- 設備・遊具等の点検・メンテナンスを定期的に行う
- 危険な樹木を伐採している
- 危険箇所への立ち入りを禁止とする
- 危険箇所の表示をする

②防犯のための監視性確保：緑地の性質も考慮し、いずれかの方法で監視性を確保している／確保する計画となっている場合に充足する。監視性確保の例としては、以下が挙げられる。

- 敷地外からの見通しが良く、通行人や周辺住民からの視線を連続して遮らない植栽・配置計画となっている。
- 様々な時間帯に利用者が訪れるような工夫や、人が全く使わないような空白地帯・動線を作らな

い計画となっている。

- 死角となる防犯上の危険箇所・時間帯がある場合、防犯カメラの設置や、警備員の配置により対処する計画となっている。
- (夜間における防犯の取組の例)

緑地を夜間に開放する場合において、園路等の必要な箇所において人の行動を視認できるよう、防犯灯等により概ね3ルクス以上を確保する計画となっている。なお、緑地内のすべての場所で照度を確保する必要はなく、光害にも注意する必要がある。

レベル5

レベル5は、レベル3を充足した上で、時間経過とともに変動する危険箇所の変化に機動的に対応できる計画となっている場合に、該当する。

具体的には以下のような場合に充足する。

- 最低1年に1回以上、危険箇所の見直しを行い安全対策を講じることが内部規定や要領で定められている
- 警備員や緑地の管理者が定期的な巡回を行い、巡回結果に基づき危険箇所への安全対策を講じている／講じる計画となっている
- 緑地の利用者等から危険箇所について意見を収集し(意見箱の設置等)、安全対策を講じている／講じる計画となっている
- なお、レベル5では緑地全体の安全性について定期的な見直しを行うことを求めることから、特定箇所のみ定期的な点検を行っている場合(樹木の定期点検等)は該当しない。

【提出が必要な資料】

レベル1

- 事故・防犯上の危険性の高い場所や時間帯を図示し、その安全対策を記述した資料
(またはレベル3を充足する資料のうちいずれか一つを提出)

レベル3

- 事故危険箇所への対策が確認できる資料(以下のうち一つ以上)
 - 設備・遊具・樹木等への安全対策が確認できる資料(点検計画・定期点検結果・作業報告書等)
 - 危険箇所への注意喚起や立入禁止が確認できるパンフレット・看板・案内 等
- 防犯のための監視性の確保が確認できる資料(以下のうち一つ以上)
 - 防犯カメラの配置図・配置計画図(※)
 - 警備員等の巡回計画・巡回記録(※)
 - 照明・防犯灯の配置図・配置計画図(夜間開放する場合)
 - 敷地外から緑地を撮影した写真(通行人や緑地関係者の視線を連続して遮らないことが分かる写真)
 - その他人の目が届かない空白地帯・動線がないことが分かる等、監視性の確保が確認できる資料 等

レベル5

- レベル3を充足する資料
- 危険箇所や安全対策の定期的な見直しが確認できる資料(以下のうち一つ以上)
 - 危険箇所や安全対策の定期的な見直しが計画された内部規定や要領・マニュアル等
 - 警備員等の巡回計画・巡回記録(警備員等の巡回結果を踏まえて危険箇所・安全対策の

見直しを随時行う場合)

- 緑地内の危険性に関する意見箱やウェブフォーム等の写真（緑地の利用者や従業員等から危険箇所について随時意見を収集し安全対策を講じる場合） 等

※セキュリティの都合上、防犯カメラの配置図や警備員巡回計画が提出できない場合は、提出可能な一部の防犯カメラの写真や警備巡回記録等により代替可能。

【補足説明】

レベル1を充足する資料である「事故・防犯上の危険性の高い場所や時間帯を図示し、その安全対策を記述した資料」の例は以下の通り。（図面や衛星写真上に、下図の赤矢印・赤字で示したような説明を加えたもの）

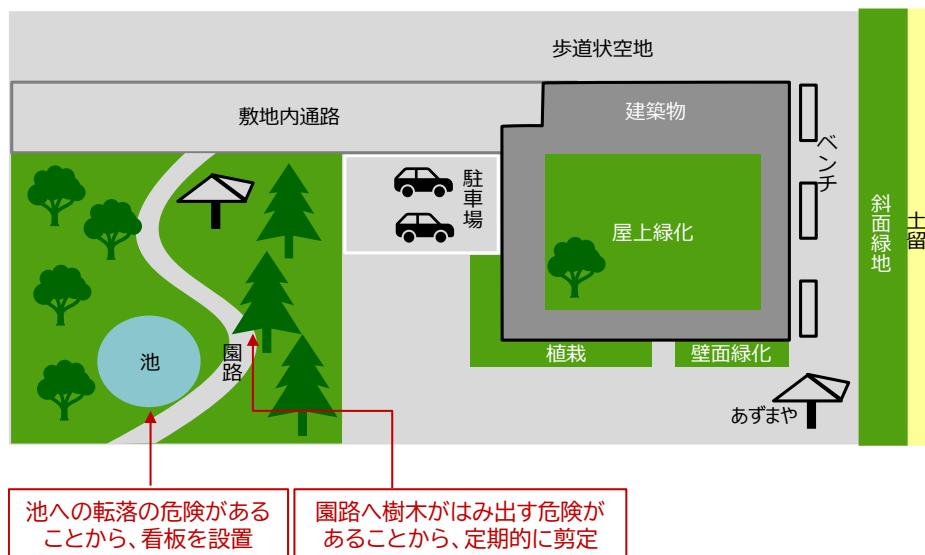


図 27 レベル1を充足する資料の例

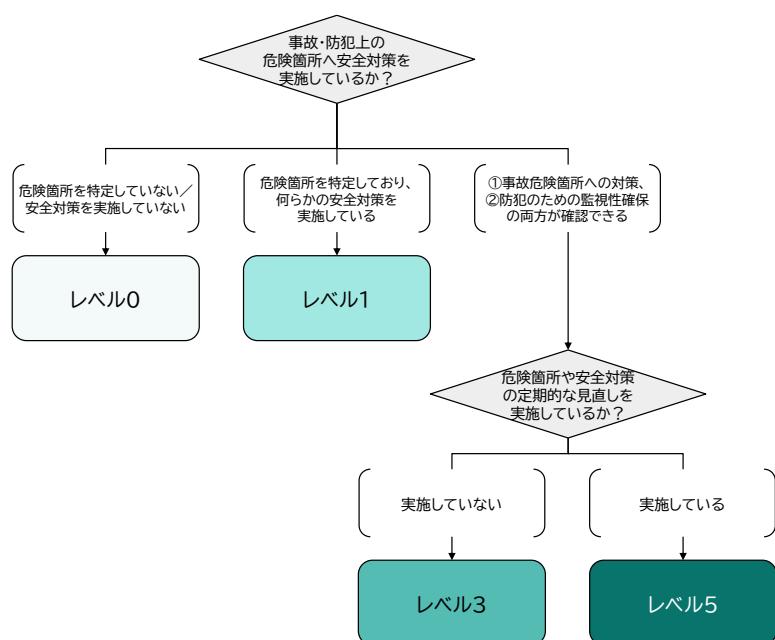


図 28 項目 28 「防犯面、利用面における安心・安全な空間とする計画か。」に係るレベル判定チャート

5-3-4 避難場所の確保

避難場所としての機能を有した緑地であるかどうかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
26	災害時の避難場所となる空間が確保される計画か。	選択	レベル 0	地域住民等が一時的に避難できる空間がない。	0 点
			レベル 1	地域住民等が一時的に避難できる空間が用意されており、それを周知する計画がある。	1 点
			レベル 3	レベル 1 に加えて、地域住民等が避難場所として利用できる面積が一人あたり 1 m^2 以上 2 m^2 未満ある。 または、公的な避難場所として指定（予定）されており、避難できる空間の面積が一人あたり 1 m^2 以上 2 m^2 未満ある。 または、帰宅困難者等の受入の協定を締結している（あるいは予定している）。	3 点
			レベル 5	レベル 1 に加えて、地域住民等が避難場所として利用できる面積が一人あたり 2 m^2 以上ある。 または、公的な避難場所として指定（予定）されており、避難できる空間の面積が一人あたり 2 m^2 以上ある。	5 点

【解説】

- 本項目では、災害時において、地域住民等や施設利用者が一時的に避難し身の安全を確保できる空間としての機能を評価する。
- 一時的な避難ができる空間としての機能が必要とされない場合（公的な避難場所が当該緑地の半径 100m 以内に存在する場合や、一時の避難に十分な空間が隣接している場合等）、本項目は選択不可。
- 本項目は、当該緑地において安全性が確保できる災害を特定した上で選択すること。ハザードマップ等において安全性が確認できない災害に関しては、一時的な避難ができる空間としての機能は認めない。
- 公的な指定避難場所へ避難する前に一時的な避難ができる場所（一時集合場所³¹）であることを最低限の水準として評価し、加えて十分な避難面積が確保されている場合には、高評価となる。
- 本項目において地域住民等とは、対象区域を含む町丁・字レベル程度を想定するエリアの居住者あるいは勤務者を指す。

レベル 1

当該緑地の関係者（従業員等）だけでなく、一時的な避難ができる空間として地域住民等への開放・周知を行う場合に該当する。

³¹ 東京都では「一時（いっとき）集合場所」を「避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド、近所の公園等をいいます。」と定義している。

(出所：東京都防災ホームページ (<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/bousai/1000026/1000316.html>))

レベル3

レベル1に加えて、地域住民等が一時的に避難できる空間として利用可能な面積が、一人あたり 1 m^2 以上 2 m^2 未満である場合に該当する。

災害時における公的な避難場所として指定されており、避難場所の面積が、一人あたり 1 m^2 以上 2 m^2 未満である場合にも該当する。

一時的な避難ができる場所の一人あたり面積は、以下を参考に算出する。

- ・ 分子となる面積は、一時的な避難ができる空間として利用可能な敷地内のオープンスペースの面積から算出する。(駐車場等の緑地利用施設含む)
- ・ 分母となる想定避難人数は、町丁・字レベルの人口から算出する。ただし、人口を用いることが適当でない商業施設等の場合は、敷地内の平均的な利用者人数+従業員数をもとに算出する。

災害時における帰宅困難者等受入に関する協定を地方公共団体と締結している場合には、避難ができる場所の面積に依らず、レベル3とする。なお、帰宅困難者等の一時滞在施設は屋内・屋外を問わない。

レベル5

レベル1に加えて、地域住民等が一時的に避難できる空間として利用可能な面積が、一人あたり 2 m^2 以上ある場合に該当する。

災害時における公的な避難場所として指定されており、避難場所の面積が、一人あたり 2 m^2 以上である場合にも該当する。

一時的な避難ができる空間の面積の算出方法は同上。

【提出が必要な資料】

レベル1

- 一時的な避難ができる空間を示した図面
- 地域住民等が一時的な避難に利用可能であることが確認できる資料

レベル3

- 一時的な避難ができる空間を示した図面（利用可能な面積を明記すること）
- 地域住民等が一時的な避難に利用可能であることが確認できる資料

または

- 公的な避難場所の指定を受けていることが確認できる資料（利用可能な面積を明記すること）
- 想定避難人数

または

- 災害時における帰宅困難者等受入に関する協定

レベル5

- 一時的な避難ができる空間を示した図面（利用可能な面積を明記すること）
- 地域住民等が一時的な避難に利用可能であることが確認できる資料

または

- 公的な避難場所の指定を受けていることが確認できる資料（利用可能な面積を明記すること）
- 想定避難人数

【補足説明】

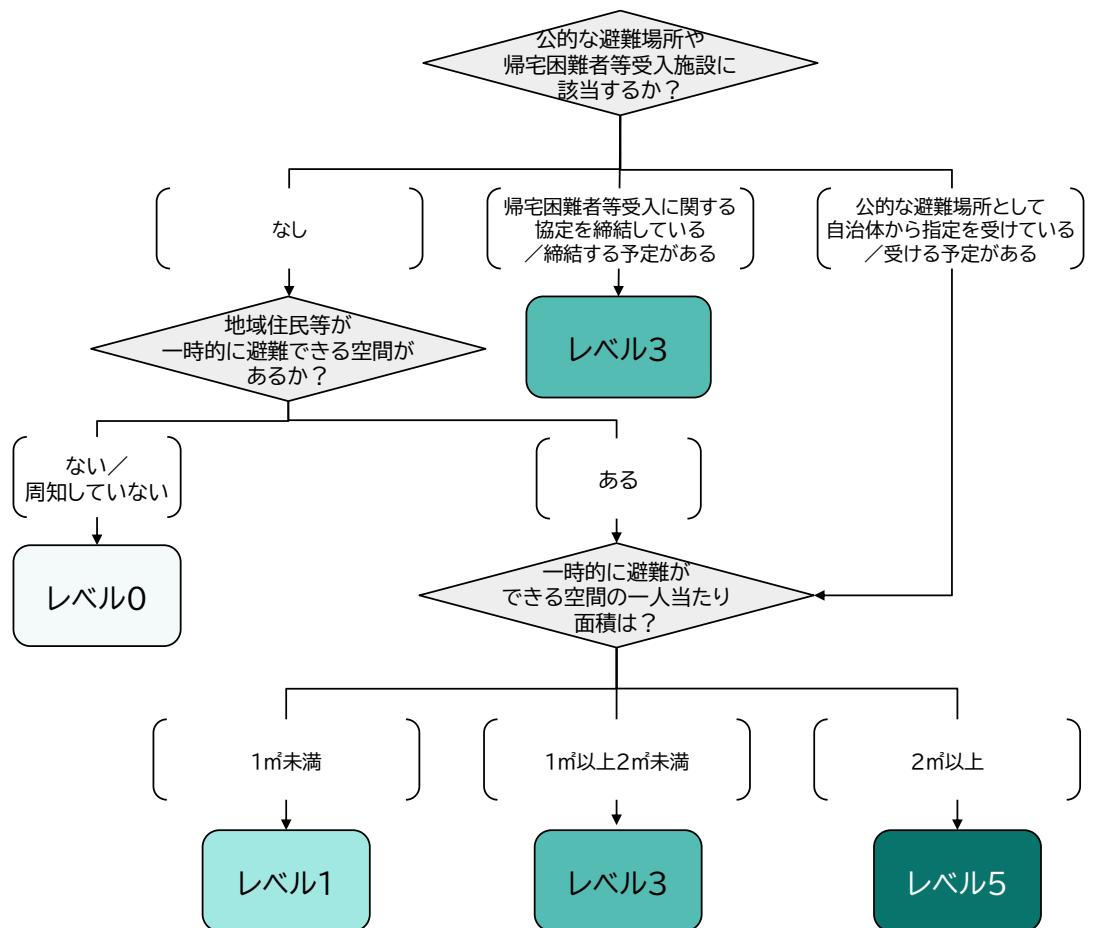


図 29 項目 29 「災害時の避難場所となる空間が確保される計画か。」に係るレベル判定チャート

5-3-5 緩衝緑地の確保

火災の拡大を防止する緩衝機能を評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
27	緩衝緑地が確保される計画か。	選択	レベル 0	緩衝緑地による緩衝機能が認められない又は緩衝緑地による緩衝距離が 11m 未満	0 点
			レベル 1	緩衝緑地による緩衝距離が 11m 以上確保されている。	1 点
			レベル 3	緩衝緑地による緩衝距離が 16m 以上確保されている。かつ、緩衝緑地が樹木中心の構成である場合は、中水準の緩衝機能を有した構成・樹種等になっている。	3 点
			レベル 5	緩衝緑地による緩衝距離が 24m 以上確保されている。かつ、緩衝緑地が樹木中心の構成である場合は、高水準の緩衝機能を有した構成・樹種等になっている。	5 点

【解説】

- 本項目において「緩衝緑地」とは、火災の拡大を防止する緩衝機能を有した緑地のまとまり（部分的に緑地利用施設を含むことは可）であり、以下のいずれかに該当する場合を指す。
 - ①同緑地が敷地外の建築物と敷地内の建築物を緩衝する場合（図 30）
(例：敷地内の建物と周辺の住宅等の間の緩衝)
 - ②同緑地が敷地外の建築物同士を緩衝する場合（図 31）
(例：住宅と住宅の間に緑地があり延焼の拡大を緩衝する機能)
- 建築物とは延焼の危険性がある建物を指し、ビル・工場・倉庫・店舗・事務所・住宅等が該当する。
- 申請者は、「緩衝緑地」を図面や衛星写真等で図示した上で、敷地内外の建築物の位置関係をもとに、「総緩衝距離」および「緩衝緑地による緩衝距離」を算出する。敷地外に建築物が複数存在する場合は、任意の建築物を選択可。
- 「総緩衝距離」：緩衝される対象を隔てる最短距離。緩衝緑地以外の敷地内の空間や敷地外の空間（道路等）を含む
- 「緩衝緑地による緩衝距離」：総緩衝距離のうち、緩衝緑地と重なる部分の距離
- 敷地周辺に延焼の危険性がある建築物がない場合、緩衝機能が必要とされないため本項目は選択不可

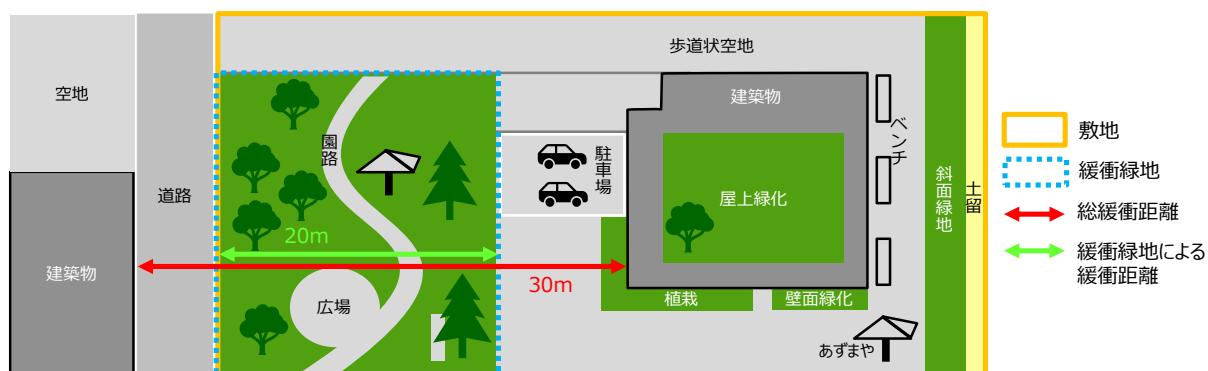


図 30 敷地外の建築物と敷地内の建築物を緩衝する場合の例

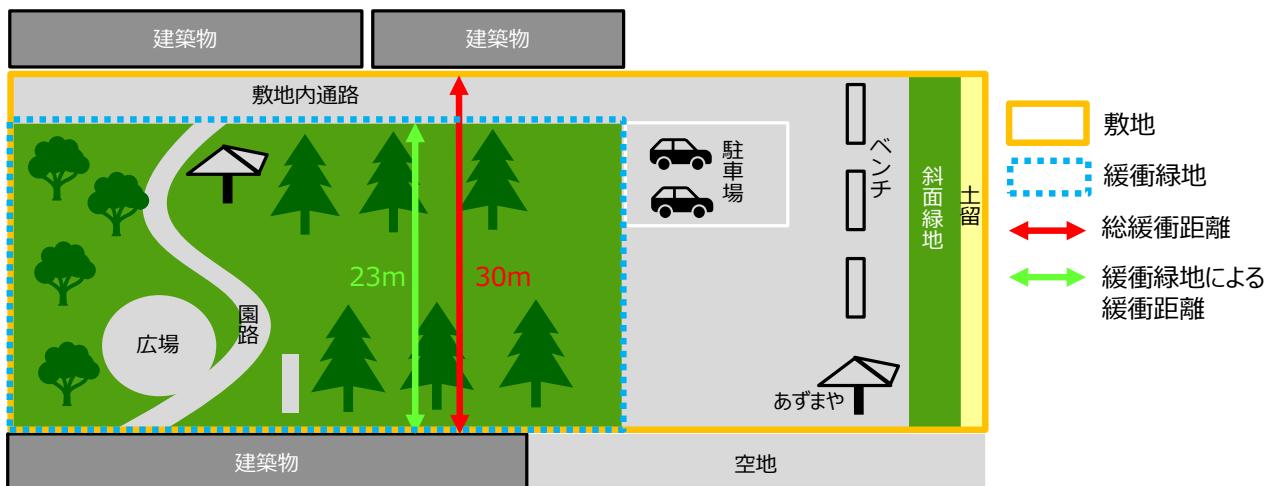


図 31 敷地外の建築物同士を緩衝する場合の例

レベル 1

「緩衝緑地による緩衝距離」が 11m 以上 16m 未満の場合に該当する。

「緩衝緑地による緩衝距離」が 16m 以上であっても、緩衝緑地が樹木中心の構成であり、樹木の緩衝機能がレベル 3 以上の基準を満たさない場合はレベル 1 に該当する。

レベル 3

「緩衝緑地による緩衝距離」が 16m 以上 24m 未満である場合に該当する。緩衝緑地が樹木中心の構成である場合は、樹木が中水準の緩衝機能を有した構成・樹種等となっていることも求められる。

「緩衝緑地が樹木中心の構成である場合」とは、樹木が緩衝緑地の概ね半分以上の割合を占める場合を指す。樹木以外の開けた空間（芝、花壇、池、土等）が中心である場合は、「緩衝緑地による緩衝距離」が 16m 以上 24m 未満であればレベル 3 に該当する。

樹木が「中水準の緩衝機能を有した構成・樹種等になっている」とは、以下のチェックリストのうち 2 つ以上を満たしている場合に該当する。

- ・ 緩衝緑地の樹木は 2 層以上の構成が中心である（高木 + 中木等）
- ・ 樹高 6m 以上の高木が存在する
- ・ 防火力が B ランク以上の樹木が中心である（※樹木の防火力ランクは表 18 を参照）

レベル 5

「緩衝緑地による緩衝距離」が 24m 以上である場合に該当する。緩衝緑地が樹木中心の構成である場合は、樹木が高水準の緩衝機能を有した構成・樹種等となっていることも求められる。

樹木が「高水準の緩衝機能を有した構成・樹種等になっている」とは、以下のチェックリストのうち 2 つ以上を満たしている場合に該当する。

- ・ 緩衝緑地の樹木は 3 層以上の構成が中心である（高木 + 中木 + 低木 + 地被等）
- ・ 樹高 10m 以上の高木が存在する
- ・ 防火力が A ランク以上の樹木が中心である（※樹木の防火力ランクは下表を参照）

表 18 参考：樹木の防火力ランク

強度	常緑広葉樹	落葉広葉樹	針葉樹
A	イヌツゲ、キヅタ、クチナシ、ゴムノキ、サザンカ、サンゴジュ、ジンチョウゲ、タラヨウ、ツバキ、トウネズミモチ、トベラ、ヒイラギ、モチノキ、ヤツデ	イチョウ、エンジュ、オニグルミ、コナラ、シンジュ、スズカケノキ、トウカエデ、ユリノキ	アカマツ、イチイ、イヌマキ、カラマツ、コウヤマキ、スギ、ヒノキ
B	アオキ、アラカシ、ウバメガシ、カナメモチ、キンモクセイ、クスノキ、サカキ、シキミ、シャリンバイ、シラカシ、スダジイ、タイサンボク、ネズミモチ、ヒサカキ、ビワ、マサキ、マテバシイ、モッコク、ヤマモモ、ユズリハ	アオギリ、イイギリ、イチジク、イヌエンジュ、ウメ、クヌギ、クリ、クワ、ケヤキ、コナラ、シナノキ、トチノキ、ナツツタ、ナナカマド、ニセアカシア、ハクウンボク、ハクモクレン、フウ、ホオノキ、ミズキ、シダレヤナギ	イヌガヤ、カヤ、クロマツ、コウヨウザン、サワラ、タギョウショウ、トウヒ、ヒマラヤシーダ、ヒムロ、モミ
C		イタヤカエデ、エノキ、カツラ、サルスベリ、フジ、ボダイジュ、ムクノキ	エゾマツ、カイズカイブキ、トドマツ、ネズミサシ、ヒヨクヒバ

(出所) 国土技術政策総合研究所 (2017) 「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン第2版」

【提出が必要な資料】

レベル1

- 緩衝緑地による緩衝距離を図示した図面・衛星写真（図30、図31のような資料）

レベル3

- 緩衝緑地による緩衝距離を図示した図面・衛星写真（図30、図31のような資料）
- 植栽計画（樹種・樹高・樹木構成が確認できること）

レベル5

- 緩衝緑地による緩衝距離を図示した図面・衛星写真（図30、図31のような資料）
- 植栽計画（樹種・樹高・樹木構成が確認できること）

【補足説明】

- ・ 建築物を隔てる緑地が存在していたとしても、以下の場合は緩衝緑地として認められない。
 - 「緩衝緑地による緩衝距離」が「総緩衝距離」の50%未満の場合、緩衝緑地によってもたらされた緩衝機能とは考えにくいため、認められない。（図32）
(例：「総緩衝距離」が30mで、「緩衝緑地による緩衝距離」が12mの場合)
 - 「緩衝緑地」の短辺が、「緩衝緑地による緩衝距離」の50%未満の場合、緩衝緑地によってもたらされた緩衝機能とは考えにくいため、認められない。（図33）
(例：「緩衝緑地」の短辺が5mで、「緩衝緑地による緩衝距離」が25mの場合)

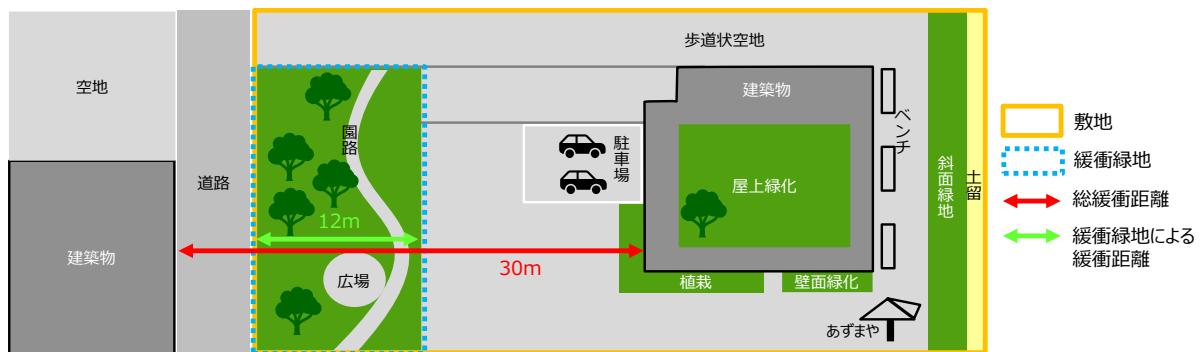


図 32 緩衝機能が認められない例①：「緩衝緑地による緩衝距離」が「総緩衝距離」の 50%未満の場合

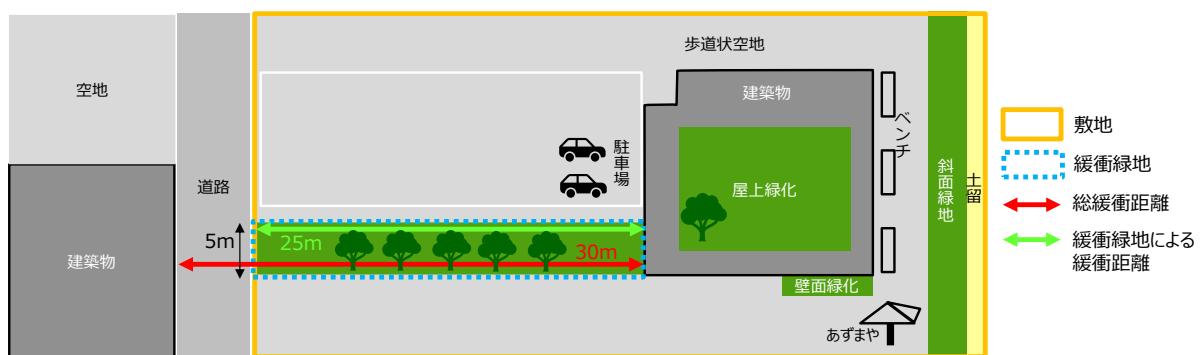


図 33 緩衝機能が認められない例②：「緩衝緑地」の短辺が、「緩衝緑地による緩衝距離」の 50%未満の場合

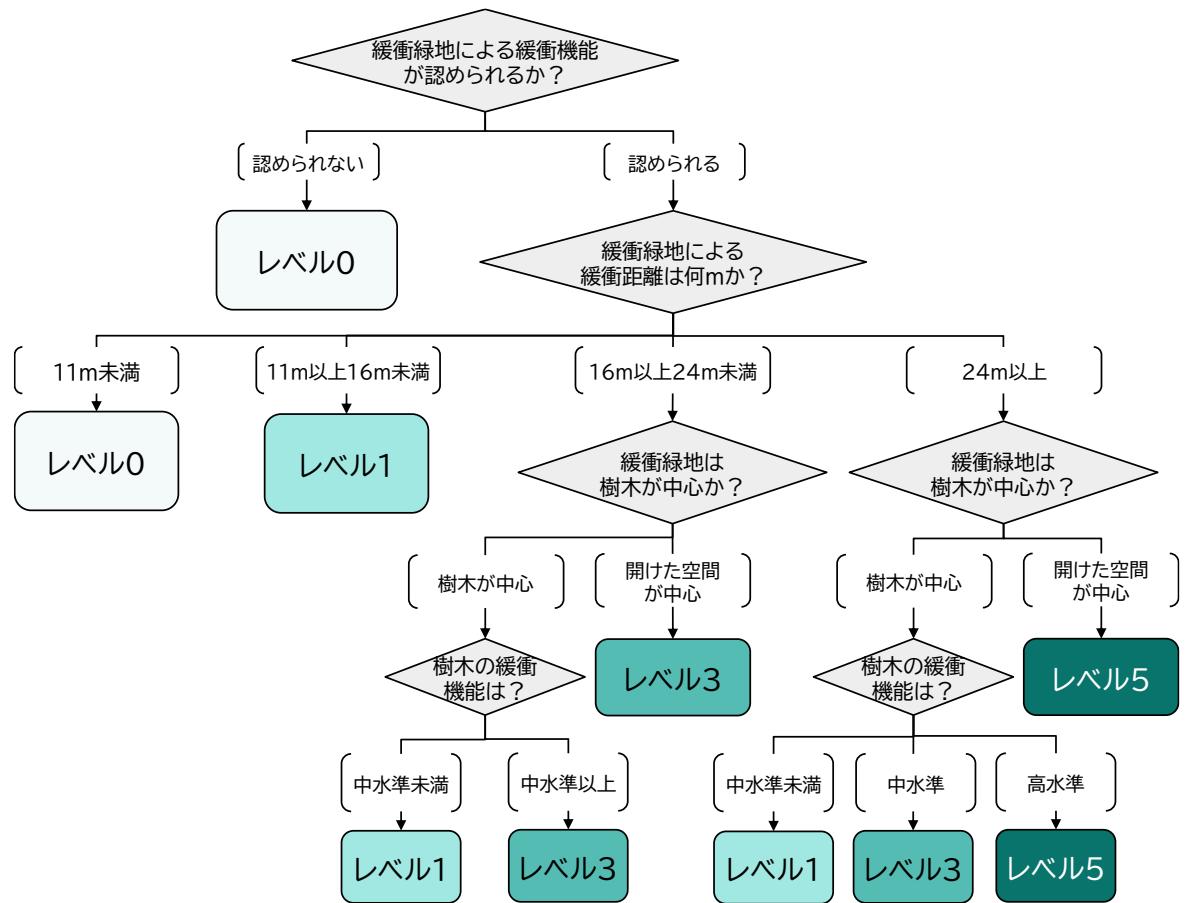


図 34 項目 30 「緩衝緑地が確保される計画か。」に係るレベル判定チャート

【カテゴリ：心身の健康の増進】

5-3-6 身体的健康の増進

健康のうち、身体的健康の増進に寄与できる緑地であるかどうかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
28	身体的な健康の増進に資する施設やプログラムがある計画か。	必須	レベル 0	緑地内、または、緑地を利用することができる空間に、遊歩道など歩行（身体活動）が可能な施設が、自由に利用できる状態で配置されていない。	0 点
			レベル 1	緑地内、または、緑地を利用することができる空間に、遊歩道など歩行（身体活動）が可能な施設が、自由に利用できる状態で配置される計画である。	1 点
			レベル 2	緑地内、または、緑地を利用することができる空間に、芝生広場など運動利用も意図とした施設が、自由に利用できる状態で配置される計画である。	2 点
			レベル 3	レベル 2 に加えて、身体活動や運動利用が可能な空間を利用した運動プログラムを年 1 回以上の頻度で実施する計画である。	3 点
			レベル 4	レベル 2 に加えて、身体活動や運動利用が可能な空間を利用した運動プログラムを月 1 回以上の頻度で実施する計画である。	4 点
			レベル 5	レベル 4 に加えて、緑地を利用することができる空間に、身体活動や運動利用が可能な施設が、自由に利用できる状態で配置されている、かつより多くの身体活動や運動利用を促す工夫が施される計画である。	5 点

【解説】

- ・ 本項目において「緑地を利用できる」とは、緑に触れることができる距離に立つことができる状態を指す。また、「自由に利用できる状態」とは、当該空間が公開されている時間帯においては、誰でも利用できる状態を指す。

レベル 1 :

身体的健康（Well-being）を高めるためには、適度な身体活動や運動が有効であり、歩行は緑地で行うことができる代表的な身体活動である。以下のような歩行（身体活動）が可能な空間が自由に利用できる状態で配置されている場合に該当する。

- ・ 緑地内を通り抜けることのできる歩行空間
- ・ 緑地内を回遊・散策することのできる遊歩道・園路
- ・ 緑地に沿う（緑地を利用することができる）空間を周回・通過できる歩道
- ・ 当該緑地が「身体的健康の増進」を主目的としていない場合においても、上記のような歩行空間が確保されている場合には、レベル 1 に該当する。

レベル2

緑地内、または、緑地を利用できる空間において、体操やジョギングなどの運動も意図とした以下のような空間・施設が自由に利用できる状態で配置されている場合に該当する。

- ・ 芝生広場
- ・ 一定の空間が確保された林間

レベル3

運動プログラムとは、緑地内、または、緑地を利用することができる空間において参加者に適度な身体的運動を促すことを目的とした活動で、プログラムの開催が事前に告知され、一般に参加可能なプログラムが年1回以上計画されている場合に該当する。

なお、当該施設の従業員など、敷地関係者のみが参加可能なプログラムは対象とならない。

緑地を利用することができる空間ではない「人工芝部分」「屋内のスポーツジム」「ビル前にマットを敷いた空間」における運動プログラムは対象とならない。

レベル4

運動プログラムとは、緑地内、または、緑地を利用することができる空間において参加者に適度な身体的運動を促すことを目的とした活動で、プログラムの開催が事前に告知され、一般に参加可能なプログラムが月1回以上の頻度で計画されている場合に該当する。

運動プログラムを一定日数連続して計画・実施する場合においては、実施日ごとに「1回」とカウントすることを可とする。

本項目において定量的な基準は設けませんが、身体活動・運動に関する推奨事項として、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」では、3メツツ以上の身体活動を週23メツツ・時以上行うこと（具体的には、歩行又はそれと同等以上の強度の身体活動を1日60分以上行うこと）や、強度が3メツツ以上の運動を週4メツツ・時以上行うこと（具体的には、息が弾み汗をかく程度の運動を週60分以上行うこと）が推奨されている。運動プログラムはこれらの推奨事項に寄与する内容であることが望ましい。

レベル5

緑地内、または、緑地を利用できる空間に配置された遊歩道や運動利用も意図した空間において、以下のような身体活動・運動促進を図る工夫がされている場合に該当する。

- ・ 歩行の目標設定ができる距離表示やコース設定がされている
- ・ 全身の運動を促す健康遊具・器具が設置されている

【提出が必要な資料】

- 施設配置図（図面に該当空間・施設が明示（追記）されているもの）
- 設備に係る計画
- 活動計画書（活動内容、対象者、実施体制等が確認できるもの）
 - ◆ 本制度では、5年後の緑地の状態をみすえた計画が求められているが、緑地によっては申請段階で5年後の活動計画の提出が難しい場合も想定される。その場合は、提出資料として、直近1年程度の具体的な活動計画およびその後も同様の取組を継続意向であることが明記されている資料を提出する。併せて、実施主体がこれまでに実施してきた類似プログラムの内容や対象者、実施頻度等がわかる資料を添付する。

- ✧ 住民や NPO、自治会などの地域主体や行政等が主催する地域活動のフィールドとして緑地を活用するプログラムで、申請段階で活動計画を入手することが困難な場合は、緑地側で事前に受け入れ可能な範囲として想定している、取組の内容や実施主体、実施頻度を記載し、資料として提出する。

<新たに緑地を創出し、管理する事業を申請する場合の留意事項>

- ✧ 施設（緑地）竣工前など、具体的なプログラム活動計画書を提出することが困難な場合は、申請者代表者名義において、当該レベルに該当するプログラムの方針を示す書類の提出によって代替することを可能とする。この場合、活動計画書が確定次第、追加提出するものとする。

5-3-7 精神的健康の増進

健康のうち、精神的健康の増進に寄与できる緑地であるかどうかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
29	安らげる空間としての休憩施設等の環境整備を行う計画か。	必須	レベル 0	休憩施設・スペースが緑地内、または、緑地を利用することができる空間にない。	0 点
			レベル 1	ベンチや芝生など座れる休憩施設・スペースが緑地内、または、緑地を利用することができる空間にある。	1 点
			レベル 2	木陰となる緑陰の形成やパーゴラ等のシェーディングが施されている休憩施設・スペースが緑地内、または、緑地を利用することができる空間にある。	2 点
			レベル 3	緑陰の形成やシェーディングが施されている休憩施設・スペース等の視点場から見える緑が高木、低木、草本等の多様な植栽で構成されている。	3 点
			レベル 4	レベル 3 に加えて、自然とのふれあいを意図したプログラムを年 1 回以上の頻度で実施している。	4 点
			レベル 5	レベル 3 に加えて、自然とのふれあいを意図したプログラムを年 4 回（四半期に 1 回程度）以上の頻度で実施している。	5 点

【解説】

レベル 1

緑地内、または、緑地を利用することができますの空間に、安らぐ時間を過ごしやすくするための座れる休憩施設が配置されている場合に該当する。

休憩施設として腰を掛けられるベンチがあることが望ましいが、地面に座ることのできる芝生スペースなども該当する。

レベル 2

休憩施設・スペースにおいて、ゆっくりと休憩する時間を取りためには、その場の心地よさに配慮する必要がある。

休憩施設・スペースにおいて、以下に示すような配慮がされている場合に該当する。

- ・ 木陰などの緑陰形成を考慮している
- ・ 西日よけとしての植栽やグリーンカーテン、パーゴラの設置をしている。
- ・ シェーディングは緑によって形成されるものを対象とし、高層ビルなど人工物によって日陰となるものは対象とならない。

レベル 3

緑化された空間の中でも、自然の樹林に近い空間、多様な植物を配置した空間において、特に休憩の効果が高いことが知られている。

緑地内、または、緑地を利用することができますの空間に設けられた休憩施設・スペースから見える緑が、高木、中木、低木、草本等の多様な植栽で構成されている場合に該当する。

緑陰の形成またはシェーディングが施されている休憩施設・スペースのうち1つが本項目に該当していることを評価対象とする。なお、樹木のうち、高木、中木、低木の定義は以下の通りである。

- ・ 高木：植栽時に2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが3メートル以上ある樹木
- ・ 中木：植栽時に1.2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが2メートル以上ある樹木
- ・ 低木：高木、中木以外で植栽時の高さが0.3メートル以上の樹木

レベル4

本項目のプログラムは、バードウォッチングや自然観察、環境学習等、自然とのふれあいを目的とした活動の場として緑地を活用するものを想定する。

同プログラムの開催が事前に告知され、一般に参加可能なプログラムが、年1回以上計画されている場合に該当する。

なお、当該施設の従業員など、敷地関係者のみが参加可能なプログラムは対象とならない。

プログラムを実施する場所が緑地内ではない場合でも、緑地の「緑」を利用したプログラム（例：緑地の緑を採取して、敷地内施設でワークショップを行う）は対象となる。他方、敷地外の緑を使ったプログラムは対象とならない。

レベル5

レベル4に位置付けられているプログラムが、四季を感じられる程度の頻度として年4回以上計画されている場合に該当する。

プログラムを一定日数連続して計画・実施する場合においては、実施日ごとに「1回」とカウントすることを可とする。

【提出が必要な資料】

- 施設配置図及びパース（図面に該当空間・施設が明示（追記）されているもの）
- 設備に係る計画
- 活動計画書（活動内容、対象者、実施体制等が確認できるもの）
 - ◆ 本制度では、5年後の緑地の状態をみすえた計画が求められているが、緑地によっては申請段階で5年後の活動計画の提出が難しい場合も想定される。その場合は、提出資料として、直近1年程度の具体的な活動計画およびその後も同様の取組を継続意向であることが明記されている資料を提出する。併せて、実施主体がこれまでに実施してきた類似プログラムの内容や対象者、実施頻度等がわかる資料を添付する。
 - ◆ 住民やNPO、自治会などの地域主体や行政等が主催する地域活動のフィールドとして緑地を活用するプログラムで、申請段階で活動計画を入手することが困難な場合は、緑地側で事前に受け入れ可能な範囲として想定している、取組の内容や実施主体、実施頻度を記載し、資料として提出する。

＜新たに緑地を創出し、管理する事業を申請する場合の留意事項＞

- ◆ 施設（緑地）竣工前など、具体的なプログラム活動計画書を提出することが困難な場合は、申請者代表者名義において、当該レベルに該当するプログラムの方針を示す書類の提出によって代替することを可能とする。この場合、活動計画書が確定次第、追加提出するものとする。

【カテゴリ：地域コミュニティの形成】

5-3-8 地域コミュニティの形成

緑地で行われるプログラムに対して、地域住民がどのように関わっているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
30	地域コミュニティの形成に資するプログラムがある計画か。	選択 (地域の価値向上)	レベル 0	地域コミュニティの形成に資するプログラムの予定がない。	0 点
			レベル 1	地域コミュニティの形成に資するプログラムの実施予定がある。	1 点
			レベル 2	地域コミュニティの形成に資するプログラムを四半期に1回以上実施する予定がある。	2 点
			レベル 3	地域コミュニティの形成に資するプログラムが、月1回以上あり、多様な属性・世代が交流できる活動内容を実施する予定がある。	3 点
			レベル 4	地域コミュニティの形成に資するプログラムが、月1回以上あり、多様な属性・世代が交流できる活動内容を実施する予定があるかつ、地域住民が自らの裁量で実施できるプログラムがある。	4 点
			レベル 5	地域コミュニティの形成に資するプログラムが、月1回以上あり、多様な属性・世代が交流できる活動内容を予定がある。 かつ、地域住民が自らの裁量で実施できるプログラムがある。かつ、住民やNPO等の地域主体が企画・運営に関わるプログラムを実施する予定がある。	5 点

【解説】

- 本項目のプログラムとは、事業主体等が地域住民を対象として実施する緑地管理や環境学習等、みどりとのふれあいを目的とした取組や、住民やNPO、自治会などの地域主体や行政等が行う盆踊りや防災訓練などの地域活動のフィールドとして緑地を活用するもの等を指す。

レベル1：

地域住民に対してプログラムの開催が事前に告知され、地域住民が参加可能なプログラムが予定されている場合、該当する。

レベル2

同上のプログラムが、緑地の四季変化を感じることができる四半期に1回以上の頻度で開催され、地域住民が参加できる場合、該当する。

なお、1つのプログラムが3ヶ月以上に及ぶ場合は、四半期ごとに1回としてカウントする。

レベル3

多様な属性・世代の交流を促す活動内容としては以下のような取組が想定される。

- ・ 複数人が同時に参加できる
- ・ 対象は特定層にとどまらない（誰でも参加可能である）
- ・ 地域住民に向けて周知され、公募されている
- ・ 参加者同士での共同作業が予定されている
- ・ 参加者同士で話し合う機会がある
- ・ 参加者同士で飲食する機会がある
- ・ その他、参加者同士で対話する機会がある

レベル4

利用者が自由に緑地に関わることができる裁量があり、関与が大きくなるほど、緑地や活動を通じた地域への愛着が深まることが期待される。

花壇ボランティアや、市民農園等の活動で、参加する地域住民が緑地の利用に際して、自らどのような作業を行うか自由に決めることができる活動が予定されている場合、該当する。

レベル5

地域住民や町内会・自治会、周辺地域の事業者やNPO、地元団体などが、緑地を利用した地域活性化に資するプログラムの企画・運営体制に参画している場合、あるいは主催している場合に該当する。

【提出が必要な資料】

レベル1～5共通

- 活動計画書（活動内容、対象者、実施体制等が確認できるもの）
 - ✧ 本制度では、5年後の緑地の状態をみすえた計画が求められているが、緑地によっては申請段階で5年後の活動計画の提出が難しい場合も想定される。その場合は、提出資料として、直近1年程度の具体的な活動計画およびその後も同様の取組を継続意向であることが明記されている資料を提出する。併せて、実施主体がこれまでに実施してきた類似プログラムの内容や対象者、実施頻度等がわかる資料を添付する。
 - ✧ 住民やNPO、自治会などの地域主体や行政等が主催する地域活動のフィールドとして緑地を活用するプログラムで、申請段階で活動計画を入手することが困難な場合は、緑地側で事前に受け入れ可能な範囲として想定している、取組の内容や実施主体、実施頻度を記載し、資料として提出する。

<新たに緑地を創出し、管理する事業を申請する場合の留意事項>

- ✧ 施設（緑地）竣工前など、具体的なプログラム活動計画書を提出することが困難な場合は、申請者代表者名義において、当該レベルに該当するプログラムの方針を示す書類の提出によって代替することを可能とする。この場合、活動計画書が確定次第、追加提出するものとする。

【カテゴリ：にぎわいの創出】

5-3-9 人々の交流・滞在の促進

人流を増やし、にぎわいを創出するために、緑地の中で滞留して多様な活動が行われることを評価する。さらに、緑地内にとどまらず、周辺地域の多様な主体と連携して新たな取組が展開され、まちのにぎわい創出につながることを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
31	人流を増やすためのアクティビティを想定した計画か。	選択	レベル 0	緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが 5 つ未満である。	0 点
			レベル 1	緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが 5 つ以上ある。	1 点
			レベル 3	緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが 10 個以上あり、うち 3 つ以上のアクティビティについて活動を促すプログラムがある。	3 点
			レベル 5	緑地を活用し、人が滞在・交流するアクティビティが 20 個以上あり、うち 10 個以上のアクティビティで活動を促すプログラムがある。	5 点

【解説】

- 本制度におけるアクティビティとは、緑地の中で、敷地関係者以外の利用者が行う活動（ランニングを行う、屋台で野菜を購入する等）を指す。他方、プログラムとは、事業者等が行うイベントなど利用者の活動を促す取組（スポーツイベント、マルシェの開催等）を指す。
- 国土交通省「ストリートデザインガイドライン ver2.0」では、都市空間におけるアクティビティは、大きく「必要活動」「任意活動」「社会活動」の3つに分類されている。このうち、緑地では、散歩や写真撮影などの任意活動や、地域生活活動や地域文化活動、表現活動等の社会活動が行われることが期待される。
- 計画段階で想定するアクティビティを確認するため、アクティビティごとに、その活動が行われる設備や場（休憩施設、観点場等）が特定されている、あるいはプログラムがあることが求められる。プログラムについては、年4回以上開催されている場合、該当する。
- アクティビティの数は活動の種類を数えるものである。緑地の中で、同じ活動を複数の場所で行うことができる、あるいは複数のプログラムで共通の内容を体験できる、という場合は1つのアクティビティとして数える。
- 同じ場所で複数のアクティビティが行われる場合は、異なるアクティビティとして数えることができる。（例えば、広場でランニングとBBQを行うことができる場合、アクティビティは2つとなる。）
- 1つのプログラムで複数のアクティビティが含まれる場合は、主要なアクティビティを2つまで数えることができる。

レベル 1

具体例（図36）を参考に、対象となる緑地で実施が見込まれるアクティビティ（ランニングを行う、マルシェに参加する等）を列挙し、5～9種類ある場合に該当する。

アクティビティごとに、その活動を促すプログラムがある場合、プログラムの概要（イベント等の内容、対象者、開催頻度等がわかるもの）を記載する。また、特にプログラムがない場合は、そのアクティビティが行われる設備や場（休憩施設、観点場等）が図面上で特定されていることが求められる。

レベル3

具体例*を参考に、対象となる緑地で実施が見込まれるアクティビティ（ランニングを行う、マルシェに参加する等）を列挙し、10～19種類以上ある場合に該当する。

このうち、3つ以上のアクティビティについて、その活動を促すプログラムがあることが求められる。プログラムの概要（イベント等の内容、対象者、開催頻度等がわかるもの）が確認できる場合、該当する。なお、前述の通り、1つのプログラムで複数のアクティビティが含まれる場合は、主要なアクティビティを2つまで数えることができるため、2つ以上のプログラムが該当することが求められる。

特にプログラムがないアクティビティについては、各アクティビティが行われる設備や場（休憩施設、観点場等）が図面上で特定されていることが求められる。

レベル5

具体例*を参考に、対象となる緑地で実施が見込まれるアクティビティ（ランニングを行う、マルシェに参加する等）を列挙し、20種類以上ある場合に該当する。

このうち、10個以上のアクティビティについて、その活動を促すプログラムがあることが求められる。プログラムの概要（イベント等の内容、対象者、開催頻度等がわかるもの）が確認できる場合、該当する。なお、前述の通り、1つのプログラムで複数のアクティビティが含まれる場合は、主要なアクティビティを2つまで数えることができるため、5つ以上のプログラムが該当することが求められる。

特にプログラムがないアクティビティについては、各アクティビティが行われる設備や場（休憩施設、観点場等）が図面上で特定されていることが求められる。

【提出が必要な資料】

□緑地で想定されているアクティビティと、その活動を促す設備やプログラムが確認できる資料



図35 アクティビティと、その活動を促す設備が確認できる資料イメージ³²

(参考*) 都市空間におけるアクティビティの分類と具体例

アクティビティタイプ	内容	具体例
必要活動	沿道等の目的地で目的を果たすための通行や立ち止まり	通勤、バス待ち、通行時の休憩、買い物
任意活動	来街者一人であっても楽しめる、地域やストリート景観、自然、雰囲気を感じながらの歩歩、運動、滞在	散歩、まち歩き、ランニング、写真撮影
社会活動	ストリート上に複数の利用者が存在することによるコミュニケーションや出会いに基づく活動	遊び、来街者と住民の会話、生活風景を眺める
地域生活活動	社会活動のうち、特に沿道コミュニティの住民・店主等による日常的慣習としての活動	清掃、挨拶、井戸端会議、植栽の世話、見回り
地域文化活動	社会活動のうち、特に地域性のある祭り等、地域価値を高める目的で組織的に行う活動	祭り、街路市、打ち水、フリーマーケット
表現活動	社会活動のうち、特に芸術的・政治的な表現・言論、エンターテインメント性の高い活動	演奏、演説、大道芸、フラッシュモブ、パレード、募金

出典：ストリートデザイン・マネジメント（出口敦・三浦詩乃・中野卓 編著）に一部加筆
(地域生活活動・地域文化活動・表現活動が社会活動に含まれるものであることがわかりやすいように本ガイドラインでは表現を見直し)

図36 都市空間におけるアクティビティの分類と具体例³³

³² 出所：三菱地所株式会社提供資料

³³ 出所：国土交通省「ストリートデザインガイドライン ver2.0」



図 37 ストリートにおけるアクティビティの例示とマッピング³⁴

³⁴ 出所：国土交通省「ストリートデザインガイドライン ver2.0」

5-3-10 地域と連続した歩行可能な空間の形成

緑地と周辺地域のアクセス性や連続性を評価し、緑の中を歩くことができるまちなかのネットワーク形成を推進していくことを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
32	周辺地域と連続した歩行可能な空間の形成に資する緑地となる計画か。	選択 (地域の価値向上)	レベル 0	公道から緑地に直接アクセスすることができない。	0 点
			レベル 1	公道から緑地に直接アクセスすることができる。	1 点
			レベル 3	公道から直接アクセスすることができ、緑地を通って、敷地外へ通り抜けができる。	3 点
			レベル 5	周辺地域から連続してみどりの中を歩くことができるネットワークが広がっている。	5 点

【解説】

レベル 1

公衆用道路から緑地へ建物や障害物等によって遮られることなく、自由に出入りが可能である場合、該当する。(対象となる緑地は、緑地の一部分でも構わない。)

出入りが可能な時間帯は、平日の日中時間を想定する。ただし、敷地内施設の休館日は除く。

レベル 3

レベル 1 に加えて、敷地に入口が 2ヶ所以上あり、緑地を通って入口と異なる出口から敷地外へ通り抜け、入口とは異なる公衆用道路へ出ることができる場合、該当する。

建物内に誰でも自由に出入りが可能で通り抜けできる場合は、ルートの一部とみなすことができる。

レベル 5

レベル 3 に加えて、敷地外の周辺地域から敷地内まで、緑が連続する中を歩くことができ、公道から緑地へ直接アクセスして、敷地内の緑地を通って敷地外へ通り抜けができる場合、該当する。

周辺地域から連続してみどりの中を歩くことができるとは、以下のすべてに当てはまる状態を指す。

○周辺地域の緑地と対象となる緑地までの歩行距離が 250m 以内である。

○周辺地域の緑地と対象となる緑地までは歩行可能な空間となっており、連続した植栽や緑道等で結ばれている。ただし、横断可能な道路を挟んで隣接している場合も含めることとする。

なお、認定対象区域内に複数の緑地が存在しており、緑地間を障害物等によって遮られることなく歩くことができる場合、該当する。

【提出が必要な資料】

レベル 1

図面（公衆用道路から緑地内への動線を特定できるもの）

レベル 3

図面（公衆用道路から緑地内への動線、緑地内から公衆用道路へ抜ける動線を図示したもの）

レベル 5

図面（行動から緑地内への動線、緑地内から公衆用道路へ抜ける動線を図示したもの）

緑地及び周辺区域図（周辺地域の緑地から敷地内の緑地までの歩行動線を図示したもの）

【カテゴリ：良好な景観の形成】

5-3-11 沿道緑化

敷地内のみならず、敷地の接する道路・街路等の周辺環境の向上に資する沿道緑化の取組が行われているかについて評価する。したがって、本項目は接道部の緑化を重点的に取り組んでいる場合に選択されることが望ましい。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
33	周辺環境の向上に資する沿道緑化を行う計画か。	選択	レベル 0	接道部緑化率が 50%未満	0 点
			レベル 1	接道部緑化率が 50%以上	1 点
			レベル 2	接道部緑化率が 60%以上	2 点
			レベル 3	接道部緑化率が 70%以上	3 点
			レベル 4	接道部緑化率が 80%以上	4 点
			レベル 5	接道部緑化率が 80%以上で、接道部の緑化が広場や園路、緑道等として開放され、道路と一体となって通行者が緑に親しむことができるようになっている。	5 点

【解説】

レベル 1

下記の方法で算出された緑道部緑化率が 50%以上となる場合に該当する。

レベル 2

下記の方法で算出された緑道部緑化率が 60%以上となる場合に該当する。

レベル 3

下記の方法で算出された緑道部緑化率が 70%以上となる場合に該当する。

レベル 4

下記の方法で算出された緑道部緑化率が 80%以上となる場合に該当する。

レベル 5

下記の方法で算出された緑道部緑化率が 80%以上であって、以下の 2 点を満たす場合に該当する。

- 敷地内的一部またはすべての接道部緑化エリアが、敷地と道路の間に高低差のある段差がなく、歩行者が道路から自由にアクセスできる広場や園路、緑道等として計画されている。
- 季節を感じることのできる草本や樹木、地域性を感じることのできる樹種等、敷地内的一部またはすべての接道部緑化エリアの植栽が工夫されており、通行者が緑に親しむことのできる計画となっている。

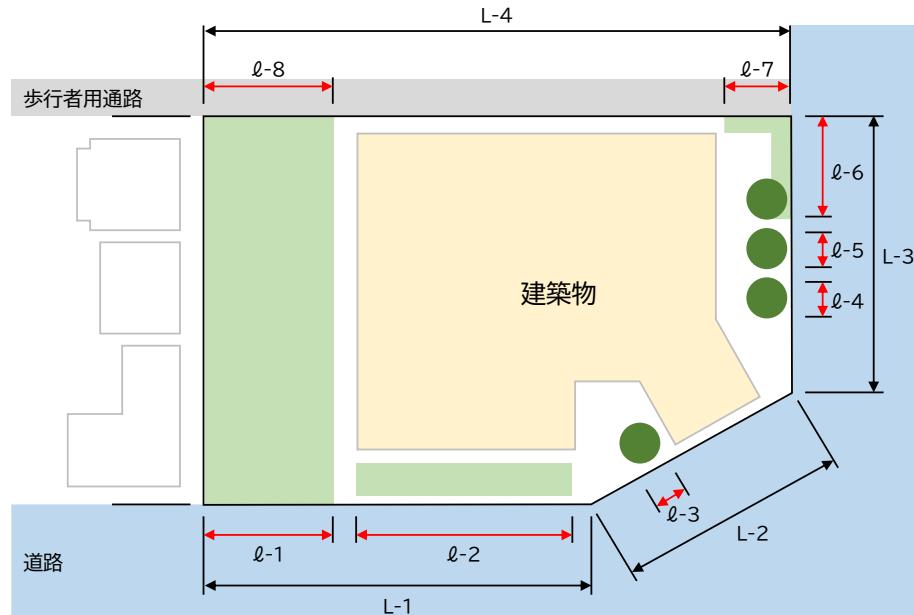


図38 レベル5に該当する接道部の緑化エリアのイメージ³⁵

【接道部緑化率の算定方法】

- 接道部緑化率は、敷地のうち、道路³⁶に接する部分の長さの総延長（接道部長さ）で、道路境界線と平行に測定した樹木等によって緑化された部分の長さの合計（接道部緑化長さ）を割った値とする。
- 区画や敷地が複数ある場合、接道部長さと接道部緑化長さはすべての区画や敷地の合算値とする。

$$\text{接道部緑化率} = \text{接道部緑化長さ} / \text{接道部長さ}$$



上記のような緑地の配置の場合、接道部長さはL-1からL-4の合計、接道部緑化長さはl-1からl-8の合計となる

- 接道部緑化長さは、次の事項ごとに算出した長さを合算する。
ただし、緑化の長さが重複する部分は、二重算定することはできない。
 - (ア) 緑地帯または生け垣
縁石等で区画され樹木で覆われた土地や、生け垣の長さと接道部緑化長さとする。

³⁵ 出所：東急不動産株式会社提供資料

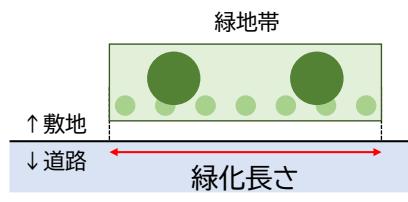
³⁶ 公道、私道の別を問わず通常一般の通行の用に供される道、通路等

ただし、高木の樹冠が緑地帯の範囲の外側に出ている場合は、その長さを含めることもできる。
※接道部の緑地帯等の縁石などの高さは、40 cm を超えないことが求められる。

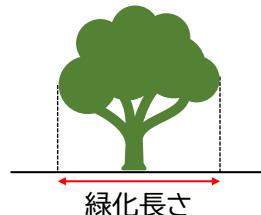
(イ) 単独木（高木および中木）

樹冠径（葉張りの長さ）を接道部緑化長さとする。

(ア) 緑地帯または生け垣



(イ) 単独木



- 以下の場合は、緑化部分を接道部緑化長さに含めることはできない。
 - 道路境界から 6 m を超えた位置における緑化
 - 地被植物のみの緑化や低木のみの緑化
 - 生け垣植栽が接道部緑化の前面（道路側）に設けられていることによって、道路側からの見通しが悪くなってしまっている場合
※生け垣のみによる緑化は避けることが望ましい
 - 樹木の前に門や塀、フェンス等の構造物がある場合
- ただし、透明で視認性が高いガラス製フェンス等の場合は接道部緑化長さに含めることができる

地被植物のみの緑化の例



接道部緑化長さに含めることはできない

透明で視認性が高い
ガラス製フェンスの例



接道部緑化長さに含めることができる

- 樹木の定義は以下の通りである。

- 高木：植栽時に 2 メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが 3 メートル以上ある樹木
- 中木：植栽時に 1. 2 メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが 2 メートル以上ある樹木
- 低木：高木、中木以外で植栽時の高さが 0. 3 メートル以上の樹木

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 単独木（高木および中木）の樹冠径（葉張りの長さ）は、申請書類の作成時点から 1 年以内の数値であることが望ましいが、樹木の伐採や大規模な剪定が行われていない場合は、計画時点または申請書類の作成より 1 年以上前の時点の数値を用いてもよい。

【提出が必要な資料】

- 接道部緑化率の計算式（接道部緑化率、接道部緑化長さ、接道部長さを明記）
- 接道部緑化率算出図面（緑地の位置を図示し、接道部緑化長さ、接道部長さを記載）
- 接道部緑化エリアのパース図、イメージ図等（道路からのアクセス性、植栽の工夫が確認できる資料）

5-3-12 デザインコンセプトの設定

良好な景観を形成するためのデザインコンセプトが設定され、そのコンセプトに基づいて適切に緑地がデザインされる設計となっているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
34	デザインコンセプトが設定され、そのコンセプトに基づいた設計となる計画か。	選択	レベル 0	デザインコンセプトが設定されていない。	0 点
			レベル 1	デザインコンセプトが設定され、デザインコンセプトに基づいた緑地の配置計画が作成されている。	1 点
			レベル 3	デザインコンセプトに基づいた植栽計画および構造物に関する色彩や素材の計画がある。	3 点
			レベル 5	レベル 3 に加えて、将来の緑地景観の成熟イメージが明確に示されている。	5 点

【解説】

- ・ 本項目におけるデザインコンセプトとは、良好な景観を形成するために、発揮したい緑地の機能・役割と人々の利用イメージについてのアイデアや考え方を明文化した標語、文章等を指す。

レベル 1

緑地または緑地を含む対象敷地全体のデザインコンセプトを設定し、そのコンセプトに基づいた緑地の配置計画が作成されている場合に該当する。

緑地の配置計画には、ゾーンまたはスポットごとの緑地の機能・役割や人々の利用イメージが示されている必要がある。なお、緑地の配置計画の図面と、ゾーンまたはスポットごとの緑地の機能・役割や人々の利用イメージが同一資料上の異なるページで示されている場合、あるいは別資料で示されている場合も、内容の充足が認められれば差し支えない。

レベル 3

景観を構成する重要な要素である植栽および構造物について、デザインコンセプトに基づいた種類や配置等の計画が作成されており、以下の 2 点を満たす場合に該当する。

- ・ 植栽計画がある
樹種選定の方針や植栽コンセプトと主な植栽樹種が示され、植物の特性や管理方法を考慮した適切な植栽計画図または植栽樹種リストが作成されている。
- ・ 構造物に関する色彩や素材の計画がある
デザインコンセプトに基づき、緑地景観と調和した人工構造物等のデザインを行うために、色彩計画（カラースキーム）または素材計画が作成されている。

レベル 5

樹木の成長や維持管理方法を考慮し、デザインコンセプトに基づいて景観の形成が進められた将来の緑地景観の成熟イメージが明確に示されている場合に該当する。

【提出が必要な資料】

- デザインコンセプトが確認できる資料
- 緑地の配置計画
- 植栽計画
- 外構の構造物に関する色彩や素材の計画
- 将来の緑地景観の成熟イメージが確認できる資料

(参考) 良好的な景観を形成するためのデザインコンセプトの例

LANDSCAPE as WORKPLACE

健康的なライフスタイルの実現のため、近年ではオフィスにおける創造的な働き方が求められている。シチズンの創業 100 周年を記念した事業の一環で、オフィスの再整備が行われた。従業員のウェルネス向上の視点に立ち、建物だけでなくランドスケープもオフィス空間の一部であることが事業者と設計初段階で共有された。オフィスで心の健康を生むために、自分と他者が協働すること、偶発的なコミュニケーションや気づきが促されること、自分の仕事に集中できること、これらを実現できる居場所を屋内外に設置した。建物とランドスケープを合わせ、敷地内で従業員の心の緩急のバランスがとれるような計画とした。

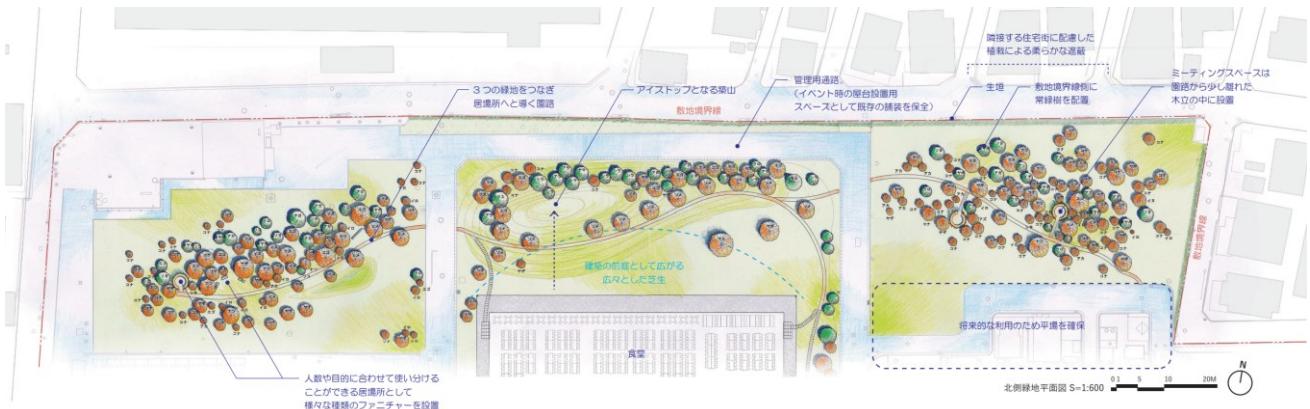


図 39 デザインコンセプトおよび緑地の配置計画のイメージ①³⁷

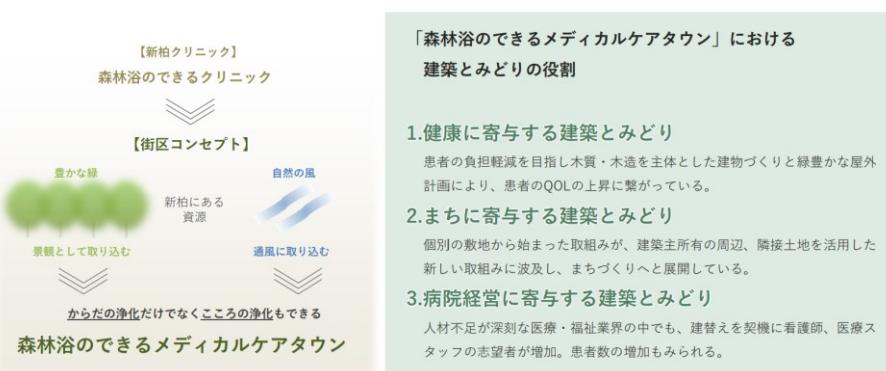


図 40 デザインコンセプトおよび緑地の配置計画のイメージ②³⁸

³⁷ 出所：シチズン時計株式会社提供資料

³⁸ 出所：医療法人社団中郷会 新柏クリニック提供資料

(参考) 外構の構造物に関する色彩や素材の計画の例

緑地内のファニチャーや園路については「アースカラー」、建築まわりは「ライトグレー」とし、緑地と建築周囲を視覚的にやさしくつないでいます。



図 41 外構の構造物に関する色彩や素材の計画 (カラースキーム (色彩計画)) のイメージ³⁹

³⁹ 出所：シチズン時計株式会社提供資料

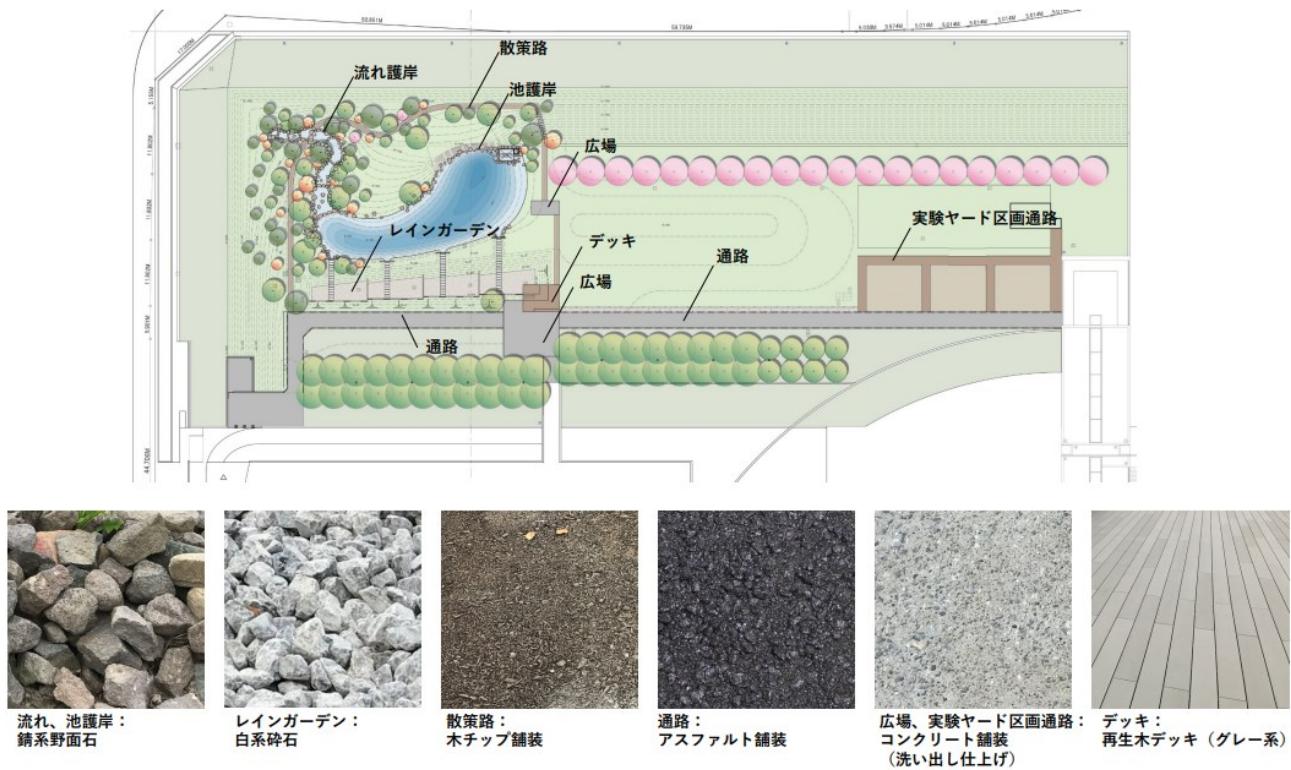


図 42 外構の構造物に関する色彩や素材の計画（素材計画）のイメージ⁴⁰

(参考) 将来の緑地景観の成熟イメージを示した資料の例

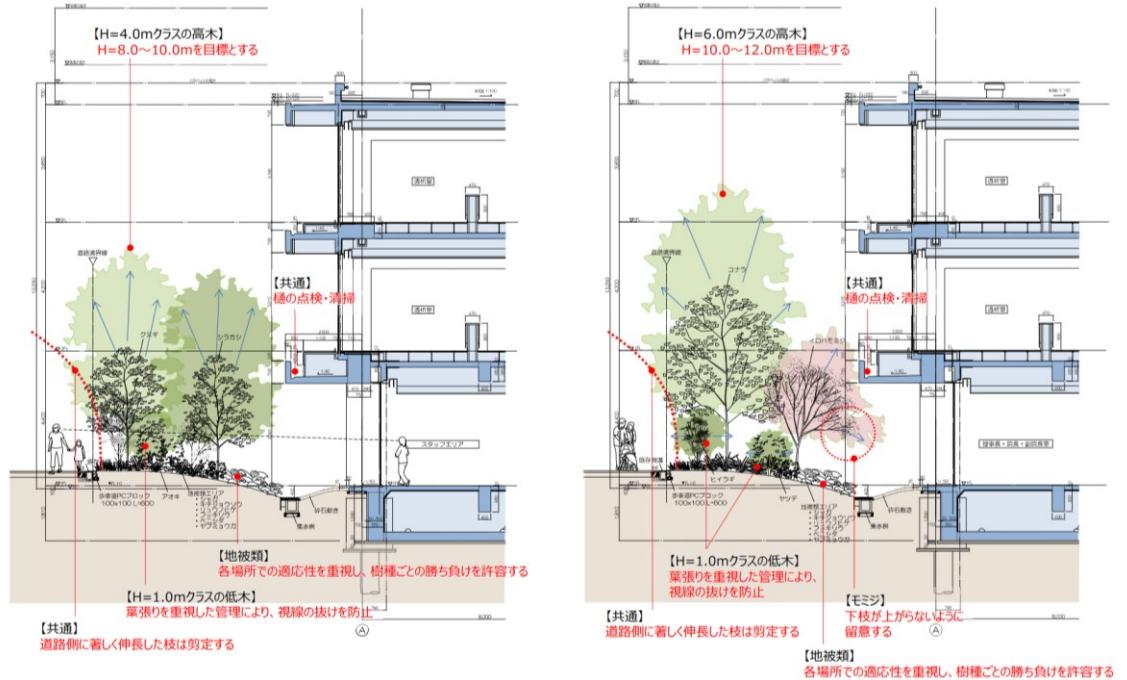


図 43 将來の緑地景観の成熟イメージ①⁴¹

⁴⁰ 出所：株式会社竹中工務店提供資料

⁴¹ 出所：医療法人社団中郷会 新柏クリニック提供資料

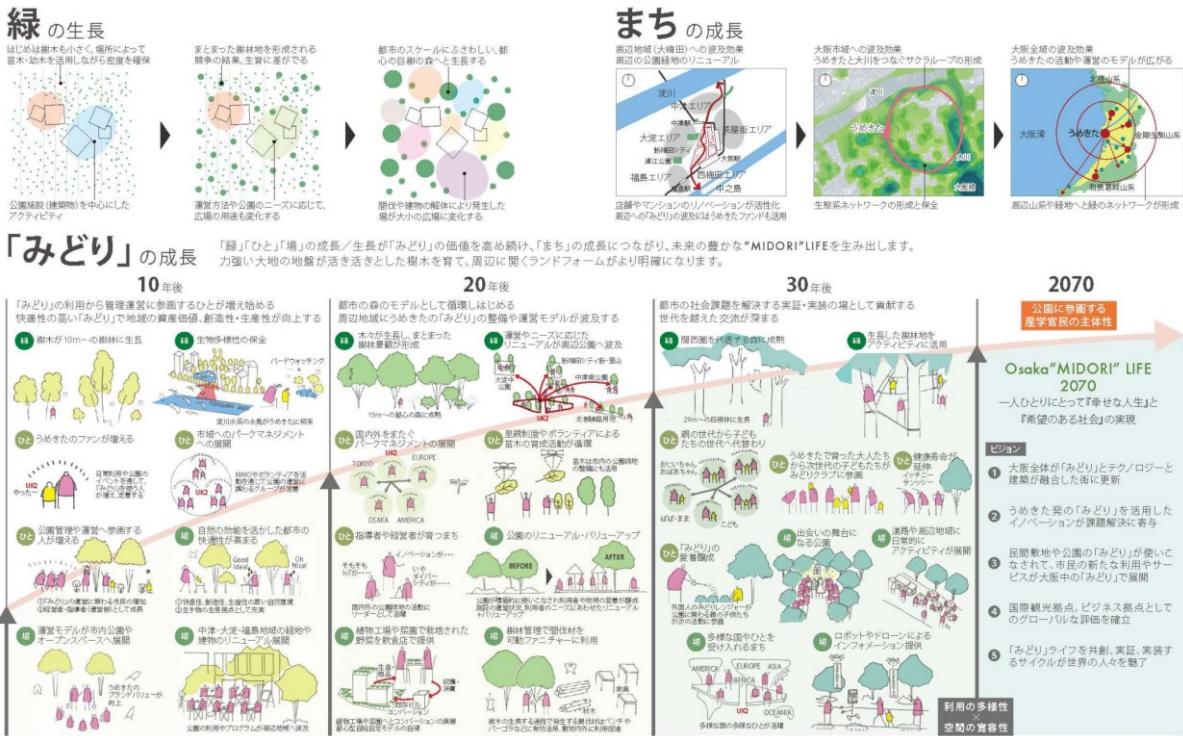


図 44 将来の緑地景観の成熟イメージ②⁴²

⁴² 出所：三菱地所株式会社（グラングリーン大阪開発事業者 JV 代表）提供資料

【カテゴリ：農の活用】

5-3-13 農の活用

緑地のうち農園等が整備され、農作業等を通じて Well-being 向上に資するプログラムが行われているかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
35	農園の整備や活用プログラムがある計画か。	選択	レベル 0	農園がない。	0 点
			レベル 1	従業員等の限定された者が利用できる農園がある。	1 点
			レベル 3	地域住民等が貸農園として利用できる。または、地域住民等が、農を活用するプログラムを通じて農園を利用できる。	3 点
			レベル 5	地域住民等が貸農園として利用でき、かつ、農を活用するプログラムを通じて農園を利用できる。	5 点

【解説】

- 農園とは、レクリエーションや生きがいづくり、学習などの多様な目的で、野菜や花、果樹等を育てる小面積の農地を指す。

レベル 1

従業員等の限定された者が貸農園として利用できる、または、個人あるいは共同で農作業を行うプログラムがある場合、該当する。ただし、単発の体験活動は含まない。

レベル 3

地域住民等（周辺地域の居住者や勤務者、周辺地域に存する教育機関、福祉法人、NPO、事業者、自治会等）を対象とした以下のいずれかの取組が行われている農園がある場合、該当する。

- 地域住民等が貸農園として利用できる。
- 地域住民等が個人あるいは共同で参加できる、以下のような農を活用したプログラムがある
 <プログラム>
 - 農福連携
 - マルシェや直売等、販売を通じた交流促進
 - 炊き出しやイートスペース等、飲食を通じた交流促進
 - 子どもや大人向けの農作業体験（野菜や果実等の収穫体験を含む）
 - 企業の福利厚生等を目的とした農業研修
 - 観光農園
 - 子ども食堂等への食材提供
 - その他農を活かして地域の課題解決等につながるプログラム

レベル 5

地域住民等を対象として、上記に記載した貸農園利用および農を活用したプログラムの両方が行われる予定の農園がある場合、該当する。

【提出が必要な資料】

- 活動計画書（農園経営の内容がわかるもの）

5-4 共通

「気候変動対応」「生物多様性の確保」「Well-being の向上」のコア評価にて網羅できていない緑地確保の取組推進に向けた重要な指標を評価する。

コア／ベース	領域	カテゴリー	NO	評価項目	評価指標	必須／選択
コア	共通	共通	36	先進的取組	その他先進的取組を行う計画か。	選択

【カテゴリ：共通】

5-4-1 先進的取組

他評価指標以外で気候変動対策、生物多様性の確保、Well-being の向上等の先進的な取組を行っていることを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
36	その他先進的取組を行う計画か。	選択	-	先進的取組を行う予定である。	5

【解説】

- 先進的取組を行っていることに対し 5 点を付与する。
- 現在設定されている他評価指標以外の取組みについて評価する。
- 取組概要（意図、効果等）に加え、取組みの先進性を担保するため、先進的と考えられる根拠を別途記入し、あわせてその根拠を示す資料の提示を求める。
- 先進的取組みの例としては、以下が挙げられる。
 - 既存の開発事業には多く見られない開発コンセプトや先端的な建設工法等の採用
 - 都市の生物多様性の確保・維持に資する施設や設備の設置、人材育成（研修等）の実施
 - 産官学民連携のまちづくりに資する取組み、等

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 既存緑地にて既に先進的取組みを実施している場合は、その継続性について取組概要に付記する。

【提出が必要な資料】

- 自由記述式欄の記入内容
- 記述内容の関連資料 等

5-5 マネジメント・ガバナンス

本テーマは認証取得に当たるベース評価となることから、すべての項目に該当する必要がある。緑地の有する機能を継続的・安定的かつ最大限に発揮するために、土地に係る適切な維持管理等のマネジメント及びそれを支える組織にかかる計画・体制・資金等のガバナンスを評価する。具体的には、事業（整備、維持管理、運営）計画の内容、情報の開示、地域住民等とのコミュニケーション、ネガティブ・インパクトの管理が適切に実施されているかを評価する。

コア／ベース	領域	カテゴリー	NO	評価項目	評価指標	必須／選択
ベース	マネジメント・ガバナンス	適切な事業の実施	37	事業の目的・目標の明確化	事業の目的・目標が明確となっている計画か。	必須
			38	整備・維持管理計画の作成	目的・目標を踏まえた適切な整備・維持管理等の実施計画がある計画か。	必須
			39	実施体制の明確化	実施体制及び責任者が明確である計画か。	必須
			40	専門家の関与	緑地の専門家や技術者が関与している計画か。	必須
			41	資金の確保	整備・維持管理等に必要な資金を確保する仕組みがある計画か。	必須
			42	モニタリングの実施	モニタリングを適切に実施し、その結果を維持管理に反映する計画か。	必須
		情報開示	43	情報の開示	緑地に関する情報公開を行う計画か。	必須
		地域住民等とのコミュニケーション	44	地域住民等とのコミュニケーション	地域住民等とのコミュニケーションを反映している計画か。	必須
		ネガティブ・インパクトの管理	45	ネガティブ・インパクトの管理	事業によって生じる可能性のあるその他ネガティブ・インパクトを特定し、適切な対応措置を行う計画か。	必須

【カテゴリ：適切な事業の実施】

5-5-1 事業の目的・目標の明確化

事業計画等において、事業がサステナビリティ（気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Being の向上）に関する目標を設定しており、緑地の機能を十分に發揮するためのビジョンが明確となっているかを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
37	事業の目的・目標が明確となっている計画か。	必須	-	事業の目的が明確であり、具体的な目標が設定されている。	-

【解説】

- 本項目で言及する「事業」とは、「優良緑地確保計画」のことを示し、単一の緑地を申請対象とする場合には当該緑地を意味し、複数の緑地・エリアを申請対象とする場合にはそれらすべての緑地を意味する。
- したがって、事業者が全社的に掲げるサステナビリティ関連の目標ではなく、優良緑地確保計画が目指す目標設定の状況が審査される。ただし、目標の設定に当たり事業者のサステナビリティレポートを参照することに問題ない。

上記を踏まえ、事業の目的や緑地の目指すべき姿が明確に定義されており、5年後を見据えた目標が具体的に設定されているかを審査する。

3つの領域（気候変動・生物多様性・Well-Being）毎に目標を設定する（表20参照）。目標は定量的なアウトカム目標、定量的／定性的アウトプット目標のいずれでも良いが、少なくともこのうち1つ以上は定量的なアウトカム目標であること。

表20で示すベースライン、アウトプットおよびアウトカムの定義は以下の通りである。

ベースライン：本認定制度申請時点での基準値であり、定期報告時の実態と照らして比較するための参考基準のことです。

アウトプット：プロセス、タスクまたは活動の具体的または直接的な結果であり、アウトカムを達成するための手段

アウトカム：プロセス、タスクまたは活動が長期的にもたらすインパクトであり、アウトプットにより達成しようとする最終目標や成果

- なお、優良緑地計画の中に複数の緑地・エリアが含まれる場合には、これらの目標はすべての緑地・エリアに共通するものでなくとも良く、ある1領域の目標ではある特定の緑地・エリアにおける目標値を設定することができる。（例：A,B,C緑地のうち、Well-being領域における目標はB緑地に該当する等）
- グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（補助金）の活用を検討する場合には、当該制度の申請基準である「3領域のうち2つ以上の分野での定量的アウトカム目標の設定」に準ずるよう、2つ以上の定量的アウトカム目標の設定を推奨する。

表19 定量的／定性的なアウトカム目標の事例

類型	事例
定量的なアウトカム目標	<ul style="list-style-type: none"> ・暑熱対策の実施／ヒートアイランド現象の抑制により X 地点の気温が○度低下される ・緑地における雨水貯留が○mm/h 以上実施される ・ユニバーサルデザインへの配慮により、多様な人々（身障者や妊婦、子供連れ、外国人等）の訪問者数／利用者数が○%向上される
定性的なアウトカム目標	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面・屋上緑化の計画を策定し、温室効果ガスの排出削減とヒートアイランド現象の緩和に貢献する ・○○（植栽／生物名）の保全に取組、都市の生物多様性の確保に貢献する ・地域の身体的・精神的な健康増進の場として中心的な役割を担う

【提出が必要な資料】

- 事業の目的・目標記入シート ※以下事例参照
 事業の目的・目標が記載された事業者独自のシート
 (以下は事業の目的・目標記入シート等を作成せず下記資料で代替する場合、該当箇所（ページ番号、行数）を明示のうえ下記を提出する)
 事業の目的・目標が記載された事業（緑地）計画やマニュアル
 申請者が管理するウェブサイト・プレスリリース
 他認定制度等の申請時に作成した事業の長期・短期目標

表 20 事業の目的・目標記入シートの例

	気候変動	生物多様性	Well-being
定性	壁面・屋上緑化の計画を策定し、温室効果ガスの排出削減とヒートアイランド現象の緩和に貢献する	○○（植栽／生物名）の保全に取組、都市の生物多様性の確保に貢献する	
定量			ユニバーサルデザインへの配慮により、多様な人々（身障者や妊婦、子供連れ、外国人等）の訪問者数／利用者数が○%向上される
ベースライン (2024 年)	壁面・屋上緑化の計画が存在しない	特定の植栽／生物の保全に係る取組が行われていない	多様な人々（身障者や妊婦、子供連れ、外国人等）の訪問者数／利用者数 =500 名／年

5-5-2 整備・維持管理計画の作成

緑地が整備・維持管理されるために必要な実施計画が設けられているかを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
38	目的・目標を踏まえた適切な整備・維持管理等の実施計画がある計画か。	必須	-	目的・目標に対して、その内容を踏まえ適切な整備・維持管理等の実施計画が作成されている。	-

【解説】

- 明確な事業目的、事業目標に対して、その内容を踏まえ適切な整備・維持管理等の実施計画が作成されているかを評価する。実施計画において管理目的、維持管理手法が明記されている箇所を確認する。新たに開発・整備される緑地の場合、項目37で設定した事業の目的を踏まえた事業計画が作成されているかを評価する。

【提出が必要な資料】

- 管理目的、維持管理手法が明記されている文書（緑地の維持管理計画・緑地管理規程・マニュアル等）
(新たに開発・整備される緑地の場合、案も対象とする)
 - 緑地管理規程の事業計画・開発事業工程表
- ※事業者自身が作成した資料のみならず、事業者が委託した企業についても、項目が充足されていれば提出を可とする。

5-5-3 実施体制の明確化

緑地の整備事業および維持管理事業における実施体制ならびに各事業責任者が明確であるかどうかを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
39	実施体制及び責任者が明確か。	必須	-	実施体制及び責任者が明確である。	-

【解説】

- 整備及び維持管理・運営（もしくは維持管理・運営のみ）における責任者および実施体制を整備体制図及び維持管理体制図から判断する。
- 整備段階における責任者および実施体制を判断するために、整備体制図に以下内容の記載を行う。
 - 整備における責任が所在する企業名およびその部署/団体名
 - 計画、設計、施工等に関連する企業/団体名
- 維持管理段階における責任者および実施体制を判断するために、維持管理・運営体制図に以下内容の記載を行う。
 - 維持管理・運営の統括を行う企業およびその部署/団体名
 - 植栽管理委託先の企業名
 - 委託先の契約期間
- 体制図等の必要提出資料には企業名、部署名を記載し、個人名は記載不要とする。
- 体制図に記載された企業のそれぞれの役割を明確に記載する。特に、責任が所在する企業とその部署、団体名には「責任者」と明記する。
- 体制図とは、本事業の関係者とその役割が示されている図であり、個々の企業/団体の全体の組織図を示すものではない。
- 以下は記載を必須としないが、該当する場合記載を推奨する。
 - 植栽管理等の委託先との定期的なコミュニケーションの有無
 - 植栽管理等の委託先が複数存在する場合、それぞれの委託内容の詳細
 - 維持管理・運営において、植栽管理以外における関係者が存在する場合、その企業/団体名

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 維持管理のみの事業の場合、維持段階における責任者及び実施体制を判断するため、維持管理・運営体制図の提出を行う。整備体制図の提出は必要ない。

【提出が必要な資料】

- 整備体制図（※維持管理のみの事業の場合提出不要）
- 維持管理・運営体制図

5-5-4 専門家の関与

緑地の計画段階における専門家の関与や、維持管理・運営において定期的な助言を受ける体制があるかどうかを評価する。

【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
40	緑地の専門家や技術者が関与している計画か。	必須	-	以下の緑地の専門家・技術者の関与がある。 ・ 計画作成の段階から、緑地に関する資格を有する専門家による定期的な助言等を受けている。 ・ 緑地の整備や維持管理において、資格を有する造園技術者が適正に確保されている体制となっている。	-

表21 評価の対象となる専門家の例

No	事業の段階・内容	資格
A	構想・計画	・ 教育・研究機関在籍者（環境・農学・園芸/造園学分野等） ・ 技術士（環境部門、総合監理部門） ・ 登録ランドスケープアーキテクト（RLA） ・ 1級ビオトープ計画/施工管理士 など
B	設計	・ 技術士（環境部門、総合監理部門） ・ 一級造園施工管理技士 ・ 登録ランドスケープアーキテクト（RLA） ・ 1級ビオトープ計画/施工管理士 など
C	施工	・ 一級造園施工管理技士 など
D	維持管理・運営 (植栽管理を含む)	・ 一級造園施工管理技士 ・ 造園技能士 ・ 技術士（環境部門、森林部門） ・ 登録ランドスケープアーキテクト（RLA） ・ 1級ビオトープ計画/施工管理士 ・ 自然再生士 ・ 公園管理運営士 ・ 環境カウンセラー ・ 生物分類技能検定1・2級取得者 ・ 樹木医 など

【解説】

- ・ 計画段階における専門家の関与、整備や維持管理・運営の実施体制における専門家との連携等について、根拠資料の該当箇所を明確に示す。或いは、補足説明を自由記述する。
- ・ 上記表に記載のA～D各段階全てにおける専門家の有無を確認する。

- ・ 計画作成の段階から、緑地に関する資格を有する専門家による定期的な助言等を受けていることを評価するために、申請者は A：構想・計画段階における専門家の関与について記載する。
- ・ 緑地の整備や維持管理において、資格を有する造園技術者が適正に確保されている体制となっていることを評価するために、申請者は B：設計、C：施工、D：維持管理・運営（植栽管理を含む）における資格保持者の関与について記載する。ただし、D に関しては、緑地運営計画の策定、環境教育の監修や環境調査、モニタリングなどにおける専門家の関与についての記載でも認める。
- ・ A～D 各段階の専門家であることが明確に確認できるように各専門家の関与の在り方を記載する。
- ・ 専門家の資格証明書の提出を原則必須とするが、提出が難しい場合、名刺や公式 HP 等、公的に確認できる根拠資料を提出する。
- ・ A～D の各段階の資格例（上記表参照）に記載された資格以外を提出する場合、資格がどのように事業に活かされるのか、自由記述を行う。

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- ・ 維持管理のみの事業の場合、D：維持管理・運営（植栽管理を含む）における専門家の関与のみを提出する。

【提出が必要な資料】

- A～D 各専門家の関与方法と資格名が明記された資料
- 資格証明等

5-5-5 資金の確保

緑地の将来的な整備・維持管理費用とその資金の調達方法が適切に考慮されており、安定的に緑地の整備・維持管理を行えるのかを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
41	整備・維持管理等に必要な資金を確保する仕組みがある計画か。	必須	-	緑地の整備・維持管理費とその資金の調達方法が適切に考慮されている。	-

【解説】

- International Capital Market Association(ICMA)のグリーンボンド原則等のサステナブル・ファイナンスに関する国際標準に則り、事業活動に関わる資金管理の妥当性及び透明性が担保されているかを評価する。資金ルートを確認する。
- 具体的には、安定的に緑地の整備・維持管理を行うために、緑地の整備・維持管理に係る資金の調達方法が考慮されており、将来的に緑地の整備・維持管理に係る費用が適切に確保されているか確認する。
- 緑地の整備・維持管理等に係る費用が明記されている計画の提出及び、緑地の整備・維持管理に係る資金の調達先・調達額を確認するために、下図のようなスキーム図の提出を求める。

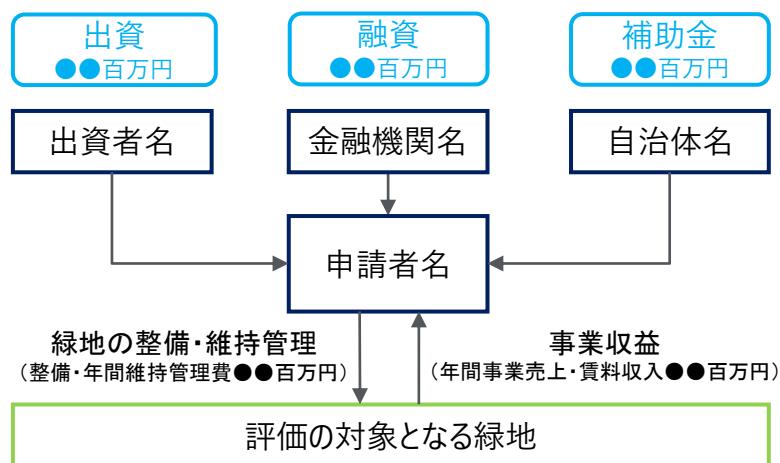


図45 スキーム図の作成例

【提出が必要な資料】

- 資金調達先・調達額が明記されたスキーム図（記載例は上図を参照）
- 緑地の維持管理に係る費用が明記された計画・管理費試算表
- 緑地の整備に係る費用が明記された計画（整備に関わる案件の場合）

5-5-6 モニタリングの実施

緑地の効果の持続可能性を担保するためのモニタリングが定期的に実施されているかを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
42	モニタリングを適切に実施し、その結果を維持管理に反映する計画か。	必須	-	設定する定量目標と、緑地の効果の持続可能性を担保するための他の取組に対する、モニタリングの具体的な内容・方法・頻度・体制等が示されている。	-

【解説】

- 評価項目 37「事業の目的・目標の明確化」において事業者が定めた定量目標に対するモニタリング方法が定められており、当該モニタリングが実施される計画かを評価する。緑地の効果の持続可能性を担保するための取組みとして事業者が定めた、緑地内の指定生物・植物等や、緑地内で実施されるイベント開催実績等を定期的把握する計画かを評価する。

【提出が必要な資料】

- 評価項目 37「事業の目的・目標の明確化」において事業者が定めた定量目標に対するモニタリング方法とモニタリング実施の計画が分かる資料
- 緑地管理計画書や緑地管理規程集、緑地管理の業務マニュアル、生物モニタリングの計画書等
- 地内で開催されるイベント等の開催報告書、開催履歴等

【カテゴリ：情報開示】

5-5-7 情報の開示

緑地に関する対外的な情報開示の内容を評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
43	緑地に関する情報公開を行う計画か。	必須	-	事業内容や緑地に関する情報公開を行っている、または行う予定がある。	-

【解説】

- 表に記載の A：緑地概要の記載は必須とし、B～D の記載は推奨とする。
- HP 等の根拠資料において、各カテゴリの該当箇所を明記する。
- HP 等とは、対外的な情報発信を行う基盤・媒体を意味する

表 22 情報開示のカテゴリ及び内容

No	カテゴリ	内容（例）
A	緑地概要	プロファイル、開発コンセプト、土地の歴史的背景 など
B	環境パフォーマンス	ヒートアイランド現象の緩和、CO2 吸収量、植物・生物の種類と増加数、雨水の貯留浸透機能に関する情報 など
C	マネジメント体制	維持管理主体、問い合わせ先、管理方法 など
D	市民交流	イベント開催状況、イベント募集情報、その他利用に関する情報 など

【提出が必要な資料】

- HP 等（各カテゴリ該当箇所を明記）
- 予定されている情報開示内容が確認可能な書類（管理計画等における情報開示方針の記載箇所等）

【カテゴリ：地域住民等とのコミュニケーション】

5-5-8 地域住民等とのコミュニケーション

地域住民等からの意見を適切に反映した緑地確保促進のため、地域住民等と意見交換や協議等でコミュニケーションを図っているかどうかを評価する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
44	地域住民等とのコミュニケーションを反映している計画か。	必須	-	事業の構想段階や維持管理・運営段階において、地域住民等とコミュニケーションを図る場を設け、その内容を必要に応じて緑地整備・維持管理計画に反映する。	-

表 23 地域住民等とのコミュニケーション有無を確認する資料例

資料名称
意見を収集する目的の地域への説明会やワークショップ開催等が確認できる書類（協議録等）
配布済み或いは配布予定の地域住民へのアンケート、ヒアリング結果等
地域住民とのコミュニケーション手順書等
緑地に関する地域住民等の意見を受け付ける問い合わせ窓口

【解説】

- 事業の構想・計画段階および維持管理・運営において緑地確保に関する事業説明会やワークショップ、地域住民等へのアンケートなどを行うことにより、合意形成が図られているかを確認する。
- 新規緑地事業および既存緑地事業で整備を含む事業の場合、構想・計画段階における地域住民等の意見の取り込み、かつ、維持管理・運営段階における意見の入手予定方法・緑地の維持管理・運営への反映に関する検討体制を提出する。
- 上記のコミュニケーションにより、その内容を必要に応じて計画に反映しているかどうか（例：整備計画における意見の取り込み）を評価する。
- 地域住民等への説明会などの協議録の詳細な内容の提出が困難な場合、開催した説明会やワークショップの目的、日付を記載した協議の概要を提出する。
- 新規緑地事業および既存緑地事業で整備を含む事業の場合、構想・計画段階における地域住民等の意見の取り込みを必須として評価することを原則とするが、何らかの事情で困難な場合、着工前に意見を取り入れる予定かどうかを自由記述する。
- 申請時点での維持管理・運営段階における意見の入手方法がない場合、今後窓口設置などの対応を行うかどうかを記載する。

<既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項>

- 維持管理・運営のみの事業の場合、以下を提出する。
 - 問い合わせ窓口等の維持管理段階における意見の入手・検討体制
或いは
 - 過去に開催された、維持管理段階における意見交換会等の目的・概要及び今後の予定/定期開催の

有無

【提出が必要な資料】

- 整備の構想・計画段階において、地域住民等の意見を入手するために開催された説明会・意見交換会等の概要（上記表参照）
- 維持管理・運営段階において、地域住民等の意見を入手するために開催予定である説明会・意見交換会等の概要（上記表参照）
- 問い合わせ窓口等の維持管理段階における意見の入手・検討体制或いは、過去に開催された、維持管理段階における意見交換会等の目的・概要及び今後の予定/定期開催の有無（既存緑地の質の確保・向上に資する事業で、維持管理・運営事業のみの場合）

【カテゴリ：ネガティブ・インパクトの管理】

5-5-9 ネガティブ・インパクトの管理

事業活動を通じて生じるネガティブ・インパクト、及びそれに対する適切な管理措置が考慮されているかを評価する。本認定におけるネガティブ・インパクトとは、緑地の存在やその整備・維持管理によって発生する可能性のある環境・社会への負の影響と定義する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
45	事業によって生じる可能性のあるその他ネガティブ・インパクトを特定し、適切な対応措置を行う計画か。	必須	-	緑地の存在やその整備・維持管理によって生じる可能性のあるその他ネガティブ・インパクトを予め特定し、それに対する適切な対応措置が示されている。	-

表 24 評価対象となる事例

No	ネガティブ・インパクト例	対応措置例
緑地の存在によって発生するネガティブ・インパクト		
A	<鳥害> 鳥類がもたらす粪や羽毛による汚れ、ゴミ荒らし等の生活被害	防鳥ワイヤー、防鳥ネットの設置等の防鳥ソリューション、餌やりの禁止に関する看板の設置
B	<倒木による被害> 枯木の倒木による安全被害、通路の妨げ	枯木の定期点検及び迅速な撤去、枯木を引き起こした害虫の駆除
C	<車輪が付いた運動用具による設備の破損や危害> 車輪が付いた運動用具（スケートボード等）の利用による公園設備の破損や人身事故の発生	車輪が付いた運動用具（スケートボード等）の利用に関する注意喚起看板の設置、階段やスロープへのブロックの追加
D	<利用者の個人情報の漏洩> 観光客が撮影した写真・動画による、環境教育等で訪れる利用者の写真のSNS上での拡散	観光客の写真撮影に関する日本語・英語での注意喚起看板の設置
E	<オーバーツーリズム> 観光客の増加による交通渋滞の発生	駐輪場の整備、シャトルバスの運行
F	<ジェントリフィケーション> エリアの上位化による地元の中小企業・店舗の売上の減少	地元の中小企業・店舗との積極的な対話の実施を通じ、地域と連携した集客の実施
緑地の整備・維持管理に伴う作業によって発生するネガティブ・インパクト		
G	<GHG排出量の増加> 大型の噴水設備やイルミネーション等、大規模な電力消費を伴う緑地事業の整備	エネルギー効率の高いポンプの導入等の省エネルギー対策、再生可能エネルギーを用いた緑地上の街灯の設置

H	<騒音の発生> 緑地の整備による騒音の発生	低騒音の施工法や低騒音型建設機械の選択、作業時間帯・行程の工夫
---	--------------------------	---------------------------------

表 25 評価対象外となる事例

No	ネガティブ・インパクト例	対応措置例	評価対象外となる理由
A	<GHG 排出量の増加> オフィス等の照明・冷暖房設備による大規模電力消費	エネルギーセンターの配置による効率的なエネルギー供給の実現やマンドレスポンスに関する取組	緑地ではなく、建築物（オフィス）に関するネガティブ・インパクトとなるため、評価対象外。
B	<外来生物の侵入> ○○県の外来生物リストに記載されている外来生物の侵入	外来種侵入防止に関するマニュアルの策定、防除作業の実施	項目 18「外来種の侵入防止・防除」で既に回答しているため、評価対象外。

【解説】

- EU Taxonomy や TNFD 等の国際標準では事業活動によって生じる可能性があるネガティブ・インパクトの特定、及びそれに対する適切な対応措置が設けられているかを重要視している。
- 本項目では申請者が緑地の存在やその整備・維持管理を通じて生じるネガティブ・インパクトを特定しており、それに対する適切な対応措置が考慮されているかを評価する。なお、下記ネガティブ・インパクト、対応措置は評価の対象外となる。
 - ① 建築物単体に関わるネガティブ・インパクト、対応措置
 - ② 既に他項目で回答した内容に関するネガティブ・インパクト、対応措置
- ネガティブ・インパクト、及び対応措置の評価対象、評価対象外となる例は上表に記載の通り。

＜既存緑地の質の確保・向上に資する事業を申請する場合の留意事項＞

- 既存緑地にて既にネガティブ・インパクトを特定しており、対応措置を設けている場合は、その継続性について対応措置の概要に付記する。

【提出が必要な資料】

- ①ネガティブ・インパクト、②対応措置の概要に関する説明文
- 整備計画、管理計画書、行政文書又は申請者が管理するウェブサイト等の対応措置の実施有無が分かる資料 ※もしくは根拠書類の提出が難しい場合、その理由。

【補足説明】

- 本項目への回答内容は「グリーンウォッシュ（環境に配慮したかの様に見せかける、実態が伴わない行動や表現）」とならないように、以下 4 つの観点に沿って回答内容が適切か確認することを推奨する。⁴³
 - ① ネガティブ・インパクトの概要の説明が不十分または範囲が広く、環境・社会への具体的な影響が読み取れない
 - ② 関係のない情報を基に、ネガティブ・インパクトの低減を主張している

⁴³ IUCN 日本委員会のウェブサイトに掲載されているカナダの TerraChoice 社が発表したグリーンウォッシュによって生じる弊害を参照。[グリーンウォッシュ 7 つの罪 - IUCN 日本委員会](#)

(法律で定められている基準を満たしているのみにも関わらず、ネガティブ・インパクトへの対応措置として記載している)

- ③ 提出された根拠書類からネガティブ・インパクトの低減に関する証拠が読み取れない
- ④ 限られた点に基づいて、対応措置がネガティブ・インパクトを低減していると主張している

5-6 土地・地域特性の把握・反映

本テーマは認証取得に当たるベース評価となることから、すべての項目に該当する必要がある。地形や歴史等の土地の成り立ち及び周辺地域の自然的・社会的環境、法的位置づけや行政計画を把握した上で、緑地の整備・維持管理が計画・実施されているかを評価する。

コア／ベース	領域	カテゴリー	No	評価項目	評価指標	必須／選択
ベース	土地・地域特性の把握・反映	土地・地域特性	46	自然環境・歴史文化の把握・反映	土地の成り立ちを把握し、それを反映している計画か。	必須
			47	社会的状況の把握・反映	土地及び周辺地域の社会的状況を把握し、それを反映している計画か。	必須
		法令・行政計画	48	法令遵守	法的位置づけを遵守している計画か。	必須
			49	行政計画の把握・反映	関連する行政計画等を踏まえた計画か。	必須
		課題設定	50	適切な課題の設定	土地・地域における課題と整合する項目が選択されている計画か。	必須

【カテゴリ：土地・地域特性】

5-6-1 自然環境・歴史文化の把握・反映

土地及び周辺地域の地形や歴史を既存資料や調査により把握し、整備計画及び維持管理計画等に反映しているかどうかを確認する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
46	土地の成り立ちを把握し、それを反映している計画か。	必須	-	土地及び周辺地域の成り立ち（地形や歴史）を把握した上で、整備計画及び維持管理・運営計画等に反映している。	-

表 26 把握した内容の根拠を示す資料例

資料名称
現存植生図、土地分類図・土地条件図 等
土地利用履歴調査資料、埋蔵文化財調査資料
各市史、町史や郷土資料館からの資料等
土地登記簿／建物登記簿 等
自然環境調査
国土地理院のベクトルタイル地形分類

【解説】

- ・ 対象地及び周辺地域の土地の成り立ち（歴史、産業、風俗、文化、自然環境等）を把握した上で計画に反映しているかどうかを評価する。
- ・ 本項目の評価の対象は「把握内容」と「反映内容」に分かれ、以下の提出をもとめる
 - ❖ 把握内容：土地の成り立ち（歴史、産業、風俗、文化、自然環境等）の背景・経緯等を認識しているか。
 - 把握内容の記載
 - 把握した自然環境・歴史文化等が分かる根拠資料（例：現存植生図など 上表参照）
 - ※把握内容は開発当時に限定されないが、開発から時間が経過している等の理由で開発当時の土地の成り立ち等の把握に使用した資料が入手困難な場合、土地の成り立ちが分かる類似資料の提出も可能とする。
- ❖ 反映内容：「把握内容」を活かし、落とし込んでいる整備計画、維持管理・運営計画となっているか。
 - 反映内容の記載
 - 把握内容を整備計画、維持管理・運営計画にどのように反映したかが分かる箇所
- ・ 土地の成り立ちのうち、特に自然地形、希少種、歴史・文化的価値の高い樹木について把握しているかどうかは別途確認する。上記3つが対象地に存在する場合、それぞれ以下を評価する。（各定義については補足説明参照）

- ・ 自然地形
 - ✧ 把握内容：自然地形が対象地に存在するか。
 - 国土地理院のベクトルタイル地形区分図（自然地形と人工地形の判別）を根拠資料として提出する。
 - ✧ 反映内容：自然地形を保全する計画があるかどうか。
 - 計画前の測量図または航空写真等、地形残存図、残存面積表等（自然地形の残存が確認できるいざれかの資料）
- ・ 希少種
 - ✧ 把握内容：対象地内に希少種が存在しているか。
 - 希少種リスト
 - ✧ 反映内容：希少種を計画に基づき保全しているか。
 - 希少種保全計画
 - 希少種に配慮した植栽の管理計画
- ・ 歴史・文化的価値の高い樹木
 - ✧ 把握内容：対象地内の歴史・文化的価値の高い樹木が対象地に存在しているか。
 - 天然記念物、保存樹・保存樹林、名木・古木、景観重要樹木等の指定に関する資料
 - ✧ 反映内容：保全措置を行う樹木の位置、樹種、高さ、保全・管理方法等について記載した保全計画が作成されているか。
 - 歴史・文化的価値の高い樹木の保全計画（保全措置を行なう樹木の位置、樹種、高さ、保全・管理方法等が確認できる資料）

【提出が必要な資料】

- 把握内容の記載
- 把握した内容の根拠を示す資料（例：表26）
- 反映内容の記載
- 整備計画の該当箇所
- 維持管理・運営計画の該当箇所
- 自然地形、希少種の保全、歴史・文化的価値の高い樹木に関する把握・反映内容（手引き文中参照）

【補足説明】

- ・ 審査対象となる自然地形の定義

自然地形とは自然の営力・現象によって形成された地形をさし、地形区分としては山地、丘陵、台地・段丘、段丘崖、低地・自然堤防等々がある。

具体的には、以下の方法で「国土地理院のベクトルタイル地形区分図（自然地形と人工地形の判別）」を確認する。

- ・ ズームレベルを拡大（詳細）にした状態で、人工地形と自然地形が重ならない場所は、すなわち

自然地形が残っている場所。そのうち、平坦地の地形(台地・段丘・扇状地・氾濫平野・後背低地・湿地・旧河道等)ではない斜面地の区分(山地・崖・段丘崖・山麓堆積地形・天井川・砂州・砂丘・自然堤防・地すべり地等)とされている場所を対象とする。

- ・ 扇状地は平坦地とみなし、対象としない。
- ・ 希少種の定義
 - ❖ 希少種は以下の種が該当する。
 - ①環境省及び都道府県・地方公共団体が作成するレッドデータブック・リスト掲載種
 - ②法令・条例や行政文章において、希少性が高いと評価されている種
 - ③国・県指定天然記念物
 - ❖ ただし、もともと対象地に自然に生息・生育していた種、地方公共団体・地元活動団体などの活動のもと周辺地域で保全が行われている種等を対象とし、以下に該当する個体は対象外とする。
 - ・園芸種等、由来のわからない購入した個体
 - ・趣味や鑑賞、営利目的で飼育・栽培されていた個体
 - ・違法に採取・採集され導入された個体
- ・ 歴史・文化的価値の高い樹木の定義

天然記念物（「文化財保護法」または地方公共団体の条例等に基づくもの）、保存樹・保存樹林（「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」または地方公共団体の条例等に基づくもの）、名木・古木（地方公共団体の条例等に基づくもの）、景観重要樹木（景観法）等、公的に指定、認定されている樹木を指す。

5-6-2 社会的状況の把握・反映

対象地及び周辺地域の社会的状況及び地域特有の社会課題などについて把握し、整備計画等に反映しているかどうかを確認する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
47	土地及び周辺地域の社会的状況を把握し、それを反映している計画か。	必須	-	土地及び周辺地域の社会的状況（人口、施設、交通、防災・減災、土地利用状況、開発状況、循環経済等）及び地域特有の社会課題などについて、資料や調査等を基に把握した上で、整備計画及び維持管理・運営計画等計画に反映している。	-

表 27 社会的状況を把握した内容の根拠を示す資料例

資料名称
社会的状況（人口分布、施設、交通網）調査
国勢調査
地方公共団体へのヒアリング議事録
関連する民間レポート/ニュース・新聞の記事
行政計画（地方公共団体の基本構想、基本計画等）の中で社会的状況・課題に言及している箇所

【解説】

- ・ 社会的状況及び社会課題について把握し、計画に反映しているかどうかを確認する。
- ・ 本項目の評価の対象は「把握内容」と「反映内容」に分かれ、以下の提出をもとめる
 - ❖ 把握内容：対象地及び周辺地域の社会的状況及び社会課題を認識しているか。
 - 把握内容の記載
社会的状況・社会課題の例）一人世帯老人や社会的孤立の状況、防災・減災に関する課題等
 - 把握した社会的状況・社会課題等が分かる根拠資料（上表参照）
 - ※社会的状況の把握方法に関しては、計画への活用を目的とした積極的調査の実施が望ましい。
- ❖ 反映内容：「把握内容」を活かし、落とし込んでいる整備計画、維持管理・運営計画となっているか。
 - 反映内容の記載
 - 把握内容を整備計画、維持管理・運営計画にどのように反映したかが分かる箇所
- ※把握内容を活かした反映の記載は緑地に関連する内容であることが望ましい。

【提出が必要な資料】

- 把握内容の記載
- 把握した内容の根拠を示す資料（例：表 27）
- 反映内容の記載
- 整備計画や維持管理・運営計画の該当箇所

【カテゴリ：法令・行政計画】

5-6-3 法令遵守

緑地の開発・維持管理にあたり準拠しなくてはならない法令を正確に把握し、それらが遵守されているかを確認する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
48	法的位置づけを遵守している計画か。	必須	-	緑地の整備・維持管理にあたり準拠しなくてはならない条例を含む法令を把握し、それらを遵守しているか。	-

表 28 緑地に関する法令の一覧（例示）

取組
都市緑地法
都市計画法
建築基準法
工場立地法
保存樹法
林地開発許可基準
地方公共団体の緑化条例
農薬取締法
景観法
建設リサイクル法
プラスチック循環促進法
資源有効利用促進法
廃棄物処理法
大気汚染防止法
水質汚濁防止法
化学物質審査規制法
ダイオキシン類対策特別措置法

【解説】

- 法的位置づけから、緑地事業にとって特に重要と考えられる事項を整理した上で、計画・設計に反映しているかを確認する。当該緑地に関わる法令、地方公共団体条例等は上表に例示されている通り。
- 新規に緑地を創出する事業の場合で、本制度の認定申請時に法令許可等の申請が未完了で関連書類を提出できない場合は、申請予定の許可等の名称及び許可申請時期の目途を報告することとする。また、当該許可等が交付され次第、定期報告を待たずに、当該許可証を追加提出することとする。

【提出が必要な資料】

- 提出する法令等の資料名称の一覧
- 各法令等の手続き時の届出、事業完了届（緑地等管理計画書等）
- 建築申請書類／開発許可書類
- 必要な許可等を提出できない場合は、申請予定の許可等の名称及び許可申請時期の目途の情報（書式不問）

5-6-4 行政計画の把握・反映

地方公共団体の「緑の基本計画」、都市の総合計画・都市マスタープラン等、当該地区の緑地開発の指針となる上位計画に沿った計画となっているかを確認する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
49	関連する行政計画等を踏まえた計画か。	必須	-	緑の基本計画等の関連する行政計画や地域住民等により作成されたまちづくり計画等を把握し、それらを踏まえた計画となっている。	-

【解説】

- ・緑地の整備・維持管理計画を作成するにあたり、上位計画の指針を読み解き、反映した内容になっているのかを確認する。
- ・参照する行政計画の例
 - ✧ 地方公共団体の緑の基本計画
 - ✧ 都市の総合計画・都市マスタープラン
 - ✧ 国・県単位の計画（都市再生緊急整備地域、等）

【提出が必要な資料】

- 行政計画等の該当箇所
- 緑地計画（事業計画）やマニュアル又は申請者が管理するウェブサイト等、行政計画の反映が確認できる資料
- 自由記述（緑地計画のどの部分が上位計画を参照しているのかを確認できる資料）

【カテゴリ：課題設定】

5-6-5 適切な課題の設定

評価の対象となる土地・地域における課題を明確に把握しており、その把握された課題と選択された評価項目との整合性・妥当性を確認する。

【評価基準と配点】

No	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
50	土地・地域における課題と整合する項目が選択されている計画か。	必須	-	当該土地・地域特性を踏まえた課題が設定され、これらの課題と整合性を持つ項目が選択されている。	-

【解説】

- 周辺地域を含む緑地の自然的環境・社会的環境、またその土地独自における課題が抽出され、統合的な課題解決のために当該緑地における気候変動対策・生物多様性の確保・Well-being等の役割が果たされているかなど、各領域において選択された整合性・妥当性を確認する。
- 各領域において選択された評価指標を列挙するとともに、対象緑地を含む地域の課題（及びその背景・根拠）と選択された評価指標の整合性や妥当性の根拠について以下のロジックモデル等を作成し、土地・地域特性と課題、選択項目の繋がりが分かりやすく記載されるものを提示する。

【提出が必要な資料】

- 選択項目が明記された自己採点シート
- ロジックモデル等の作成

※地域の課題（及びその背景・根拠）と選択された評価指標の整合性や妥当性の根拠を別方式で提示可能な場合は、この限りでない。

- 関連書類の提出

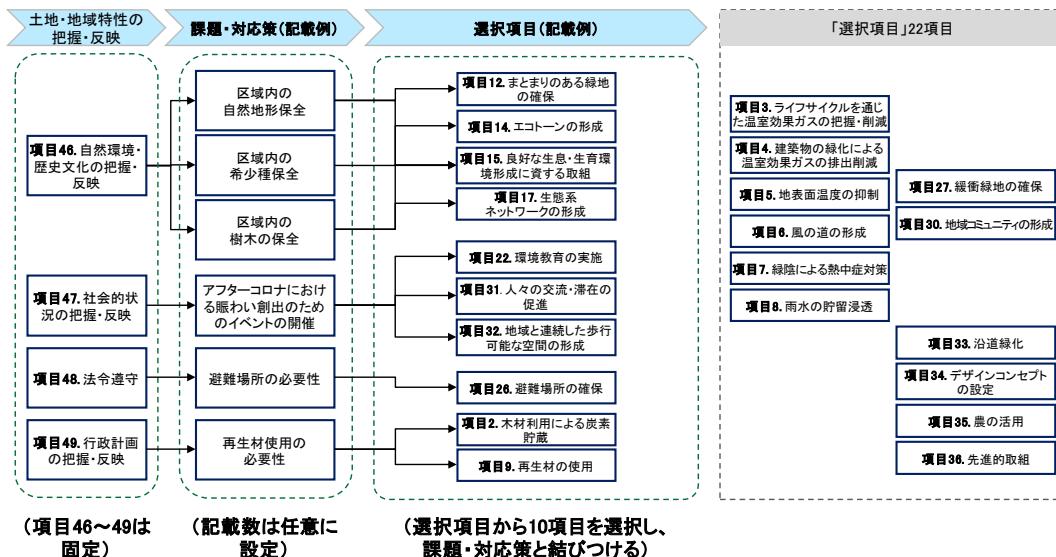


図46 自由記述式欄の記入例（選択フロー図、ロジックモデル）